

第6次豊橋市総合計画・後期基本計画策定
調査特別委員会資料

第6次豊橋市総合計画後期基本計画
(素案)

令和7年11月12日

豊橋市

目 次

序 論

I. 総合計画とは	5
II. 豊橋市の概要	7
III. 今後の見通し	13
IV. 社会潮流と基本認識	23

基 本 構 想

I. 基本構想策定の趣旨	29
II. まちづくりの基本理念	30
III. 目指すまちの姿	31
IV. 基本構想実現のために	35

基 本 計 画

I. 基本計画策定の趣旨	39
II. 都市空間形成の考え方	40
III. 分野別計画	43
1. 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち	47
2. 活力みなぎり、はつらつと働けるまち	61
3. 命の安全、心の安心が確保されたまち	71
4. みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち	81
5. 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち	95
6. 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち	109
7. 自然と共生し、地球環境を大切にするまち	119
8. 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち	129
IV. まちづくり戦略(第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略)	141
1. 安心に包まれた子育て・教育環境づくり	148
2. 希望に満ちた仕事づくり	150
3. 定住につながるまちの魅力づくり	152
4. 暮らしを支える都市空間づくり	154
V. 基本計画推進のために	156

附 属 資 料

I. 策定体制	161
II. 会議等の開催経緯	170
III. 用語説明	172

序論

序論	
基本構想	
基本計画	1 子育て・教育
	2 産業
	3 安全・安心
	4 健康・医療・福祉
	5 文化・スポーツ・共生
	6 にぎわい
	7 環境
	8 都市基盤
戦略	
附属資料	

Ⅰ．総合計画とは

総合計画は、社会情勢や国の政策を踏まえた将来展望をもとに、自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにするものです。

1. 構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されています。

○基本構想

将来目標として本市が目指すまちの姿と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものです。

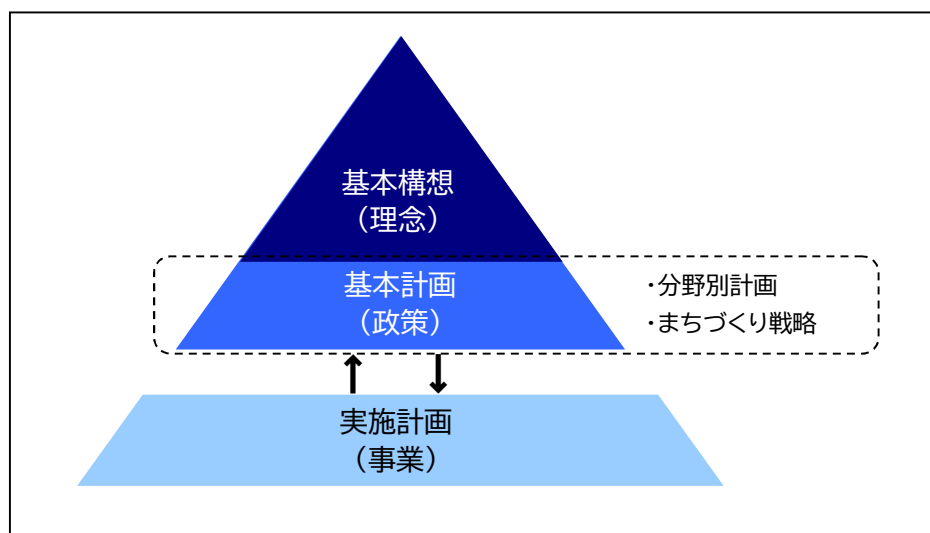
○基本計画

基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、政策ごとの取り組みの基本方針(分野別計画)や、戦略的な施策(まちづくり戦略)を明らかにするものです。なお、まちづくり戦略は、第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものとなります。

○実施計画

基本計画の取り組みの基本方針に基づいて、具体的な事業計画を明らかにするものです。

総合計画



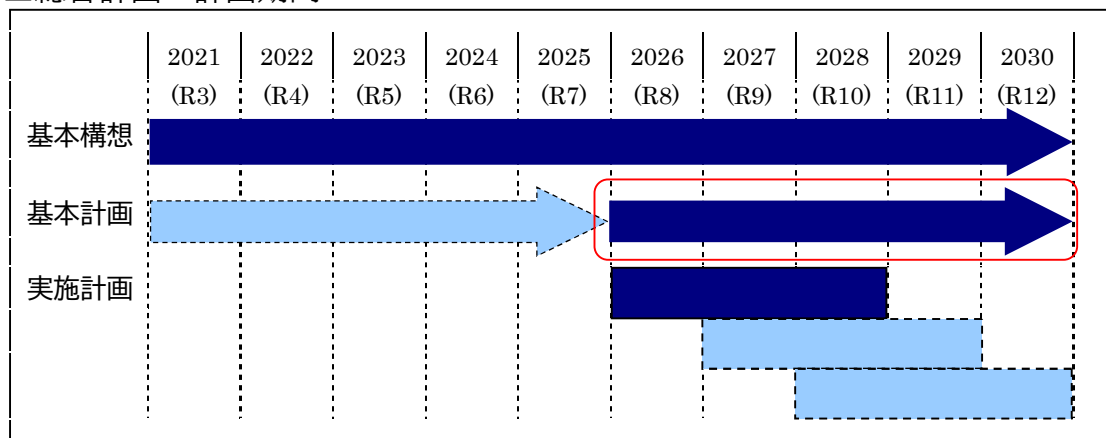
2. 期間

基本構想は、2021(令和3)年度から10年後にあたる2030(令和12)年度を目標年次とします。

後期基本計画は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間を計画期間とします。

実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度見直すことで実効性を担保します。

■総合計画の計画期間



II. 豊橋市の概要

1. 地理的条件

○位置

本市は、愛知県の東南部、名古屋市から約70kmの距離にあり、また、東京から西へ約300km、大阪から東へ約260kmの中間地点に位置しています。市域の広がり
は東西17.8km、南北23.9kmで、面積は262.05km²です。(2025(令和7)年4月1日現在)

○地勢

東は弓張山地を境に静岡県に接し、南は遠州灘、西は三河湾に面しています。地形はおおむね平坦で、豊川をはじめ梅田川、柳生川、朝倉川などが本市をほぼ東西に貫流し、三河湾へ注いでいます。

○気候

南には太平洋の黒潮が流れ、東部・北部を山地に囲まれているため、気候は比較的温暖で年間の平均気温は17℃程度です。冬季には「三河のからっ風」と呼ばれる北西の季節風が吹き寒さを感じますが、雪はまれにちらつく程度で積雪はほとんど見られません。

序論	
基本構想	基本構想
	1 子育て・教育
	2 産業
	3 安全・安心
	4 健康・医療・福祉
	5 文化・スポーツ・共生
	6 にぎわい
	7 環境
	8 都市基盤
基本計画	戦略
	附属資料

2. まちづくりのあゆみ

○城下町「吉田」の誕生

豊橋地域には、縄文時代から弥生時代にかけての遺跡が数多くあり、また県内で最多の古墳が現存する古来より人々が生活を営んできた地域です。古くは「穂国」と呼ばれていましたが、後に「三河国」と統合されました。平安時代には、飽海川（現在の豊川）の渡しが「志香須賀の渡」として和歌の歌枕ともなり、鎌倉時代には橋がかけられたことから今橋と呼ばれ、東海道の渡河集落として発展しました。

1497(明応6)年頃、牧野古白が今橋城を築き、のちに吉田城と改称されました。江戸時代に入ると、吉田は東海道の要衝として譜代大名が配置され、中期以降は松平伊豆守家7万石の城下町として、また、東海道五十三次の34番目の宿場町としてにぎわう一方、豊川河口の吉田湊などは、水上交通の要として江戸、伊勢湾沿岸をはじめ各地との通航に大いに利用されました。

○市制施行と戦災からの復興

1869(明治2)年、吉田藩は豊橋藩と改められ、1871(明治4)年、廃藩置県により豊橋県となり、同年額田県に合併、翌年には愛知県の管轄となりました。1889(明治22)年には市制町村制施行により豊橋町となり、1906(明治39)年8月1日には、県下2番目(全国で62番目)の市として「豊橋市」が誕生しました。

1923(大正12)年に都市計画法の適用が認可され、上下水道の敷設、幹線道路の開発・拡張など都市基盤の整備が進められました。さらには、1925(大正14)年には路面電車が開通するなど、近代的な都市へと発展しました。

1932(昭和7)年9月、隣接5か町村を合併し、人口14万人余を数える養蚕のまちとして、また軍都として栄えましたが、1945(昭和20)年6月19日、20日の大空襲により市街地の大半が焦土と化しました。しかし、戦後、市民の不屈の努力と画期的な復興土地区画整理事業の完成により、戦前をしのぐ都市づくりを成し遂げました。また、南部地区では、戦後の失業対策と食糧増産を目的とした農地開拓も進められましたが、田畑を潤す水は絶対的に不足していました。

○産業の発展

1955(昭和30)年の「昭和の大合併」で市域はさらに拡大し、人口は20万人を超えました。東三河地域は、1964(昭和39)年に工業整備特別地域に指定されたことを契機に、三河港の整備と臨海部を中心とした工業団地の形成が進みました。そして同年、東京駅から新大阪駅までを結ぶ東海道新幹線が開通、本市でも東海道新幹線豊橋駅が開業し、経済や人の流れに大きな変革をもたらしました。

また、1965(昭和40)年に豊川放水路が完成、1966(昭和41)年に農業経済圏整備地域の指定を受け、1968(昭和43)年には豊川用水が全面通水し、南部地区でも安定的な水の供給が可能となり露地野菜や施設園芸などが急伸しました。さらに1969(昭和44)年に東名高速道路が全線開通し、首都圏への物流機能などが飛躍的に高まったほか、1972(昭和47)年には豊橋港が開港するなど、この時代に本市の産業発展の基礎が築かれました。その後も地域産業が発展する中で、港や幹線道路など産業の要となるインフラの整備が進められています。

○都市の成熟

産業の発展とともに公園整備や都市緑化が進められる一方、美しいまちづくりへの市民意識が高まり、1975(昭和50)年に530(ゴミゼロ)運動が生まれ、全国へと広がりを見せました。また、1979(昭和54)年には美術博物館、1983(昭和58)年には中央図書館が開館するとともに、戦後まもなく開学した愛知大学に加え、1976(昭和51)年には国立(現:国立大学法人)豊橋技術科学大学、1983(昭和58)年には豊橋短期大学(現:豊橋創造大学)が開学し、文化・教育環境の充実が図られました。

平成の時代に入ると都市機能の整備は一段と進み、1989(平成元)年には総合体育館、1992(平成4)年には総合動植物公園「のんほいパーク」、1994(平成6)年にはライフポートとよはしなどの公共施設の建設が相次ぎました。また、中心市街地では1997(平成9)年に豊橋ステーションビルが改築、翌年には豊橋駅東口駅前広場が完成し、その後も周辺街区の再開発が進められています。

近年では、2008(平成20)年にこども未来館「ここにこ」、2013(平成25)年に穂の国とよはし芸術劇場「プラット」、そして2021(令和3)年には、まちなか図書館やまちなか広場がオープンし、さらなる魅力と活気を生み出しています。郊外においても、2019(令和元)年に豊橋で初となる道の駅「とよはし」がオープンし、地域の魅力を発信しています。また、2025(令和7)年には国道23号名豊道路が全線で開通し、本市への交通アクセスが向上しました。

序論	
基本構想	
基本計画	1 子育て・教育
	2 産業
	3 安全・安心
	4 健康・医療・福祉
	5 文化・スポーツ・共生
	6 にぎわい
	7 環境
	8 都市基盤
	戦略
附属資料	

○広域連携による地域づくり

本市を中心とした東三河地域は、1979(昭和54)年にモデル定住圏、1993(平成5)年に地方拠点都市地域の指定を受け、互いに連携しながら一体的な地域づくりを進めてきました。こうした中で本市は、1999(平成11)年に中核市へ移行し、東三河の中心都市にふさわしい行政体制を整備してきました。

2012(平成24)年には東三河県庁が設置、同年には東三河広域経済連合会も設立されたことにより、東三河地域の連携体制は一層強固なものとなりました。そして2015(平成27)年、本市をはじめ東三河の8市町村は、地域の将来にわたる持続的な発展に向けた新たな連携体制として東三河広域連合を設立し、主体的かつ自立した地域づくりの新たなステージに突入しました。

三遠南信地域(東三河地域、静岡県西部の遠州地域、長野県南部の南信州地域)もまた、経済生活圏としてのつながりが強く、県境を越えた広域連携の盛んな地域です。こうした地域の特色を生かし、2008(平成20)年に三遠南信地域連携ビジョンを策定、同年には推進組織として三遠南信地域連携ビジョン推進会議(SENA)を設置しました。そして、2019(平成31)年には第2次三遠南信地域連携ビジョンを策定し、地域が一丸となって持続可能な発展に向けて取り組んでいます。

○世界へと視野を広げて

1990(平成2)年の出入国管理及び難民認定法の改正を契機に、本市の外国人市民はブラジル国籍の方を中心に年々増えてきました。そして2006(平成18)年、本市は市制施行100周年を迎え、これを機に「平和・交流・共生の都市宣言」を行い、世界に開かれ、平和を希求するまちを目指すこととしました。現在ではフィリピン国籍の方も増加するとともに、かつての出稼ぎから本市への定住化が進み、多文化共生が着実に根付きはじめています。

また、2015(平成27)年、国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、その翌年には国内でさまざまな取り組みが始まりました。2019(令和元)年、国からSDGs未来都市に選定された本市においても、2030年までに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、近隣地域だけでなく世界へと視野を広げ、インドネシアでの水道技術支援や、ボルネオ島での野生動物保護活動といった地球規模の生物多様性保全への取り組みなど、これまでの友好都市等を中心とした国際交流のみならず、国際貢献活動へも発展しています。

3. わたしたちのまちの姿

○豊かで美しい自然環境

遠州灘沿岸の表浜海岸は、東西の延長約14kmの直線的で美しい砂浜が広がり、本州で有数のアカウミガメの産卵地となっています。この海岸の西側背後は、高いところでは50m以上の海食崖が続いており、津波による被害の心配の少ない地域です。また、三河湾奥部の汐川干潟は、シギ・チドリ類など渡り鳥の渡来地として全国的に知られています。

弓張山地のふもとに位置し、自然歩道のコースでもある県指定天然記念物の葦毛湿原は、国内最大級の湧水湿地で「東海のミニ尾瀬」と呼ばれ、シラタマホシクサなど湿地性植物の宝庫となっています。

○暮らしやすい都市環境

本市の中心市街地は、個性的な店舗が連なる商店街や、穂の国とよはし芸術劇場「プラット」などの公共施設が立地し、さらなる魅力とにぎわいを生み出すための再開発や歩道の整備も進んでいます。東三河の玄関口である豊橋駅には、新幹線をはじめ3社6路線の鉄道が乗り入れ、全国的にもめずらしい路面電車は市民の足として、そしてまちのシンボルとして「市電」の愛称で親しまれています。公共交通は中心市街地と郊外の市街地を結び、まとまりのある暮らしやすい都市空間を形成しています。

市内の道路網は都市部を中心に放射環状に広がり、中心部を通る国道1号のほか、大規模バイパスとなる国道23号名豊道路や渥美半島へと続く国道259号などの幹線道路が通過しています。その沿道には多くの企業が立地し経済活動を営んでおり、交通網の発達とともに経済生活圏は市域を越えて広がっています。

序論	
基本構想	
基本計画	1 子育て・教育
	2 産業
	3 安全・安心
	4 健康・医療・福祉
	5 文化・スポーツ・共生
	6 にぎわい
	7 環境
	8 都市基盤
	戦略
附属資料	

○多様で豊かな豊橋文化

古くは城下町、宿場町、湊町として栄えた本市には、吉田神社に由来し400年以上の歴史を誇る勇壮な「手筒花火」、国の重要無形民俗文化財に指定されている天下の奇祭「鬼祭」、江戸時代から続く伝統的工芸品「豊橋筆」など数多くの伝統文化があり、先人たちが育み守ってきた地域の宝を今に伝えています。また、1867(慶応3)年に端を発する民衆運動「ええじゃないか」をキーワードとしたさまざまなまちづくりが展開されていること、日本アマチュアオーケストラ連盟の本部が置かれていること、530運動発祥の地であることなどが示すように、市民活動が盛んな地域でもあります。さらに近年では、定住化が進んだ外国人市民と日本人市民が協働して防災訓練を開催するなど、地域に根差した取り組みが行われ、全国的に見ても多文化共生の先進都市でもあり、多様性に富んだ文化が育まれています。

○国内有数の農業と自動車港湾

豊かな水と温暖な気候に恵まれた本市では、キャベツや白菜などの露地野菜、トマトやスナックエンドウ、大葉などの施設野菜、次郎柿や種なし巨峰などの果物、胡蝶蘭やデルフィニウムなどの花きといった、多種多様な農作物が生産されています。また、日本一の飼育羽数を誇るうずらをはじめ、養豚や養鶏などの畜産も盛んで、国内有数の農業産出額を誇っています。

三河港周辺には、加工組立型産業を中心とする臨海工業地帯が形成されており、日本のほぼ中央という立地の良さから、外資系自動車産業をはじめ多くの企業が集積しています。特に三河港は、自動車輸入で金額、台数ともに全国1位で、自動車輸出でもトップを争うなど、日本を代表する自動車港湾となっています。

Ⅲ. 今後の見通し

本市の目指すまちの姿を描き計画するにあたり、まちづくりを進めていく上での基本データとして、将来における人口や産業、財政の見通しを示します。

1. 人口の見通し

(1)人口

本市の人口は市制が施行された1906(明治39)年から100年余りでおおよそ10倍にまで増加し2010(平成22)年には376,665人に達しましたが、その後10年間で約4,700人減少し、2020(令和2)年には371,920人となりました。

また、本市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、2025(令和7)年以降の将来人口を推計すると、第6次豊橋市総合計画の最終年である2030(令和12)年には348,000人まで減少する見込みとなりました。

未婚化や晩婚化などに起因する出生数の低迷や、大都市圏への若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、このままでは、人口の減少は長期化し、2050(令和32)年には300,000人を下回る291,000人まで減少するものと考えられます。

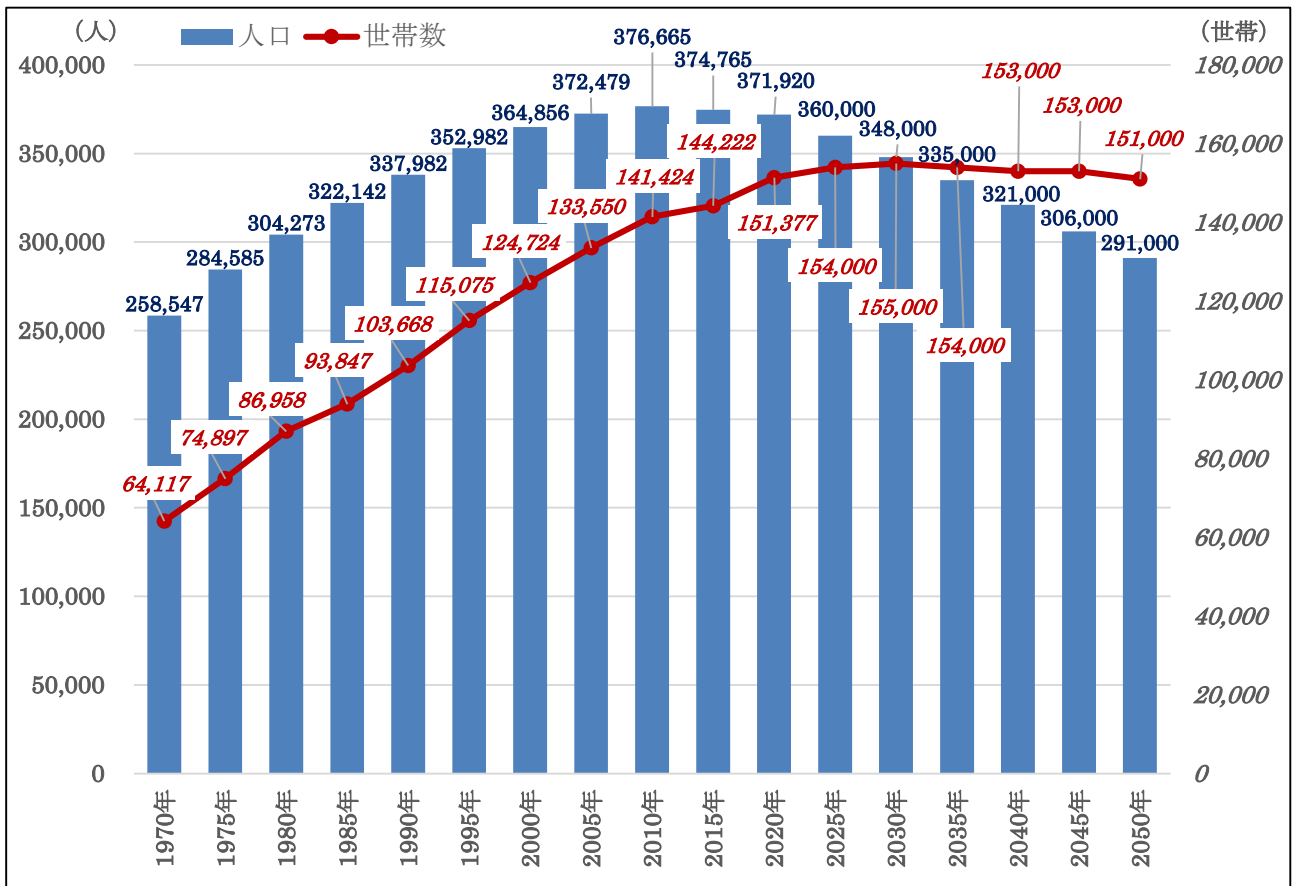
(2)世帯数

本市の世帯数は2020(令和2)年に151,377世帯となり、市制が施行された年のおおよそ15倍にまで増加しました。一方、1世帯当たりの人員は、1930(昭和5)年では5.4人でしたが、2020(令和2)年には2.5人にまで減少しました。

また、2025(令和7)年以降の将来世帯数を推計すると、2030(令和12)年に155,000世帯にまで増加し、その後横ばいから緩やかに減少に転じ、2050(令和32)年には151,000世帯になるものと考えられます。なお、1世帯当たりの人員は、2050(令和32)年には1.9人にまで減少する見込みとなり、今後も核家族化や単独世帯の増加が続くものと考えられます。

序論	
基本構想	1 子育て・教育
	2 産業
	3 安全・安心
	4 健康・医療・福祉
	5 文化・スポーツ・共生
	6 にぎわい
	7 環境
	8 都市基盤
	戦略
基本計画	
附属資料	

＜人口・世帯数の推移と推計＞



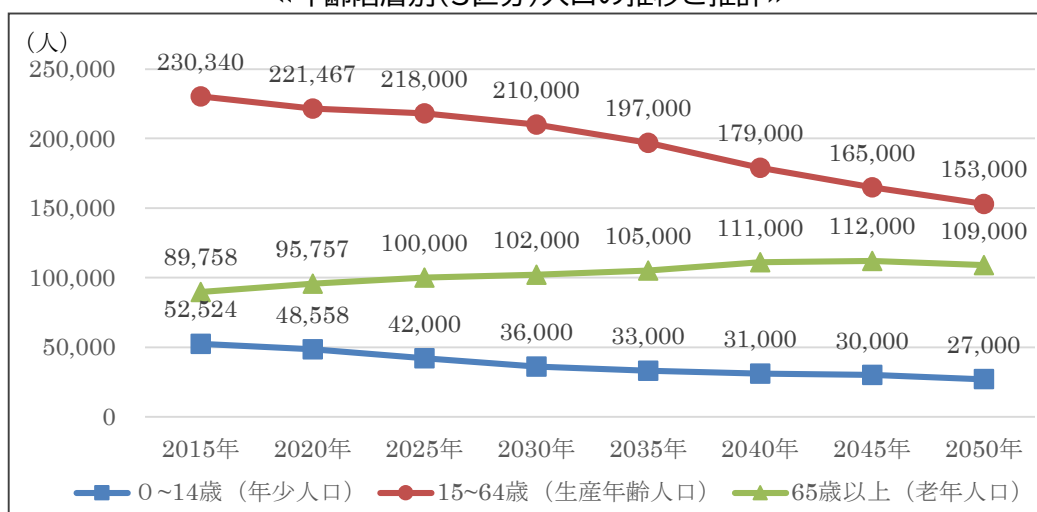
※2025年以降はコーホート要因法による本市独自推計値

資料／国勢調査

(3)年齢階層別人口

本市の年齢階層別人口を見ると、一貫して年少人口と生産年齢人口の総数・割合は減少し、老年人口は増加しています。また、2030(令和12)年にはおよそ3人に1人にまで高齢化が進む見込みです。年齢5歳階級別人口構成では、少子化・高齢化を表す「つぼ型」が一層鮮明となる見込みです。出生数の低迷だけでなく、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、少子化・高齢化は年々進むものと考えられます。

《年齢階層別(3区分)人口の推移と推計》



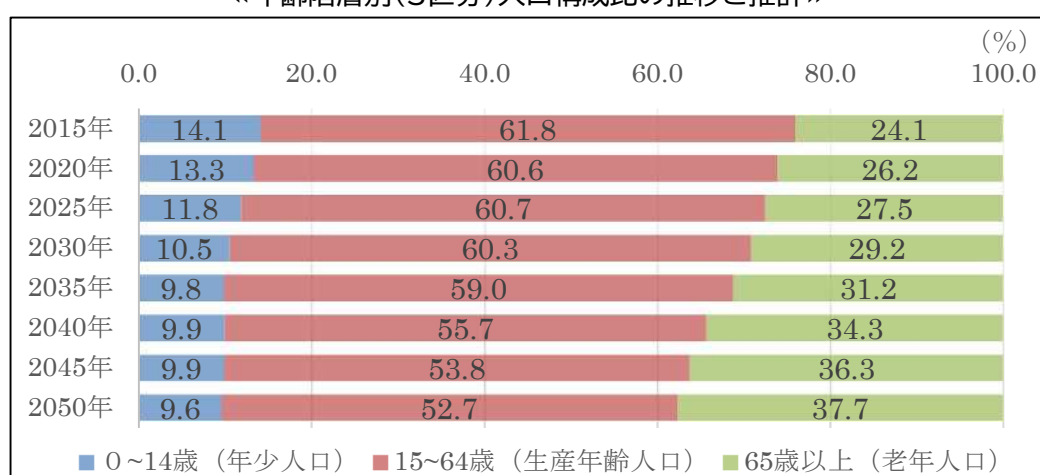
※2025年以降はコーホート要因法による本市独自推計値

資料／国勢調査

※2015年、2020年は年齢不詳分を加味していないため合計値が人口推計の総数と一致しません。

※2025年以降は端数処理のため3区分の合計値が人口推計の総数と一致しない場合があります。

《年齢階層別(3区分)人口構成比の推移と推計》

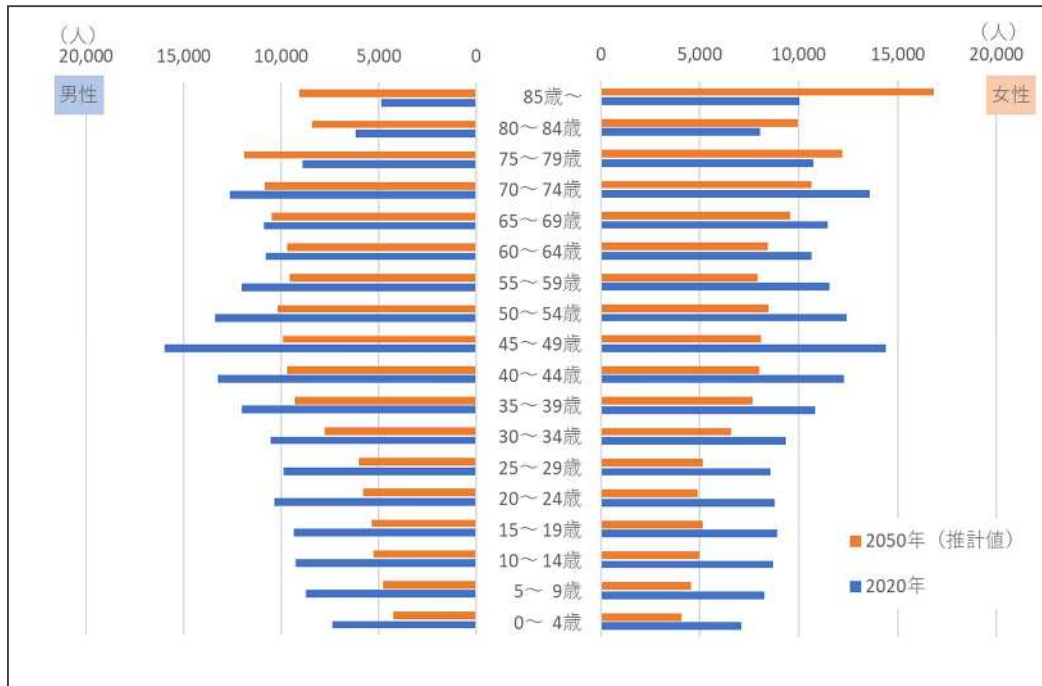


※2025年以降はコーホート要因法による本市独自推計値

資料／国勢調査

※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が100にならない場合があります。

《年齢5歳階級別人口構成》



※2050年はコーホート要因法による本市独自推計値

資料/国勢調査

2. 産業の見通し

本市の産業は、全国有数の産出額を誇る農業、輸入自動車の取扱高が日本一の三河港を拠点とする物流業、自動車をはじめ電機、化学、食料品など多岐にわたる業種が集積する工業、個人事業主から大規模店舗まで大小さまざまな事業者が形成する魅力的な商業・サービス業といったように、多様性に富んだ産業構造となっています。また、市内の経済活動によって生み出される付加価値(市内総生産)はおよそ1兆6千億円(2022(令和4)年度)、就業者数は約18.8万人(2020(令和2)年度)となっています。

《産業別15歳以上就業者数》

産業別	就業者数(人)	構成比(%)
1 次産業	9,648	5.1
農業,林業	9,578	5.1
漁業	70	0.0
2 次産業	64,483	34.3
製造業	51,253	27.3
建設業	13,192	7.0
その他	38	0.0
3 次産業	108,739	57.8
卸売業,小売業	27,355	14.5
サービス業	81,384	43.3
医療,福祉	20,568	10.9
宿泊業,飲食サービス業	9,660	5.1
運輸業,郵便業	8,858	4.7
教育,学習支援業	7,902	4.2
その他	34,396	18.3
分類不能の産業	5,137	2.7
合計	188,007	100.0

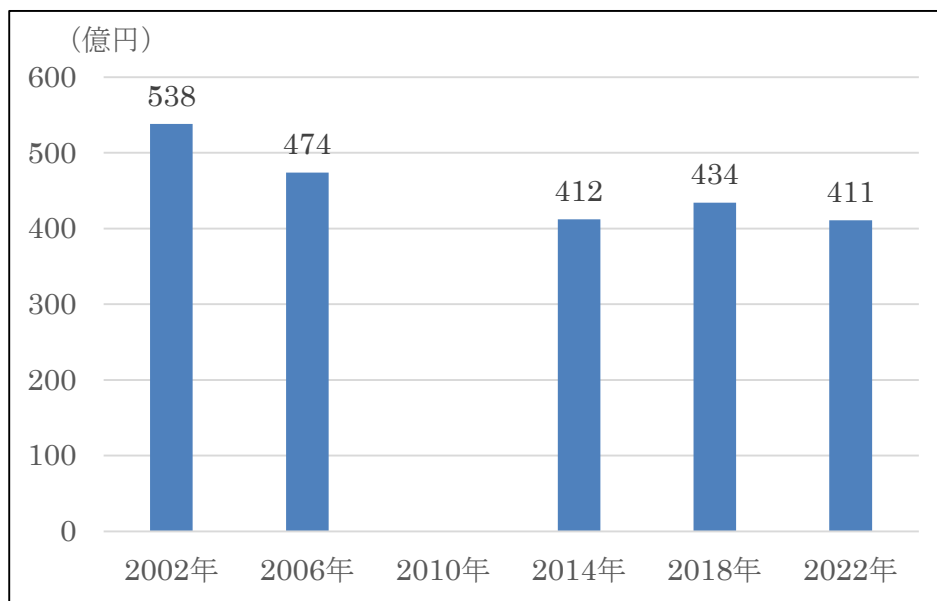
※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が合わない場合があります。

資料/2020年国勢調査

(1)農業

農業の現状は、収益の低下や高齢化、後継者不足などから離農する農業者が増加しています。一方で、農家1戸当たりの経営規模は拡大傾向にあり、また設備投資等により生産性の向上は着実に進んでいます。その結果、農業産出額は2014(平成26)年から2022(令和4)年にかけておおむね横ばいで推移しました。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、外食産業が回復したことで、野菜や畜産などの主要品目の販売状況が改善し、今後は増加が期待されます。しかしながら、作物の生産コストの価格転嫁が難しいことや後継者不足への対応は依然として課題であることから、消費者へ食と農への理解を促進することや後継者の確保や育成、生産性向上に向けた取り組みが必要です。

《過去20年間の農業産出額の推移》



※2010年は農業産出額が公表されていません。

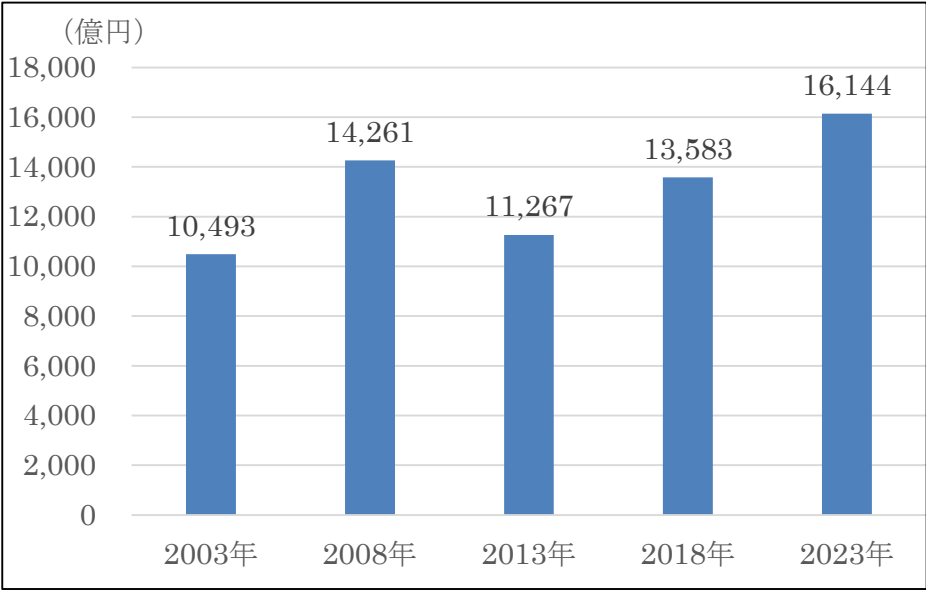
資料/2002～2006年：農林水産省「生産農業所得統計」

2014～2022年：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

(2)製造業

製造品出荷額等は、リーマンショックや東日本大震災により大きな影響を受けましたが、その後は徐々に回復し、2018(平成30)年以降は落ち込む前とほぼ同水準となりました。今後は国際紛争や物価高騰、貿易摩擦などの影響を受け、厳しい経営環境が見込まれるため、中小企業の経営基盤強化や新たな地域産業の創出などに取り組む必要があります。

《過去20年間の製造品出荷額等の推移》

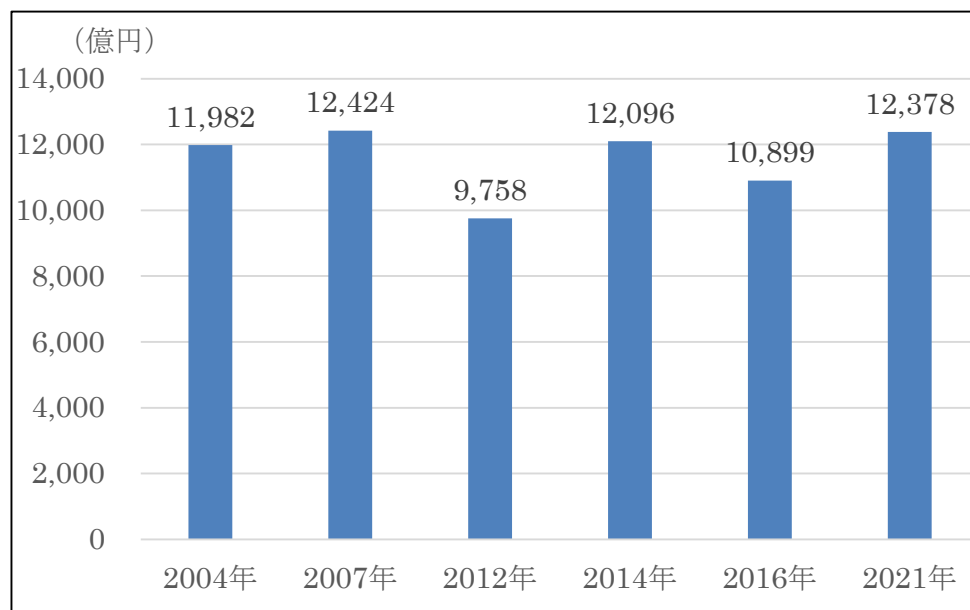


資料/2003～2018年:経済産業省「工業統計調査(従業員4人以上の事業所を調査)」
2023年:総務省・経済産業省「経済構造実態調査(全事業所を調査)」

(3)商業・サービス業

愛知県内の市内総生産額(2021(令和3)年度)をみると、本市の商業は名古屋市、豊田市に続く県内第3位、サービス業は名古屋市、豊田市、岡崎市に続く県内第4位と高い位置を維持しています。また、年間商品販売額(2020(令和2)年)は名古屋市、豊田市に次いで県内第3位、東三河地域の中では総計の6割以上を占めています。しかしながら、人口減少が着実に進む中、インターネット通信販売市場の拡大や近隣中核市での大型商業施設の開業などが影響し、今後も市内消費は低迷することが懸念されます。こうした事態への対応として、まちなかの魅力を高めて人の流れを生み出すとともに、時代に順応しながら新たな価値の創造と消費を促すなど、継続的に対策を打つことが必要です。

《過去20年間の年間商品販売額の推移》



資料/経済産業省「商業統計調査」(2012年、2016年、2021年は「経済センサス」)

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

3. 財政の見通し

本市はこれまで事業の選択と重点化による真に必要な事業への予算配分や施設保有量の適正化、自主財源の確保などの財政運営に努めてきました。加えて、少子化・高齢化に伴う社会保障経費の増加や人件費等の義務的経費のほか、大型事業の進展や老朽化した公共施設の長寿命化への対応等により歳出全体が増加することが見込まれる中、人口減少や世界経済の不透明感に伴う景気後退リスクなどにより引き続き厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。

このような状況の中、公共施設マネジメントの推進、公営企業会計の健全経営に取り組み、限られた経営資源を的確に配分するとともに、さらなる財源の確保を図り、財政基盤を強化していく必要があります。

(1) 決算の推移と今後の計画

市税などの財源に限りがある中、人件費などの義務的経費をはじめ、大型事業の進展や老朽化した公共施設等の長寿命化への対応、物価高騰や賃金改定の影響による経費の増加によって、歳出全体が増加することが予想されます。

○全会計総括表

単位：億円

区分	2010年度 (決算)	2015年度 (決算)	2020年度 (決算)	2025年度 (上段/当初) (下段/現計)	2030年度 (計画)
一般会計	1,140 (73)	1,181 (76)	1,749 (112)	1,559 (100) 1,694 (109)	1,654 (106)
特別会計	743 (97)	856 (111)	630 (82)	769 (100) 769 (100)	795 (103)
企業会計	507 (70)	517 (71)	611 (84)	726 (100) 728 (100)	825 (114)
合計	2,390 (78)	2,554 (84)	2,990 (98)	3,054 (100) 3,191 (104)	3,275 (107)

注)・()内は2025年度(当初)を100とした場合の指数

・2025年度(現計)は9月補正後予算

・今後の社会情勢の変化に応じて、数値が大きく変動する場合があります

○一般会計歳入・歳出

(歳入)

単位:億円

区分	2010年度 (決算)	2015年度 (決算)	2020年度 (決算)	2025年度 (上段/当初) (下段/現計)	2030年度 (計画)
市税※	611 (90)	633 (94)	656 (97)	677 (100) 677 (100)	720 (106)
市債	99 (92)	68 (63)	95 (88)	108 (100) 193 (179)	113 (105)
その他	479 (62)	525 (68)	1,050 (136)	774 (100) 824 (106)	821 (106)
合計	1,189 (76)	1,226 (79)	1,801 (116)	1,559 (100) 1,694 (109)	1,654 (106)

※市税は、国が作成した中長期の経済財政に関する試算や税制改正の影響などを参考に算定しています

(歳出)

単位:億円

区分	2010年度 (決算)	2015年度 (決算)	2020年度 (決算)	2025年度 (上段/当初) (下段/現計)	2030年度 (計画)
義務的経費	621 (77)	623 (78)	655 (82)	802 (100) 803 (100)	922 (115)
投資的経費	152 (70)	137 (63)	226 (104)	218 (100) 334 (153)	212 (97)
その他	367 (68)	421 (78)	868 (161)	539 (100) 557 (103)	520 (96)
合計	1,140 (73)	1,181 (76)	1,749 (112)	1,559 (100) 1,694 (109)	1,654 (106)

注)・()内は2025年度(当初)を100とした場合の指数

・2025年度(現計)は9月補正後予算

・今後の社会情勢の変化に応じて、数値が大きく変動する場合があります

(2)一般会計におけるストック

地方債の償還を進めているものの借入の増加による負債の増加に加え、過去に取得した資産の償却が進んでいることから、将来世代と現世代との負担のバランスを示す純資産比率は7割程度で推移しています。大型の施設整備等に伴う新規資産の取得により資産は増加する一方で、地方債の借入増加による負債の増加も見込まれるため、純資産は増加するものの純資産比率は低下すると予想されます。

○一般会計ストック

単位:億円

区分	2020年度 (決算)	2025年度 (現計)	2030年度 (計画)	主な内容
資産(①)	4,908	4,682	5,214	事業用資産、インフラ資産など
負債(②)	1,232	1,320	1,649	地方債など
純資産(①-②)	3,675 (75%)	3,362 (72%)	3,565 (68%)	資産から負債を差し引いた正味の財産

注)・2025年度(現計)は9月補正後予算に基づく

・純資産の()は純資産比率(資産に対する純資産の比率)

IV. 社会潮流と基本認識

1. 人口減少と人口構成の変化がもたらすもの

わが国の総人口は、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、死亡数が出生数を上回る人口自然減が続く本格的な人口減少社会を迎えています。

2020(令和2)年には1億2,615万人となり、総人口に占める65歳以上の老年人口割合は28.6%と前回の国勢調査より上昇するとともに、15歳未満の年少人口割合は12.1%と低下しており、少子化・高齢化が進むことで人口の年齢構成を示す人口構造の変化が進んでいます。

人口減少の進行は人口構造に大きな歪みをもたらし、労働力不足や社会保障などに係る費用の増大、空家の増加、地域コミュニティにおける担い手不足など、暮らしのさまざまな場面にさらなる影響が懸念されます。

このため、まちの持続可能性を考慮し、長期的な視点から人口減少を見据えたまちづくりを進めるために必要な政策を検討する必要があります。

2. あらゆる脅威への危機管理

近年、人々の生命と財産を脅かす甚大な自然災害が頻発しており、本市においても、2023(令和5)年の台風第2号によって、市内各所が大きく被災しました。今後も同様の自然災害が懸念されることに加え、将来的な南海トラフ地震の発生も予測されていることから、市民の安全・安心を確保するための危機管理の強化が求められています。

また、2020(令和2)年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、日常生活や社会経済に甚大な影響を与えました。2023(令和5)年5月には5類感染症に移行し、感染拡大以前の落ち着きを取り戻しましたが、新たな感染症が発生・拡大した際に対応できる社会システムの構築が求められます。この他にも、国際紛争や貿易摩擦、サイバー攻撃などにより、市民生活や経済活動に大きな支障をきたすなど、制御することが困難な危機事案は数多く存在します。

これまでの過去の事象から得た経験や知識、さらには反省や教訓を、今後発生し得るあらゆる危機事案の対策や対応に生かし、常に最悪の事態を想定し事前に備えておくことで、致命的な被害を回避し、迅速に立ち直ることのできる、強さとしなやかさを兼ね備えたまちづくりを進めていく必要があります。

序論	
基本構想	
1 子育て・教育	基本計画
2 産業	
3 安全・安心	
4 健康・医療・福祉	
5 文化・スポーツ・共生	
6 にぎわい	
7 環境	
8 都市基盤	
戦略	基本計画
附属資料	

3. 急速に発展する技術

AIや自動運転などの技術は、今後人々にとってより身近なものとなり、生活や経済活動に大きな変化をもたらすことが考えられます。国は、デジタル技術を駆使した新たなビジネスモデルの確立や既存業務を変革するDXを推進しています。

先進技術の活用を、生産性の向上や人口減少による労働力不足を補うためだけでなく、より快適で幸せに暮らすことのできる社会を実現していくためにさまざまな分野に取り入れていくとともに、利活用できる人材の育成が求められています。

引き続き、先進技術の恩恵を多くの人が享受できるようにするとともに、人材の育成・確保を図り、官民を挙げて社会課題の解決に取り組むことで、市民生活の質の向上や地域経済の活性化につなげていく必要があります。

4. 誰もが活躍することのできる社会

社会環境の変化に合わせて、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。人生100年時代と言われる中、誰もが住みたい地域で、暮らし方や働き方を自由に選択でき、互いの個性や人権を尊重しながら、健康で心豊かに暮らし続けられる環境が望まれています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化に加えグローバル化の進展を背景に、年齢、性別、国籍、文化、習慣、障害などにかかわらず、個人として尊重され、それぞれが活躍できる環境づくりを求める機運が高まっています。相互に違いを理解し、多様性を生かして支え合うことができるよう、きめ細やかな支援が求められています。

本市においても、多様性に関する理解促進に向けた取り組みを加速させ、誰もが安心して活躍することのできるまちづくりを進めていくことが必要です。

5. 持続可能な社会

気候変動や貧困、格差、差別など、世界が抱える深刻な問題に対応するため、2015(平成27)年の国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsは、日本においても広く普及しており、さまざまな取り組みが進められています。このような中、本市は、2019(令和元)年に内閣府の「SDGs未来都市」の選定を受けており、地域社会を取り巻く諸課題の解決に向け、さまざまな取り組みを展開しています。

SDGsの目標達成年である2030(令和12)年は、第6次豊橋市総合計画の計画期間終了年度でもあります。貧困や教育などの社会面の課題、産業基盤の整備や資源の有効活用、働き方の改善などの経済面の課題、そして地球環境や気候変動などの環境面の課題に正面から向き合い、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、少子化・高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出の増加や老朽化した道路、上下水道をはじめとする公共施設の適切な管理・運営は重要な課題です。行政を取り巻く課題は高度化・複雑化しており、単体の自治体だけでは解決が難しい事案が数多く存在しています。

こうした中、不断の行財政改革をはじめ、インフラや公共施設の最適化、スケールメリットを生かした広域連携による市民サービスの向上など、人口減少に適応した持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

序論	
基本構想	
基本計画	1 子育て・教育
	2 産業
	3 安全・安心
	4 健康・医療・福祉
	5 文化・スポーツ・共生
	6 にぎわい
	7 環境
	8 都市基盤
戦略	
附属資料	

基本構想

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
基本計画
附属資料

I. 基本構想策定の趣旨

基本構想とは、私たちが目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものです。本市では、1970(昭和45)年に第1次豊橋市基本構想を策定し、以降5期、半世紀にわたり長期的なまちづくりの方針を示す本基本構想(総合計画)に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

2011(平成23)年に地方自治法が改正され、それまで地方自治体に対して一律に義務付けられていた基本構想の策定が、それぞれの自主的な判断に委ねられることとなりました。しかしながら、本市では基本構想を策定することの意義を重んじ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく「豊橋市議会の議決すべき事件に関する条例」の趣旨に鑑み、議会の議決を経て基本構想を策定することとしました。

目まぐるしく変化し続ける社会状況において、本市が真に市民の負託に応え、適切な地域社会の任を果たすためには、将来を見通したまちづくりの方向性をしっかり示すことが重要です。このため、2030(令和12)年度を目標年次とする新たな基本構想を策定します。

序論	
基本構想	
1 子育て・教育	
2 産業	
3 安全・安心	
4 健康・医療・福祉	
5 文化・スポーツ・共生	
6 にぎわい	
7 環境	
8 都市基盤	
戦略	
附属資料	

II. まちづくりの基本理念

『私たちがつくる 未来をつくる』

新型コロナウイルスの感染拡大によって、私たちの暮らしはかつてないほど大きな変化を迫られることとなりました。これまでの常識や手法が通用しないことを十分覚悟し、従来の仕組みに固執することなく、新しい時代の流れに呼応しながら未来に向かって新たな一步を踏み出す。その歩みを止めることのないよう、未来へとまなざしを向け、人を育て、ともにまちをつくり、次代へとつないでいく。いま私たちに求められるのは、未来を描いて切り拓くという強い気持ち、そして互いを信頼し思いやる気持ちと共感力を持って、具体的な行動に打って出ることだと考えます。

国連が提唱し2030(令和12)年を目標年次とする持続可能な開発目標(SDGs)が注目されています。SDGsは世界が抱えるさまざまな課題を解決し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、私たち一人ひとりが、その一翼を担うことが求められています。SDGsに込められたメッセージは、地域社会を支えるまちづくりにも通じており、幾多の困難に打ち勝つ上で私たちがすべからく規範としたい考え方です。

とどまることのない少子高齢化の進行、感染症のパンデミックや自然災害をはじめとしたさまざまな危機事案の脅威など、私たちの目前にはさまざまな困難が立ちまわり、先行きを見通すことが非常に厳しい現実を迎えています。こんな時だからこそ、互いを信じる心を忘れずに、まちづくりに対する想いをみんなで共有し、育み、個々人の行動につなげていくことが大切だと考えます。

まちづくりの主役はまぎれもなく私たち一人ひとりです。みんながまちづくりを自分事として考え、主体的に、そしてさまざまなパートナーとともに活動していくことで、夢と希望に満ちあふれる未来が切り拓かれていくに違いありません。先人たちの想いとたゆまぬ努力によって築き上げてきた私たちのまち豊橋を次の世代につなぐため、『私たちがつくる 未来をつくる』を念頭に、新しい時代に対応した未来の豊橋をみんなで創造します。

Ⅲ. 目指すまちの姿

「未来を担う 人を育むまち・豊橋」

多くの人から選ばれ、住みたいと感じてもらえる魅力的なまちは、そこに暮らす、あるいは関わる人たちによってつくられ、その想いとともに関世へと引き継がれていきます。このため、私たち一人ひとりが、わがまちを愛し、故郷を誇りに想う気持ちを培うとともに、教育や産業、福祉、芸術文化など、さまざまな分野で主体的に行動を起こすことのできる人材を、本市に関わる人たちみんなで育てていきます。そして、成長した人々が本市を舞台に、あるいは全国や世界に活動を広げるとともに、こうした活躍する人々を本市の誇りに感じ、みんなで応援していくことで、本市ならではのにぎわいと活気が生み出され、さらなるまちの発展につながっていきます。

まちづくりにおいて最も大切なことは、人を育むことです。人がまちをつくり、にぎわいと活気が生まれ、そのエネルギーでさらに多くの人々が引き寄せられる。まさに人づくりは、まちづくりの土台となるもので、人とまちがともに未来へと成長をし続けている姿こそ、私たちが目指すものです。

人づくりを土台とした私たちが目指すまちの姿は、多様な分野に及んでおり、各分野の理想の姿を明確に示すため、次の8つを掲げます。目指すまちの姿の実現には、さまざまな困難が想定されますが、これまでの概念にとらわれることなく新たな発想や手法を積極的に取り入れながら、多様な主体とのパートナーシップのもと、その実現を目指します。なお、SDGsとの関連性を明確にするため、項目ごとにSDGsが示す17の目標を記載します。（各目標の詳細は附属資料をご参照ください。）

序論	
基本構想	
1 子育て・教育	
2 産業	
3 安全・安心	
4 健康・医療・福祉	
5 文化・スポーツ・共生	
6 にぎわい	
7 環境	
8 都市基盤	
戦略	
附属資料	

1 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

すべての子どもたちの健やかな成長を保障し、地域や社会が家庭に寄り添い、子育てに安心や希望が持てる環境づくりを進めます。また、郷土を愛し、相手や周りの人を思いやることのできる豊かな人間性を備え、自らの意思で行動して未来を切り拓くことのできるたくましい人材を育むべく、家庭、学校、地域の連携を促進します。さらに人生100年時代といわれる中、生涯を通して自己研さんを積むことができ、困難な状況にあっても自分や家族の未来に希望の持てるまちを目指します。



2 活力みなぎり、はつらつと働けるまち

人口減少、少子高齢化の進行に伴う労働力不足の顕在化、さらには感染症まん延の影響で長期的な地域経済の活力低下が懸念される中、未曾有の経済危機にも立ち向かえるよう、産学官金が連携し揺るぎない力強さを持ち、東三河地域経済のけん引役を担う多様性に富んだ産業構造を形成します。また、年齢や性別、国籍などに関わらず、一人ひとりの夢がかなう多様な働く場があるとともに、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方ができる、活力みなぎるまちを目指します。



3 命の安全、心の安心が確保されたまち

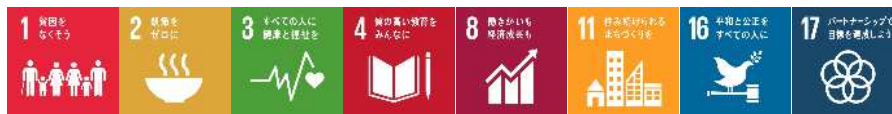
南海トラフ地震や大型台風など安寧な市民生活を脅かす大規模自然災害の発生に備え、本市に関わるすべての人が、それぞれの役割をしっかりと認識し、有事への備えが実践されたまちを形成します。また、これまで予想もされなかった感染症のパンデミックがもたらす社会的混乱など、市民生活に深刻な影響を及ぼす非常事態にも負けない強靱で回復力ある、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。



序論	
基本構想	
1 子育て・教育	
2 産業	
3 安全・安心	
4 健康・医療・福祉	
5 文化・スポーツ・共生	
基本計画	
6 にぎわい	
7 環境	
8 都市基盤	
戦略	
附属資料	

4 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

私たち一人ひとりの健康で生きがいを感じる暮らしを下支えする、充実した健康・福祉のサービス体制を整えるとともに、隣近所や身近な地域での支え合い、助け合いといった地域の絆を育みます。また、保健所や東三河の中核病院である豊橋市民病院を有する利点を生かし、地域医療体制を強化するとともに多様化する医療ニーズに適切に対応し、感染症まん延や大規模自然災害時などの緊急事態においても安心の保健医療を提供するなど、誰一人として社会から孤立することなく、いつまでも健やかに暮らし続けることのできるまちを目指します。



5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち

歴史を学び、芸術文化、スポーツなどに身近で気軽にふれあうことができる環境づくりを通じ、心と体のバランスが保たれるとともに、日々の暮らしの中でたくさんの感動に出会うことができるまちを形成します。また、性別や年齢、さらには本市が全国有数の外国人集住都市でもあることから、地域だけでなく世界にも目を向け、国籍の違いなどから生じる人々の多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合い、互いを尊重し合う、心豊かに暮らせるまちを目指します。



6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

これまで見過ごされてきた地域資源にスポットをあてるなど、新たな魅力の創出や既存資源の磨き上げを行うことで、私たち一人ひとりの本市に対するイメージアップを図ります。また、老舗デパートの閉店などまちの求心力低下が危ぶまれる中、駅前再開発などを契機とし、東三河の玄関口にふさわしい、にぎわいある中心市街地を形成します。住めばわかる本市の良さをさらに向上させ、本市ならではの特色あるまちを形成することで、多くの人から訪れてみたい、住んでみたい、応援したいと思われる素敵なまちを目指します。



7 自然と共生し、地球環境を大切にすまち

年間を通じて温暖な気候や海と山に囲まれ、のどかで自然豊かな立地を生かし、暮らしに潤いと安らぎのある自然と共生したまちを形成します。また、環境先進都市である自覚を持ち、地球温暖化防止に努めるとともに、海洋プラスチックごみ問題への対応や再生可能エネルギーの利用促進など、530運動発祥の地として、さらにはSDGs未来都市として、先進技術も活用しながら、経済、社会、環境の調和が図られた世界に誇れるまちを目指します。



8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち

道路や上下水道、公共交通など、日常生活を支える生活基盤を充実するとともに、まとまりのあるまちづくりと地域らしくこころよい景観形成を推進します。また、ICTを有効活用した新たな仕組みの確立など、社会のさまざまなニーズに対応し、都市部と自然豊かな地域が調和した、暮らしやすい便利で快適なまちを目指します。



IV. 基本構想実現のために

私たちが目指すまちの姿を実現するためには、市民や市民団体、事業者、行政など、本市に関わるすべての人がそれぞれの力を存分に発揮し、さまざまな場面で連携しながら、みんなでまちづくりを進めていかなければなりません。そして何より私たち一人ひとりが、日々の生活において具体的な行動を起こしていくことが必要です。

そのためにも、未来へとまなざしを向け、第6次総合計画の基本理念『私たちがつくる 未来をつくる』を念頭におきながら、困難な時代にあっても希望と活力に満ちあふれるまちの姿を、しっかりと想い描いていくことが大切です。

そして、自らの意思と判断によって、自分が望む理想に向かい、確かな一歩を踏み出し、果敢な挑戦とたゆまぬ努力をもって歩み続けることで、未来への道が切り拓かれていくこととなるでしょう。

私たちを取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。社会の変化を機敏にとらえ、現状にしっかり向き合いながら、このような心構えをもって、互いの個性を認め合い、みんなで力を合わせ、身近な問題に対処していきます。こうして多くの行動が積み重なり、まちづくりの好循環が創出されていくことで、「未来を担う 人を育むまち・豊橋」が実現できると考えます。

豊橋市基本構想についての附帯決議

豊橋市基本構想の遂行に当たって、以下の点を市長に要請する。

記

- 1 本基本構想の「目指すまちの姿」について、「未来を担う 人を育むまち」は手段となる基盤を意味するはずであり、各分野の理想の姿を明確にした8項目を、本基本構想における「目指すまちの姿」と位置づけ取り組むこと
- 1 継続的に行政コストの増加を必要とする新たな施策を講じる場合には、それに対応し得る確実な財源について確保または見通した上で行うこと
- 1 今、地球温暖化暴走の脅威に直面していることを踏まえ、コロナ禍による経済減速からの脱却のために、グリーン社会実現に寄与する産業の集積と振興方策の検討を積極的に行うこと

以上、附帯決議する。

令和3年2月1日

豊橋市議会

序
論

基本
構
想

1 子
育
て・
教
育

2 産
業

3 安
全・
安
心

4 健
康・
医
療・
福
祉

基
本
計
画
5 ス
ポ
ー
ツ・
共
生
文
化

6 に
ぎ
わ
い

7 環
境

8 都
市
基
盤

戦
略

附
属
資
料

基本構想の体系

▼まちづくりの基本理念

私たちがつくる 未来をつくる

▼目指すまちの姿

未来を担う 人を育むまち・豊橋

1 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

2 活力みなぎり、はつらつと働けるまち

3 命の安全、心の安心が確保されたまち

4 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち

6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

7 自然と共生し、地球環境を大切にするまち

8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち

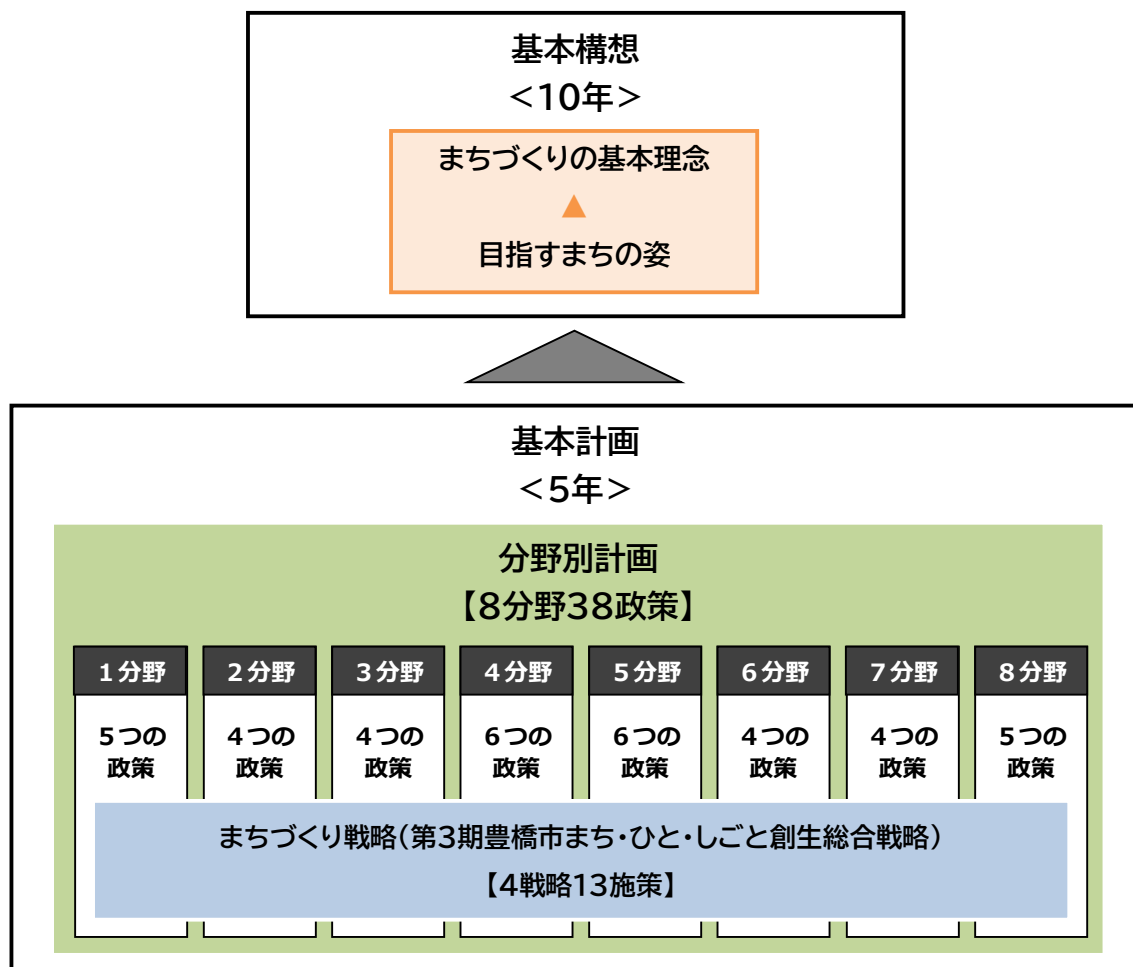
基本計画

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
基本計画
附属資料

Ⅰ．基本計画策定の趣旨

基本計画は、基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第6次総合計画(2021(令和3)年度から2030(令和12)年度まで)の後期5年間(2026(令和8)年度から2030(令和12)年度まで)における、政策ごとの取り組みの基本方針(分野別計画)と戦略的な施策(まちづくり戦略)を明らかにするもので、本市の総合的な行政運営の基本となるものです。また、まちづくり戦略は、人口減少対策に主眼を置く第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものです。

人口減少や少子化・高齢化の進行など、本市を取り巻く社会環境が時代とともに変わりゆく中、目指すまちの姿の実現に向けて、多様化する行政課題への対応とともに市民一人ひとりの想いを行動へとつなげ、これまで以上に市民と一体となってまちづくりを進めていきます。

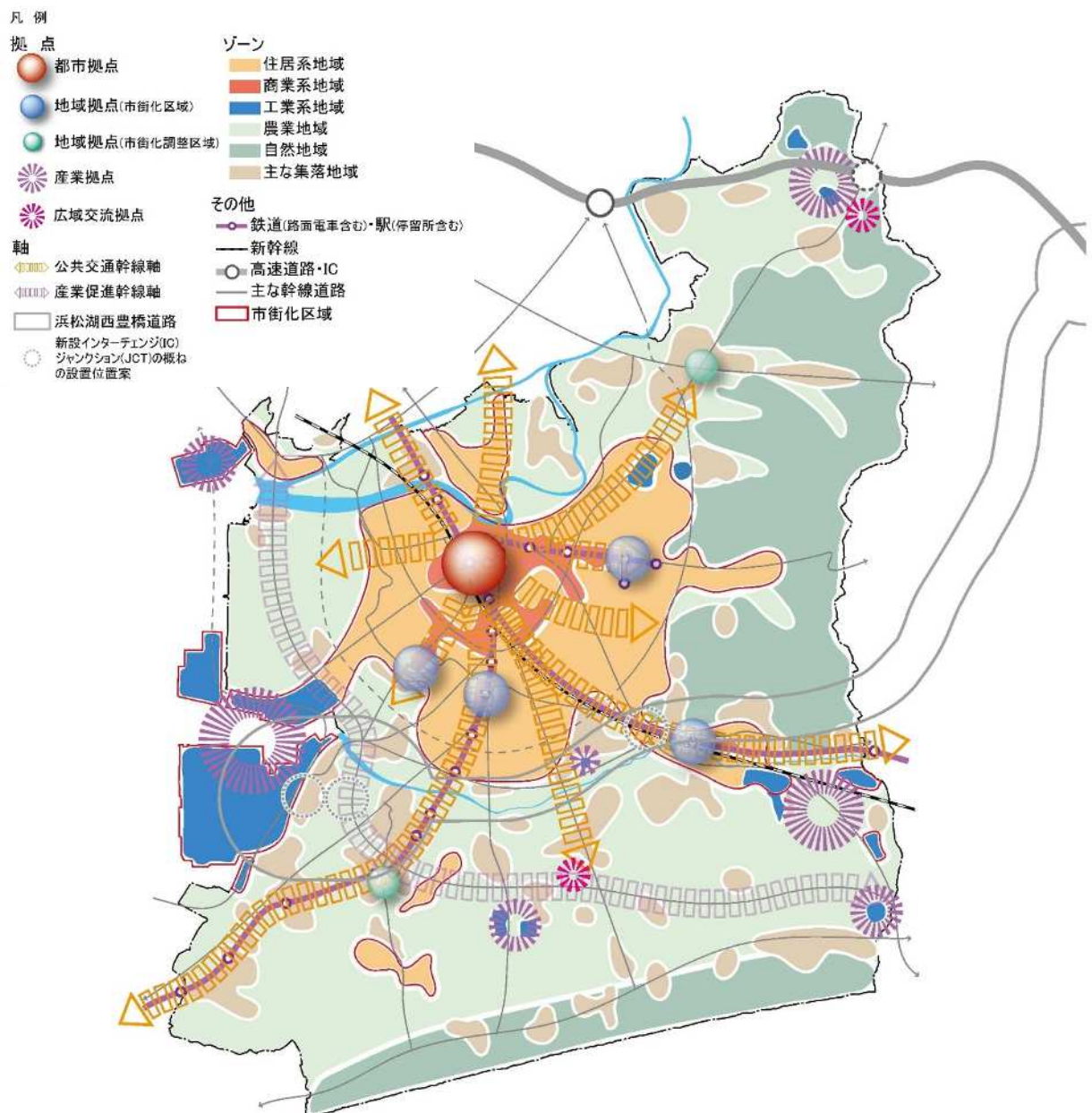


※分野別計画の8つの分野は、基本構想で掲げた8つの目指すまちの姿に該当します。

II. 都市空間形成の考え方

人口減少や少子化・高齢化の進行、世界的な経済危機、地球規模の環境問題、新しい生活様式への適応など、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、これまで築いてきた都市環境を継承する中で、人口規模に見合ったまとまりのある、そして市民一人ひとりが安心して暮らし続けることができるまちが求められています。

そこで、まちづくりを進めるにあたり、目指すまちの姿にふさわしい都市構造として、都市機能や産業基盤など多様な機能が集積し各地域の中心的な役割を果たす「拠点」、公共交通や幹線道路等により各拠点を結び暮らしや産業を支える「軸」、住居や商業など地域の土地利用の方向性を示す「ゾーン」の3つの要素から構成される都市空間の形成を進めます。



拠 点

○都市拠点

鉄道や路面電車、路線バスなどの利便性の高い公共交通が集中している豊橋駅周辺における、商業施設、医療施設、福祉施設、金融施設、行政施設といった高度で多様な都市サービスを享受できる広域的な都市機能の集積及び多様な世代やライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保する、にぎわいと活気のある東三河の中心拠点

○地域拠点(市街化区域)

南栄駅周辺、二川駅周辺、井原停留場周辺及び藤沢町周辺における、店舗や病院、銀行など日常生活に必要な都市機能の集積を高め、市街地内の生活圏の中心となる拠点

○地域拠点(市街化調整区域)

大清水駅周辺、和田辻停留所周辺における、交通結節機能や施設を生かし、日用品を扱う店舗や病院など身近な都市機能の維持を図り、市街化調整区域の生活圏の中心となる拠点

○産業拠点

豊橋新城スマートIC(仮称)周辺及び主要幹線道路沿道等の交通基盤の利便性が高い地区並びに三河港の臨海部及び県境部といった産業基盤が充実した地区における、工場や物流施設の集積を促進することでさらなる産業の発展に資する拠点

○広域交流拠点

豊橋新城スマートIC(仮称)周辺や道の駅「とよはし」における、観光資源、農業・農産物等の地域固有の資源を生かし、広域から多くの人々が訪れ、交流する中で活気や活力を育む拠点

軸

○公共交通幹線軸

バスや鉄道など、高いサービス水準と速達性、定時性を持つ利便性の高い幹線的な公共交通で、市外との往来に対応する広域幹線や、都市拠点と地域拠点などを結ぶ市内幹線の軸

序 論
基本 構 想
1 子育 教 育
2 産 業
3 安 全・ 安 心
4 健 康・ 医 療・ 福 祉
5 文 化・ ス ポ ー ツ 共 生
6 に ぎ わ い
7 環 境
8 都 市 基 盤
戦 略
附 属 資 料

○産業促進幹線軸

三河港の臨海部、県境部などの産業拠点と、広域的な産業拠点や高速道路との連絡強化を図る軸

○浜松湖西豊橋道路

東名高速道路三ヶ日JCTと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び国道23号名豊道路等と合わせて広域道路ネットワークを形成する道路。速達性、定時性の向上による物流支援や災害時の円滑な救護活動・支援物資輸送、広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進などが期待されている軸

ゾーン

○住居系地域

良好な居住環境が維持・保全され、生活利便施設が適切に立地する住宅用地を主体とする地域

○商業系地域

土地の高度利用が図られ、広域的な利用が見込まれる都市機能が集積する商業用地を主体とする地域

○工業系地域

工場の生産環境の維持・保全と利便性の向上が図られつつ、周辺環境と調和した工業用地を主体とする地域

○農業地域

農業生産の場として優良な農地が保全された地域

○自然地域

生物多様性の保全が図られるとともに、市民が自然とふれあうことのできる場が確保された地域

○主な集落地域

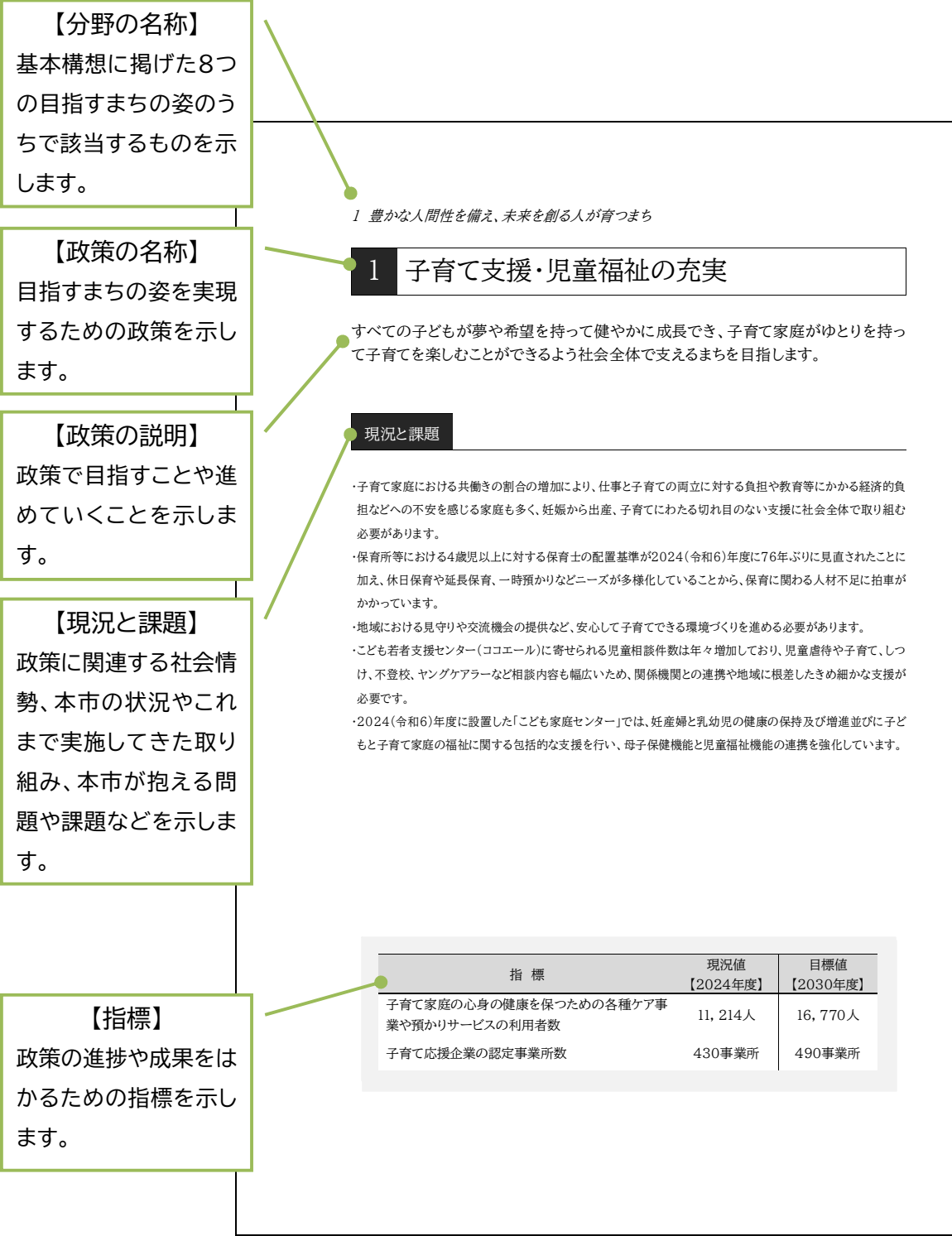
市街化調整区域において居住環境が維持・確保され、一定のコミュニティが形成された地域

Ⅲ. 分野別計画

分野別計画は、総合的かつ計画的な行政運営をもって基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現を図るため、分野別に整理した「政策」ごとに、「取り組みの基本方針」や「未来をつくる みんなのアクション」などを明らかにするものです。

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
基本計画
附属資料

分野別計画(政策)の見方



1 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

【子育て・教育】

- 1 子育て支援・児童福祉の充実
- 2 学校教育の推進
- 3 生涯学習・地域教育の推進
- 4 科学教育の推進
- 5 子ども・若者の健全育成

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

1 子育て支援・児童福祉の充実

すべての子どもが夢や希望を持って健やかに成長でき、子育て家庭がゆとりを持って子育てを楽しむことができるよう社会全体で支えるまちを目指します。

現況と課題

- ▶子育て家庭における共働きの割合の増加により、仕事と子育ての両立に対する負担や教育等にかかる経済的負担などへの不安を感じる家庭も多く、妊娠から出産、子育てにわたる切れ目のない支援に社会全体で取り組む必要があります。
- ▶保育所等における4歳児以上に対する保育士の配置基準が2024(令和6)年度に76年ぶりに見直されたことに加え、休日保育や延長保育、一時預かりなどニーズが多様化していることから、保育に関わる人材不足に拍車がかかっています。
- ▶地域における見守りや交流機会の提供など、安心して子育てできる環境づくりを進める必要があります。
- ▶こども若者支援センター(ココエール)に寄せられる児童相談件数は年々増加しており、児童虐待や子育て、しつけ、不登校、ヤングケアラーなど相談内容も幅広いため、関係機関との連携や地域に根差したきめ細かな支援が必要です。
- ▶2024(令和6)年度に設置した「こども家庭センター」では、妊産婦と乳幼児の健康の保持及び増進並びに子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を行い、母子保健機能と児童福祉機能の連携を強化しています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
子育て家庭の心身の健康を保つための各種ケア事業や預かりサービスの利用者数	11,214人	16,770人
子育て応援企業の認定事業所数	430事業所	490事業所

取り組みの基本方針

1 ゆとりを持って子育てができる環境づくり

ライフスタイルや価値観に合わせ、一人ひとりが希望する結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減により、子育てにゆとりを持てる環境づくりを進めます。

2 幼児期の教育・保育の充実

質の高い幼児教育・保育を提供するとともに多様化する保育ニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

3 地域における子育てへの支援

子育てへの不安や負担を軽減するため、相談体制を充実するとともにさまざまな保育サービスを提供し、保護者に寄り添った適切な支援を行います。また、関係機関や地域住民、企業等と連携し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

4 子どもの権利を守る環境づくり

すべての子どもの権利が尊重されるよう、子どもの声を聴き、子どもと子育て家庭に寄り添った環境づくりを進めます。また、子どもや子育て家庭などが利用しやすい児童相談体制の整備や児童虐待防止対策の充実を図ります。

5 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等が自立して安定した生活を送れるよう、情報発信や相談体制の強化を図ることにより、保護者への経済的支援や就業支援に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶子どもが安心して健やかに成長できるように、子どもの声を聞き、温かく見守りましょう。
- ▶子育て家庭がゆとりを持って子育てを楽しめるように応援しましょう。
- ▶仕事と育児の両立がしやすい環境づくりに取り組みましょう。

2 学校教育の推進

子どもたちの「生きる力」を育むよう、学校、家庭、地域が一体となって確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育の実現を目指します。

現況と課題

- ▶小中学校児童生徒に対して一人1台のタブレット端末を2020(令和2)年に配備しましたが、タブレット端末の破損や不具合、ソフトウェアの陳腐化などの問題が現れつつあり、第2期GIGAスクール構想での解消が求められています。
- ▶八町小学校イマージョン教育コースで得られた成果やノウハウを他の学校等に還元するとともに、子どもが培った英語能力を発揮できる仕組みを整える必要があります。
- ▶児童生徒数の減少が進む中、子どもたちが切磋琢磨する機会を増やすとともに、自分らしく生きるために必要な資質や能力を育むための学習環境を確保するなど、子どもたちにとって真に望ましい教育環境を整えていく必要があります。
- ▶教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、継続的な働き方改革の推進により多忙化解消を進める必要があります。
- ▶家族形態の変化や地域のつながりの希薄化が見られる中、子どもたちの豊かな社会性や人間性をより育むため、学校・家庭・地域が一体となって教育の地域展開を一層推進していく必要があります。
- ▶2024(令和6)年度の本市の外国人児童生徒数は約2,000人で、今後も増加することが予想されます。来日間もない外国人児童生徒がスムーズに日本の教育環境に馴染めるよう、支援体制の充実を図るとともに、多言語化への早急な対応が必要です。
- ▶2024(令和6)年度の不登校児童生徒数は令和元年度の2倍以上に増加しており、不登校の低学年化も進んでいます。年齢層に応じた不登校対策を進めるとともに、地域や民間の力を活用した不登校児童生徒の居場所づくりや社会的自立に向けた支援体制の整備が必要です。
- ▶本市の小中学校における特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。特別支援に関するニーズに的確に対応するため、くすのき特別支援学校や通常学級を含め、共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場を充実・整備する必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
学校で子どもたちの確かな学力が育まれていると感じている保護者の割合	87.1%	92.0%
教育相談員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーによる相談件数	15,013件	18,000件
1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合	71.8%	80.0%

取り組みの基本方針

1 豊かな学びの推進

子ども一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな教育と時代の変化や社会のニーズに対応した教育を推進するため、学校、家庭、地域が一体となって質の高い授業づくりを進めます。また、専門知識がある人材を活用した英語教育やキャリア教育などを進めるとともに、ICTのさらなる活用により個別最適で協働的な学びを展開します。

さらに、発達段階に応じた系統的な教育を推進するため、小中一貫教育や幼保小連携教育、小中高特連携教育など、校種を越えた連携強化に取り組みます。

2 健やかな心と体の育成

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進するとともに、子どもたちの健全な心身の発達のため、安全・安心な給食を保護者の負担軽減を図りながら提供します。

また、子どもたちが健やかな学校生活を送ることができるよう、健康診断や環境衛生検査を行うとともに、健康教育を進めます。

3 教育環境の充実

子どもたちが等しく将来の夢を抱き、その実現に向けて努力できる環境を整えるため、経済的な援助などにより切れ目のない支援を行います。

また、子どもたちにとって望ましい学習環境を確保するため、計画的かつ効率的に学校施設等の整備を進めるとともに、人口減少時代における学校のあり方についての検討を進めます。

4 教職員の力量向上

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、個性や能力を引き出すことができるよう、学び続ける教職員を育成するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、多忙化の解消に取り組めます。

5 特色ある学校づくり

子どもの豊かな人間性を育み、郷土への誇りと愛着を醸成するため、それぞれの地域の自然環境、歴史、文化などを踏まえた特色ある教育活動を展開します。

また、地域とともにある学校を目指して、学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを推進します。

6 個の特性に寄り添った教育の推進

さまざまな事情を抱えた子どもたち一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応するため、外国人児童生徒や不登校児童生徒への支援体制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばすため、くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育を実施するとともに、医療的ケアへの対応を進めるなど、小中学校におけるインクルーシブ教育の充実を図ります。

さらに、豊橋高等学校及び家政高等専修学校の生徒一人ひとりが自立し、社会に貢献できる人材となれるよう、学校の特色を生かしたきめ細かなキャリア教育を推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶好奇心や探求心を大切に、たくましく生きるための力を育みましょう。
- ▶夢や目標に向かってがんばる子どもたちを、地域をあげて応援しましょう。
- ▶家庭、地域、学校が協力し、地域に根ざした特色ある教育を進めましょう。
- ▶食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけましょう。

序論	
基本構想	
1 子育て・教育	基本計画
2 産業	
3 安全・安心	
4 健康・医療・福祉	
5 文化・スポーツ・共生	
6 にぎわい	
7 環境	
8 都市基盤	
戦略	
附属資料	

3 生涯学習・地域教育の推進

生涯にわたり地域の中で自分らしく学ぶことができ、その体験や経験を生かして活躍できる社会の構築を目指します。

現況と課題

- ▶市民一人ひとりが生涯にわたり学び続けることができ、学習成果を生かして活躍できるよう、各世代や時代に合わせた学習機会の充実を図る必要があります。
- ▶子ども・若者の居場所が求められており、生涯学習センターの学習スペースなど充実を図る必要があります。
- ▶生涯学習施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全性確保と利便性向上に向けた整備を進める必要があります。
- ▶地域教育の必要性は高まっており、さらなる地域活動機会の充実と地域人材の発掘が課題となっています。
- ▶共働き家庭の増加や生活環境の多様化に伴い、放課後や休日に子どもが安心して過ごせる居場所の確保が必要となっています。
- ▶図書館は、これまでのように図書の収集・提供を図る役割に加え、図書館という空間を通して図書と人、知識と人、情報と人、人と人などを直接結びつけるまちづくりの創造拠点として、地域に溶け込み、持続可能なまちづくりや地域の活性化に貢献するような変革が求められています。
- ▶図書館利用者の利便性向上と図書資料の保存のために、図書資料のデジタル化の促進が求められています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
生涯学習施設・青少年教育施設の利用者数	948,621人	1,070,000人
のびるndeスクール満足度	88.1%	93.0%
子どもの地域の愛着度	72.8%	80.0%

取り組みの基本方針

1 多様な学習環境の充実

市民が生涯にわたり学び続け、豊かに過ごすことができるよう、多様な学習機会を提供するとともに、各世代のニーズに対応した学びの場を整備します。

2 地域・学校・家庭の協働の推進

地域で子どもを育てる環境を整えるため、地域住民が主体となった学習や体験活動を推進するとともに、地域の教育力を持続的に向上させていけるよう、地域の実情に合わせた体制づくりへの支援を行います。

また、家庭教育環境が多様化する中、地域全体で子育て家庭を支えていけるよう、学校・家庭・地域と連携し、保護者が気軽に家庭教育について学習や相談ができる環境づくりを進めます。

3 放課後や休日の体験活動と交流機会の充実

子どもたちが勉強、運動、遊びや交流をしながら安全に過ごすことができるよう、地域との連携によるさまざまな利用者ニーズに対応した放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進します。

4 図書館の充実

市民が利用しやすくなる知識と情報の拠点となるよう、図書や郷土資料を収集・提供するとともに、施設の機能向上や郷土資料のデジタル化を進め、多様なニーズに応じたサービスの充実に取り組みます。また、図書だけでなく人と人が交流する「知と交流の創造拠点」としての機能を充実します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶さまざまな学習機会を活用して学びましょう。
- ▶学んだ成果を地域で発揮しましょう。
- ▶人生を豊かにするため、図書館の知識や情報を活用しましょう。
- ▶図書館の豊富な地域資料を活用し、郷土の歴史や文化を学びましょう。

4 科学教育の推進

自然や科学を学び親しむ機会を充実させることで、さまざまなことを科学的に理解できる力を育む環境をつくれます。

現況と課題

- ▶気候変動や資源の枯渇など、地球規模の課題を科学的に理解するため、科学教育の重要度が増しています。
- ▶自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園では、科学のすそ野を広げるため、話題性の高い魅力的な企画展やワークショップなどを通じて、自然や科学に触れ、学ぶ機会を提供しています。
- ▶博物館法の一部を改正する法律が2023(令和5)年4月1日に施行され、博物館資料のデジタルアーカイブ化や他の博物館等との連携などが努力義務となったことから、収蔵資料のデジタルアーカイブ化や人気コンテンツとのコラボ企画などについて、市内外の機関との連携事業をさらに推進していく必要があります。
- ▶科学教育施設としての価値や魅力を高めるには、調査研究を進め、学術的価値の高い資料の収蔵数を増やすとともに、収集した資料を適切に管理保管及び活用することのできる環境を整える必要があります。
- ▶開館から約半世紀になる視聴覚教育センターや地下資源館は、老朽化や展示物の陳腐化が進んでいます。
- ▶質の高い科学教育を提供していくために、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を整理し、本市ならではの科学教育の拠点づくりを一体的に進めていく必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
科学教育施設の入場者数	1,076,342人	1,150,000人
科学教育施設の登録資料数	129,937点	160,000点

取り組みの基本方針

1 科学を学び親しむ機会の充実

科学への興味関心を引き出すため、市内外の機関と連携した集客力のある企画展やイベントなどを行うことで科学を学ぶ機会を充実します。

2 質の高い科学教育の充実

科学への理解を深め、科学的な考え方を持つ人材を育むため、科学分野を網羅した体験型の教育を実施するとともに、調査研究成果と学術標本に基づく発展的な教育プログラムなど、質の高い科学教育を充実します。

3 科学教育の拠点づくり

質の高い科学教育をより効果的に展開できる環境を整えるため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を整理し、それぞれの特色を生かした新たな科学教育の拠点づくりを一体的に推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶大人も子どもも身近な自然に触れ、本物を体験できる機会をつくりましょう。
- ▶すごい！ふしぎ！と身のまわりの出来事に驚き、感動し、想像してみましょう。
- ▶のんほいパークで、地球の歴史や、生物の進化と多様性について学びましょう。
- ▶視聴覚教育センター・地下資源館で、生活の中で起こるさまざまな事象の原理や、宇宙、資源について学びましょう。

5 子ども・若者の健全育成

子ども・若者とその家族に寄り添った支援を行うとともに、夢や希望を持って成長・活躍できる地域づくりを推進します。

現況と課題

- ▶スマートフォン等の普及によりSNSを端緒とした犯罪に青少年が巻き込まれるなど、問題が潜在化・複雑化しています。
- ▶青少年の非行防止と健全育成を図るため、校区自治会や学校等と連携し、地域の見守りを強化していく必要があります。
- ▶子ども・若者が抱える困難や課題は、複雑で多様化しています。教育、福祉、保健・医療、矯正・更生、雇用といったあらゆる分野の支援機関と連携し、子ども・若者を地域で支えていく必要があります。
- ▶こども若者支援センター(ココエール)への子ども・若者相談者の内訳では、中学3年生から高校生年齢の相談が多く、義務教育終了後の切れ目のない支援が求められています。
- ▶子どもが安心して過ごせるよう、地域においても家庭や学校以外の居場所づくりが必要です。
- ▶こども食堂の認知度が高まるにつれ、新たにこども食堂を開始する団体が増えています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
こども食堂等のこどもの居場所数	29か所	40か所
こども若者相談者数	634人	700人

取り組みの基本方針

1 青少年の健全育成

青少年の非行を未然に防ぎ、心身ともに健やかに成長できるよう、地域や家庭、学校、関係機関と連携し、青少年の非行防止に関する啓発活動や見守り活動などに取り組みます。

2 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

子どもたちが困難を乗り越え健やかに成長することができるよう、こども若者支援センター(ココエール)を拠点として、関連機関との連携を図りながら子どもやその家庭を地域で支える環境を整えます。

また、困難を抱える子どもや若者が社会的に自立できるよう、一人ひとりの意思や意向に寄り添った包括的かつ切れ目のない支援に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶あいさつやスポーツ、文化活動などを通じて、地域の子どもとコミュニケーションをとりましょう。
- ▶子ども・若者のよき理解者となるため、子ども・若者の話を聞き、日常の些細な変化を見逃さないようにしましょう。
- ▶地域の子どもの情報を共有し、声かけを行いましょう。

2 活力みなぎり、はつらつと働けるまち

【産業】

- 1 農漁業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 雇用の安定と働き方の充実
- 4 三河港の振興

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
基本計画
附属資料

1 農漁業の振興

農業者の生産力や経営力を高めるとともに、安全・安心で魅力あふれる農産物を生産することで、消費者に選ばれる産地を目指します。

現況と課題

- ▶近年頻発している自然災害や温暖化、目まぐるしく変わる国際情勢の影響によるリスクを最小限に抑えるため、リスクに対応した持続可能な農業の取り組みを進める必要があります。
- ▶農業現場では担い手不足や労働力不足が深刻な課題となっています。
- ▶近年、耕作者減少による未耕作地の増加等により優良な農地が減少しています。また、激甚化、頻発化する豪雨災害や排水機場及び排水路等の老朽化に伴う能力低下により、農地・農業施設等へのたん水被害が年々顕在化していることから、農業生産基盤の安定化を図る必要があります。
- ▶豊橋産農産物の新たな販路確保のために、東南アジア諸国へのプロモーション活動を継続して行い、輸出品目や輸出量の拡大を図っています。今後、さらなる拡大を図るためにも新規輸出国の開拓や他産地との差別化を図る必要があります。
- ▶国際情勢の変化により世界的な食料需給の不安定化や高騰する生産コストの価格転嫁が難しいことによる生産者の負担増大が進んでいます。一方で、世間の農業に関する危機感や関心は低いことから、農業の重要性や適正価格などへの理解を深める取り組みが必要です。
- ▶2019(令和元)年に開駅した道の駅「とよはし」の来場者数は1,000万人を超え、本市の食や農業などの魅力発信拠点として、市内外から多くの方が訪れています。
- ▶農家の経営を安定化させる手段のひとつとして、6次産業化による農産物加工品の開発・販売を進めています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
認定農業者、認定新規就農者等の農地利用集積率	30.9%	35.0%
農業生産基盤整備面積(2026年度以降累計)	— (18.5ha/年)	70.0ha
先端技術等を活用し、生産性の向上を図った農業者等に対する支援件数(2026年度以降累計)	— (21件/年)	100件

取り組みの基本方針

1 農業者の経営力の強化

農業経営の安定とさらなる発展のため、国際情勢や自然災害などのさまざまなリスクへの備えを促すとともに、農業者による設備投資を支援します。また、経営規模の拡大を図る農業者への農地集積を進めます。

2 農業者の確保・育成

担い手不足や労働力不足を解消するため、新規就農者の確保や農業後継者の確保に向けた支援を行います。また、先端農業技術を学ぶことのできる環境を充実し、次世代農業の人材育成に取り組むほか、障害者や外国人などさまざまな人たちが活躍できるよう、農業経営者への意識啓発を行い、雇用環境の整備を図ります。

3 農業生産を支える基盤の充実

農業者が安定的かつ効率的に生産できる基盤を整えるため、ほ場や農道の整備のほか、優良な農地を有効に活用できるよう、農地や耕作者等の情報集約を進めます。

また、農地のたん水被害を未然に防止するため、老朽化による能力低下が懸念される排水機場などの計画的な更新とともに効率的な維持管理を行います。

4 競争力の高い産地づくり

高品質で収益性の高い農産物等を生産するため、先端技術を活用したスマート農業の導入など生産性を高める取り組みを支援します。

また、新たな販路の開拓とブランド力の向上を図るため、国内外における積極的なプロモーション活動を展開します。

5 食と農への理解促進

市民に食を支える農業の重要性を共感してもらうため、道の駅「とよはし」や関係団体と連携し、本市が全国に誇る農産物等の魅力を発信します。また、農業の体験や講座を通して食と農のつながりや農業の役割について理解を深める取り組みを進めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶農業者は魅力のある農産物を生産しましょう。
- ▶豊橋産農産物を買ったり食べたり紹介して、豊橋の農業者を応援することで持続可能な農業の実現に貢献しましょう。
- ▶農業体験等を通して農業に親しみをもち、農業の大切さを学びましょう。

2 商工業の振興

多様性に富んだ地域産業の強みとつながりを生かしながら、既存産業の成長の機会や新たな産業の創出に取り組みます。

現況と課題

- ▶生産年齢人口が減少傾向にある中で、市内産業の競争力を確保するためには、企業の省力化への投資など生産性向上を促進していく必要があります。
- ▶経営者の高齢化や後継者不足により、中小企業の休廃業が進んでいます。商工会議所や地元金融機関、愛知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」を活用し、事業承継の相談に留まらず継承へつなげる取り組みが必要です。
- ▶中小企業は大企業に比べて経営基盤が脆弱であり、資金調達等を円滑に行える環境が必要です。
- ▶起業を支援し新規起業者を増やすことで、市内産業の競争力を強化する必要があります。
- ▶スタートアップの革新的な技術やアイデアを組み合わせることで新技術・新製品の研究開発を促進させるなど、新しい事業の創造を支援する取り組みが必要です。
- ▶大学や企業が連携して研究開発に取り組むことで、その成果から新たなビジネスモデルを生み出すことが必要です。
- ▶首都圏にあるイノベーション活動拠点や愛知県により設置されたSTATION Aiなどのスタートアップの関係機関と連携を深め、スタートアップに関するコミュニティをさらに充実させていく必要があります。
- ▶産業用地の分譲が順調に進む中で、さらなる産業集積及び、企業誘致を進めるため、豊橋新城スマートIC(仮称)周辺を含めた新たな用地確保に向けた検討や、市外企業によるオフィス進出の促進が必要になっています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
「とよはし事業承継ひろば」の相談件数 (2026年度以降累計)	— (486件／年)	2,000件
新規創業者数(2026年度以降累計)	— (434人／年)	1,850人
企業立地奨励金の指定件数 (2026年度以降累計)	— (8件／年)	25件

取り組みの基本方針

1 経営基盤の強化と事業成長への支援

市内企業の経営基盤の強化と事業成長を図るため、生産性向上に資する設備投資や、災害等へのリスク対応の強化、中小企業の円滑な資金調達などを支援します。また、市内への人材定着に向けた取り組みや研修等の開催による人材育成と確保を支援するとともに、後継者不足に悩む事業者が円滑に事業承継するための支援体制を強化します。

2 新たな地域産業創出への支援

スタートアップを含め、起業や創業しやすい環境をつくるため、関係機関と連携し、地域内において起業から成長まで段階に応じた支援体制を整備するとともに、地域外から人材や技術などを取り入れて積極的に活用する仕組みづくりなどを進めます。

また、企業の成長を促すため、産学官金の連携を強化し、経営拡大を目指す事業者による新技術・新製品の研究開発や販路開拓などの取り組みや、新たなビジネスモデルの創出を支援します。

3 産業集積の促進

産業の集積と雇用の創出を図るため、主要幹線道路沿道等の交通基盤の利便性が高い地区を中心に、新たな用地確保に取り組むとともに、さらなる企業誘致を進めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶事業者は創意工夫で魅力的な商品やサービスを開発しましょう。
- ▶事業者は、革新的な技術を取り入れて、地域のイノベーションを加速させましょう。
- ▶地元のお店で飲食や買い物をすることで応援しましょう。

3 雇用の安定と働き方の充実

働きがいがありワークライフバランスのとれた職場づくりを進めるとともに、人材の確保と雇用の安定へつなげます。

現況と課題

- ▶少子化の影響や若い人材の流出により、地元企業では若手人材の獲得が一層困難な状況となっており、一人でも多くの若者に地元企業の魅力が伝わるように支援する必要があります。
- ▶企業は、女性、高齢者、障害者、外国人、外部専門人材等、さまざまな人材確保に取り組む必要があり、企業の意識改革や誰もが働き続けることができる環境づくりが必要です。
- ▶深刻な人手不足と物価高を背景に企業の賃上げが相次いでいますが、財源確保が難しい企業は厳しい状況です。
- ▶2019(平成31)年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、企業は、働くすべての人の労働環境をよりよくするために取り組むことが求められています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
人材確保に関する補助金交付件数 (2026年度以降累計)	— (116件／年)	630件
働きやすい職場づくり補助金交付件数 (2026年度以降累計)	— (15件／年)	80件

取り組みの基本方針

1 雇用の安定と人材確保

雇用の維持さらには拡大を図るため、多様な人材の活用につながる啓発活動を行うとともに、就職を契機とした地元への定着やUIJターンを促進します。また、人材育成につながる講座の提供や資格取得支援など、働くために必要な技能を学び高めることができる機会をつくれます。

2 働きやすい環境づくり

労働者が安心して働けるよう、職場づくりの環境整備や労働関係団体による活動を支援します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶事業者はライフスタイルに応じて柔軟に働き続けられる、職場づくりを進めましょう。
- ▶事業者は企業の魅力を分かりやすく発信しましょう。
- ▶学ぶ機会を生かして資格取得やスキルアップを目指しましょう。

4 三河港の振興

国際自動車港湾として、環境に配慮した港湾機能を形成し、物流機能や防災機能などの強みを生かしながら、人々が港への理解を深める機会を創出します。

現況と課題

- ▶三河港は、1993(平成5)年から連続で完成自動車の輸入台数及び金額が日本一で、輸出でもトップクラスを誇るなど、日本を代表する国際自動車港湾です。一方で、取扱量の増加に伴い、自動車保管用地の不足や物流の非効率性への対応が課題となっています。
- ▶港湾計画に基づき、臨港道路東三河臨海線をはじめとした港湾施設の整備やIoTを活用した情報化の推進により物流機能としての機能強化及び効率化が必要です。
- ▶大規模地震後の緊急物資輸送拠点となる耐震強化岸壁が2018(平成30)年度に整備されました。災害発生時に臨海部企業のサプライチェーンの寸断を防ぐためには、港湾BCPの充実や、港湾機能のさらなる強靱化が必要です。
- ▶港湾においては、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応し、港湾施設の脱炭素化等の取り組みを進めることで、荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成することが必要となっています。
- ▶三河湾で唯一のコンテナターミナルを有する三河港ですが、コンテナ取扱量は減少傾向にあります。国内のみならず世界につながる物流ネットワークを維持するためには、航路の充実、状況変化への対応力、企業ニーズを踏まえたサービスの提供が必要です。
- ▶ポートインフォメーションセンターは、三河港の情報発信の拠点として親しまれていますが、市民が港への理解を深め、港に親しむためにはさらなる魅力アップが必要です。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
完成輸入自動車の取扱台数	126,399台	180,000台
コンテナ取扱量	23,862TEU	30,000TEU
ポートインフォメーションセンターの来館者数	21,527人	23,000人

取り組みの基本方針

1 地域のものでづくりを支え、物流の拠点となる港づくり

地域のものでづくり産業の国際競争力を高めるため、関係自治体や経済界と連携して国や県への働きかけを強化することで、港湾物流機能の効率化や災害対応力の向上を図るとともに、環境に配慮した港湾機能を有した「カーボンニュートラルポート」の形成を推進します。

また、これまで以上に活力ある港とするため、行政と経済界が一体となり、取扱貨物量の増加のための支援やポートセールス活動を展開します。

2 港への理解促進

市民が三河港に親しみ、港を身近に感じられるよう、ポートインフォメーションセンターを拠点に情報発信を強化します。また、三河港に立地する企業や団体と連携し、体験型イベントや工場見学ツアーを実施するなど、港を訪れる人々が楽しみながら理解を深める場を提供します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶事業者は三河港を利用し、地域産業を発展させましょう。
- ▶港のイベント等に参加するなど、港への理解を深めましょう。

3 命の安全、心の安心が確保されたまち

【安全・安心】

- 1 危機管理の強化と防災・減災の推進
- 2 消防・救急救命体制の充実
- 3 暮らしの安全確保
- 4 生活衛生の確保

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

1 危機管理の強化と防災・減災の推進

危機意識を持って、市民、事業者、行政が主体的に備え、災害等の危機事案発生時には一体となって迅速かつ的確に対応し、生命・身体・財産の保護と被害の最小化を目指します。

現況と課題

- ▶2019(令和元)年7月に、愛知県より津波災害警戒区域に指定されたことを受け、津波ハザードマップを作成し、危険箇所についての周知・啓発に取り組んでいます。
- ▶2023(令和5)年6月、記録的な大雨により市内の広範囲で甚大な被害が発生したことを受け、実際の災害に近い形での水防訓練に取り組んでいます。
- ▶2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、発災時の避難所における良好な生活環境を整備する必要があります。
- ▶2025(令和7)年7月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が改定され、命をつなぐ対策が重点化されたことを受け、災害関連死防止のための被災者支援に取り組む必要があります。
- ▶東三河8市町村で連携して災害に強い地域づくりを進めるとともに、情報共有や防災体制の一層の強化のため、三遠南信地域や西三河地域、中核市相互の広域連携に取り組んでいます。
- ▶災害による被害を最小化するためには、行政による公助だけではなく、市民一人ひとりによる自助、地域で助け合う共助の取り組みを促進する必要があります。
- ▶遠州灘海岸は侵食傾向があるため、離岸堤を設置することによる砂の堆積状況の効果検証に取り組んでいます。
- ▶森林所有者の高齢化や市外在住者への相続、所有者不明森林の存在などにより、管理が行き届かない人工林が増加しているため、森林整備を推進し、森林の持つ公益的機能を発揮させる必要があります。
- ▶本市は、水害や渇水に幾度となく見舞われており、引き続き豊川水系の治水及び水資源の安定確保に取り組んでいく必要があります。
- ▶激甚化・頻発化する豪雨災害により、河川管理者だけでなく、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト一体の事前防災・減災対策を加速していく必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
防災訓練・講話の参加人数	57,973人	58,000人
防災リーダー養成講座修了者数 (2026年度以降累計)	— (117人／年)	650人
防災アプリ「ハザードン」の登録者数 (2026年度以降累計)	— (2,257人／年)	10,000人

取り組みの基本方針

1 災害対応力の強化

激甚化・頻発化する自然災害などから市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小化するため、迅速かつ的確な対応を可能とする機能を整備するとともに、さまざまな危機の発生に備えた危機管理体制の強化を図ります。

2 地域防災力の充実

市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づき、主体的な行動により被害を最小化することができるよう、さらなる防災・減災意識の向上を図るとともに、防災リーダーを主体とした自主防災活動の活性化を促します。

3 治山・治水対策の充実

水害や土砂災害による被害を軽減するため、河川・水路等の整備や危険区域などの情報提供と避難行動の啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら流域治水の取り組みを進めます。あわせて、海岸侵食の情報収集を行うとともに離岸堤の整備などの侵食防止対策に取り組みます。

また、水源涵養や土砂流出防止など森林のもつ公益的機能を維持するため、計画的な除伐・間伐や木材利用の促進・啓発を行うとともに、豊川上流域の水源林の保全や設楽ダムの建設促進に流域全体で連携して取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶災害等が発生したときをイメージして、ハザードマップの確認や家具の転倒防止、水や食料等の備蓄、非常時の持ち出し品の準備など日頃から確認しておきましょう。
- ▶避難場所や避難経路などについて、あらかじめ家族で話し合いをしておきましょう。
- ▶防災アプリや豊橋ほっとメールなどで災害情報を積極的に入手しましょう。
- ▶日頃から地域住民同士で顔の見える関係をつくり、いざという時には互いに助け合いましょう。
- ▶自主防災組織の活動に協力し、防災訓練などには積極的に参加しましょう。
- ▶事業者は、災害時の企業活動の維持や早期回復ができるよう、日頃から備えておきましょう。
- ▶森林所有者は、除伐・間伐など適正に森林を維持管理しましょう。

2 消防・救急救命体制の充実

消防・救急救命体制を充実させ、地域住民、消防団、事業者、行政が一体となって、市民の命を守ります。

現況と課題

- ▶高齢化の進行や大規模自然災害の発生、新たな感染症の拡大など、消防や救急を取り巻く環境は複雑多様化しており、対応力の強化が求められています。
- ▶2024(令和6)年に改正された国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、消防の広域化に向けた連携・協力の取り組みについて、より積極的な検討を行う必要があります。
- ▶AIやICT等の進展を消防分野に取り込むことで、効果的な消防活動を実現させるとともに、市民にとっての利便性向上と業務の効率化を進める必要があります。
- ▶消防本部や消防団での女性のさらなる活躍に向けて、働きやすい環境整備や魅力発信に取り組んでいます。
- ▶東三河5市で消防通信指令事務の共同処理を推進するとともに、聴覚・言語機能障害者や外国人などからのさまざまな通報をサポートする環境を整えています。
- ▶老朽化が進む消防庁舎や車両、資機材等の計画的な更新が必要です。
- ▶消防団は地域防災力の中核を担う存在ですが、団員の確保が困難になっています。本市では2024(令和6)年に「豊橋市消防団ビジョン」を策定し、持続可能な消防団組織の構築に取り組んでいます。
- ▶高齢化の進行に伴い増加する救急需要に対応するため、ICTを活用した救急需要予測システムにより、効率的な救急車の配置及び運用方法について検討を進めています。
- ▶住宅火災による死者の7割以上が高齢者です。火災を早期に発見し、避難に役立つ住宅用火災警報器の普及啓発を進めています。
- ▶地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの普及を推進する必要があります。
- ▶火災が発生した際、初動対応を円滑に行えるよう、事業所の防火管理体制の向上に取り組んでいます。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
火災による死傷者の人数	16人	6人
応急手当講習に参加した人数 (2026年度以降累計)	— (15,001人／年)	70,000人
住宅用火災警報器の条例適合設置率	64.5%	70.0%

取り組みの基本方針

1 消防体制の充実

あらゆる災害による被害を最小限に抑えるため、消防職員の技量向上や施設及び設備の計画的な充実を図るとともに、合同訓練などを通じて広域連携による消防の総合力を高めます。また、地域における消防活動の担い手であるとともに防災力の要となる持続可能な消防団組織の構築を図ります。

2 救急救命体制の充実

救命率の向上を図るため、救急救命士及び救急隊員を育成するとともに、医療機関との連携やICT等を積極的に取り入れるなど、救急業務の迅速化・円滑化を図ります。また、市民や事業所との協働により、応急手当の普及啓発に取り組めます。

3 火災予防対策の推進

火災を未然に防ぎ、また、火災による被害を最小限に抑えるため、事業所の防火管理体制を向上させるとともに、地域においても初期消火活動ができる環境整備を進めます。

また、住宅火災の低減と高齢者の人的被害の軽減に向けて、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進するとともに、地震による電気火災の低減に向けて、感震ブレーカーの普及を推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶突然のけがや病気に対して、家庭や職場でできる応急手当を身に付けましょう。
- ▶地域防災活動の要である消防団に入団し、一緒に地域を災害から守りましょう。
- ▶火災を早期に発見し、迅速な初期消火や避難ができるよう、住宅用火災警報器を取り付け、適切に維持管理しましょう。
- ▶事業者は、必要な消防用設備の設置と維持管理を行い、適正な防火管理に努めましょう。
- ▶火災になりにくい環境をつくるため、自宅や周辺の整理整頓に努めましょう。
- ▶緊急時に戸惑うことなく落ち着いて119番通報できるように、通報講座や通報体験に参加しましょう。

3 暮らしの安全確保

交通安全や防犯などの取り組みを市民や関係機関、事業者、行政などが連携し、主体的に実践することにより、安全で安心できる暮らしを守ります。

現況と課題

- ▶全国的に犯罪発生件数は、増加傾向にあります。本市においても、不審者情報は依然として多く寄せられており、特殊詐欺の手口が巧妙化しているため、防犯意識の向上に向けたさらなる取り組みが必要です。
- ▶高齢化や共働き世帯の増加に伴い、防犯活動の担い手の確保が難しくなっているため、防犯カメラの設置を推進するなど、引き続き地域防犯力を向上するための取り組みが必要です。
- ▶路上喫煙については、2012(平成24)年に「豊橋市快適なまちづくりを推進する条例」を制定し、周知・啓発等に取り組んできましたが、路上喫煙の防止に向けて継続して取り組む必要があります。
- ▶ながら運転やあおり運転などの安全・規範意識の低下が危惧されているため、歩行者保護の徹底や交通ルールの遵守、マナーの向上に向けたさらなる取り組みが必要です。
- ▶加齢に伴う身体機能の変化を踏まえた高齢者への交通安全教育などの取り組みを進める必要があります。
- ▶自転車の交通違反に対する反則金制度が導入されるなど、交通ルールの遵守が求められる中、ヘルメットの着用や保険加入の推進とあわせて、自転車の安全利用の啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。
- ▶社会情勢に大きく影響を受ける消費生活トラブルは、近年インターネットやSNSが身近になったことで通信販売に関するトラブルや投資詐欺などが増加しているため、多様化・複雑化する被害の未然防止や救済に引き続き取り組む必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
豊橋警察署管内の刑法犯認知件数	1,886件	1,600件
市内交通事故における人身事故件数	1,143件	900件
消費生活相談員による出前講座開催数	51回	70回

取り組みの基本方針

1 防犯・治安対策の推進

犯罪の発生を抑止するため、自主防犯団体の活動支援や防犯カメラの設置を推進するとともに、市民が犯罪に巻き込まれないように防犯情報の提供や防犯教育を実施します。

また、快適で安全な生活環境を確保するため、路上喫煙禁止区域内での禁煙の徹底を図るとともに、区域外においても路上喫煙を控えるよう啓発に取り組みます。

2 交通安全対策の推進

交通事故を未然に防ぐため、ドライバーも歩行者も一人ひとりが交通における安全確保を自らの課題として捉えられる意識の醸成を促すとともに、子どもや高齢者など、誰もが安心して移動できる「人優先」の交通環境を関係機関と協力して整えます。

また、自転車の安全利用を図るため、ヘルメットの着用や保険の加入等を自転車利用者へ促します。

3 消費者保護の推進

消費者被害の未然防止や救済のため、東三河地域で連携しながら啓発活動や消費生活相談に取り組むとともに、消費生活相談員の育成などによる相談体制の充実を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶日頃から目を見て挨拶するなど、顔が見える関係を地域で構築し、犯罪の抑止力を高めましょう。
- ▶特殊詐欺の手口が巧妙化しているため、周りの人と情報共有し、不審な電話やメールに注意しましょう。
- ▶自転車に乗るときは保険に加入し、ヘルメットをかぶりましょう。
- ▶加齢による身体機能の変化に注意し、運転免許証の自主返納などについて、検討してみましょう。
- ▶消費者としての正しい知識を身に付け、トラブル時には消費生活センターなどに電話しましょう。

4 生活衛生の確保

日常の衛生管理についての正確な情報を市民や事業者と共有し、行動することにより、誰もが安心して暮らすことのできる衛生的な環境の整ったまちを目指します。

現況と課題

- ▶公衆浴場や旅館、ホテルなど、多くの方が利用する環境衛生施設等における健康被害を未然に防ぐためには、事業者が法令に基づく衛生基準を遵守し、施設の衛生水準を高める必要があります。
- ▶全国的に発生している食中毒や異物混入等による健康被害を未然に防ぐためには、事業者による徹底した衛生管理が必要です。
- ▶平時から健康危機を想定した人材の育成を進め、衛生上の試験検査の信頼性を維持するとともに、体制の充実を図る必要があります。
- ▶食肉の生産現場の大規模集約化による、と畜頭数の増加に伴い、食肉生産における中部地方の主要な拠点として、所管と畜場の重要性が増しており、食肉衛生検査体制の充実が必要です。
- ▶市営墓地への需要に応えるため、新しい墓所のあり方を検討するとともに、貸出しできる墓所区画を安定的に確保する必要があります。
- ▶動物の愛護や収容動物の譲渡など、人と動物が共生することへの関心が高まっています。
- ▶飼い主のいない猫、ペットの不適切な飼い方など動物に関するさまざまな問題への適切な対応が必要です。
- ▶災害発生時には、飼い主だけでなくペットも安全に避難できる対応が求められています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
環境衛生施設等の監視指導件数	403件	450件
HACCP衛生監視実施件数	139件	120件
動物愛護の取り組みに対する満足度	73.2%	75.0%

取り組みの基本方針

1 環境衛生対策の推進

公衆浴場や旅館、ホテルなど環境衛生施設等の衛生面に起因する健康被害の発生を防止するため、効果的な監視指導及び検査を実施するとともに、事業者による自主衛生管理を推進します。

2 食品の安全対策の強化

食品等を原因とする健康被害の発生を防止するため、食品等取扱施設への監視指導を実施し、HACCPに沿った衛生管理を支援するとともに、消費者への食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、流通食品の検査やと畜検査を適切に行い、食の安全を確保します。

3 斎場の円滑な運営並びに墓地の適切な管理

火葬需要の増加に対応するため、斎場の円滑な運営を行います。

また、墓地を適切に管理するとともに市民の墓地需要に対応するため、返還墓所の再貸出しや新たな墓所のあり方の検討を進めます。

4 動物愛護管理の充実

人と動物が共生する社会を実現するため、動物愛護センターを拠点として動物の愛護や適正な飼い方への理解を促進するとともに、収容された犬や猫の譲渡や地域猫活動への支援の充実を図ります。

また、災害時においてもペットの適切な管理ができるよう、平時からペット用品の備蓄やペットのしつけに対する啓発を行うとともに、避難所での被災動物対策の強化を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶不特定多数の人が利用する施設の事業者は、衛生対策を徹底しましょう。
- ▶食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実践し、食品事故を防止しましょう。
- ▶食中毒などの健康被害に関する正確な情報の収集を心がけ、正しい知識をもちましょう。
- ▶動物も人と同じく命あるものとして尊重し、理解を深めましょう。

4 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

【健康・医療・福祉】

- 1 健康づくりの推進
- 2 医療の充実
- 3 地域福祉の充実
- 4 高齢者福祉・介護保険の充実
- 5 障害者(児)福祉の充実
- 6 生活自立の支援

序
論

基本
構想

1 子育
教育

2 産業

3 安全・安心

4 健康・医療・
福祉

5 文化・
スポーツ・共生

6 にぎわい

7 環境

8 都市基盤

戦
略

附属
資料

基本
計画

1 健康づくりの推進

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現し、市民が健やかで心豊かに生活できる社会を目指します。

現況と課題

- ▶人生100年時代を見据え、健康への関心にかかわらず誰もが自然に健康的な行動がとれるような環境整備を進めていく必要があります。
- ▶健康づくりにおける官民連携を推進するため、2022(令和4)年に「健幸なまちづくりパートナーシップ」を新設し、ICTを活用した食事・運動・睡眠改善等の施策を展開しています。
- ▶2022(令和4)年に実施した市民意識調査において、受動喫煙の機会があった場所は「公共の場所(公園、道路、河川など)」に次いで「家」「職場」が多い結果となりました。改正健康増進法や豊橋市受動喫煙防止条例に基づき、環境整備や普及啓発活動に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ▶本市における2023(令和5)年度がん検診受診率は8.9%にとどまっているほか、糖尿病の有病率が全国や愛知県と比較して高い状況が続いています。がん検診や特定健康診査の受診率向上を目指し、受診勧奨や受診しやすい環境づくりを推進していくことが求められています。
- ▶誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、2023(令和5)年度に第2期豊橋市自殺対策計画を策定しました。生きることへの支援や自殺予防の周知啓発とともに、自殺対策を支える人材育成が必要です。
- ▶予防接種制度や感染予防策などについて、国籍や年齢を問わず分かりやすい情報提供が求められています。
- ▶新興感染症の発生を見据え、医療機関との連携や必要な医療資機材の備蓄、検査体制の充実など、感染症の発生や拡大に備えた取り組みを進めていく必要があります。
- ▶将来のライフプランを考えて心身の健康づくりに取り組めるよう啓発する必要があります。
- ▶家族形態が変化し、孤立感や不安感を抱える妊産婦が増加しています。安全・安心で健やかな妊娠、出産、子育てができるよう、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目ない支援が必要です。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
とよはし健康マイレージ参加者数	8,777人	14,200人
糖尿病の有病者の割合	11.9%	11.5%
産後ケア利用率	25.5%	50.0%

取り組みの基本方針

1 健康的な暮らしの支援

健康に関心のある方だけでなく、市民一人ひとりの健康をさらに増進させるため、官民連携やICTの活用等により、気軽に健康づくりに取り組む機会を提供するほか、受動喫煙による健康影響を啓発することにより、望まない受動喫煙を防ぐなど、健康を維持できる環境づくりを進めます。

2 疾病の予防対策の推進

健康寿命の延伸に向けて疾病の早期発見及び早期治療を進めるため、がん検診や各種健(検)診の受診を促すとともに、生活習慣改善に向けた支援や重症化の予防を推進します。

また、心身ともに健康で過ごせるよう、心の悩みを抱える方や難病等の患者及びその家族の不安軽減を図るとともに、早期に気づき、支える担い手の育成や関係機関との連携強化を図ります。

3 感染症対策の推進

感染症のまん延を防ぐため、予防接種や発生動向の把握・分析を進めます。また、新興感染症発生時に備え、平時から検査を含めた体制整備や人材育成などを計画的に推進します。

4 母子保健の充実

それぞれのライフスタイルに合わせて安心して妊娠、出産、子育てができるよう、相談支援や産前産後のサポート、各種健康診査など切れ目のない支援の充実に取り組みます。

また、日々の生活や健康と向き合い将来のライフプランを実現するため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うプレコンセプションケアを推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶ バランスの良い食事や適度な運動、質の良い睡眠を心がけ、健康づくりに取り組みましょう。
- ▶ 定期的に健(検)診を受診するなど、疾病の早期発見に努めましょう。
- ▶ 予防接種やマスクの着用を含めた咳エチケット、手洗い、換気などの感染予防に努めましょう。
- ▶ 体調が悪い時には無理せずに、自宅療養や早めの受診をしましょう。
- ▶ 妊娠、出産、子育てについて、不安や悩みなどを抱え込まず、身近な相談者や窓口等に相談しましょう。

2 医療の充実

必要なときに医療が受けられるよう、適正な受診への理解を深めるとともに、関係機関と協力し、持続可能で安定した保健医療を提供します。

現況と課題

- ▶医師の高齢化や新規開業医の減少により休日や夜間帯を担う医師の不足が懸念されています。1次救急や2次救急などの医療体制を維持するため、保健医療体制の整備が必要です。
- ▶近年の大規模災害においては、高齢者や障害者等、災害弱者の災害関連死の防止が課題となっています。
- ▶災害時に迅速な医療救護活動を行うため、関係機関と連携して災害時の医療体制について検討を行う必要があります。
- ▶国民健康保険では、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は2019(令和元)年度から2023(令和5)年度までの5年間で約13.5%増加しています。
- ▶急速な高齢化に伴う医療需要の変化や労働人口の減少に対応するため、豊橋市民病院には、東三河の中核病院として、質の高い医療の効率的な提供が求められています。
- ▶豊橋市民病院では、医療従事者のさらなる確保と定着を図るため、働きやすい職場づくりや最新の医療設備の導入などとともに、病院の魅力を引き続き発信していく必要があります。
- ▶国は診療データの共有化を図るため、マイナ保険証をはじめとした医療DXを進めており、電子カルテシステムの標準化対応が求められています。一方で、診療データの共有化により、サイバー攻撃のリスクが伴うため、セキュリティ体制の強化が必要です。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
豊橋市民病院の患者紹介率	84.0%	87.0%
豊橋市民病院の患者逆紹介率	86.2%	92.0%

取り組みの基本方針

1 保健医療体制の充実

必要なときに安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の推奨など適正受診の普及啓発を図ります。また、救急医療のひっ迫や新たな感染症の発生による医療崩壊を防ぐため、地域の医療機関の役割分担と連携を強化し、保健医療体制を整えます。

2 災害時医療体制の充実

大規模災害発生時に迅速で的確な医療救護活動を行うため、三師会や災害拠点病院をはじめとする医療機関との協力体制と災害時の健康危機に対する保健衛生活動体制を整備します。

3 公的医療保険制度の円滑な運営

市民が安心して医療を受けられるよう国民健康保険を円滑に運営するとともに、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携して後期高齢者医療制度を適切に運用します。また、国民健康保険の広域化や医療費の適正化を進め、制度の安定を図ります。

4 市民病院の充実

東三河の地域医療を支える中核病院として、地域に信頼される病院を目指し、救急医療、高度専門医療などの急性期医療を充実させるとともに、働き方改革や医療DXの推進、地域連携の強化に取り組めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶自身や家族の健康をサポートしてくれるかかりつけ医を持ちましょう。
- ▶医療を限りある社会資源として捉え、今後も必要な人が、必要な時に医療を受けられるよう適正受診に努めましょう。

3 地域福祉の充実

地域住民がお互いに関心を持ってつながり支え合い、自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

現況と課題

- ▶2020(令和2)年に社会福祉法が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、2023(令和5)年度までの準備期間を経て、2024(令和6)年度から本格的に実施し、複雑化・複合化した福祉の支援ニーズに対応するため関係機関との連携強化を図っています。
- ▶2021(令和3)年に総合福祉センター内へ「福祉相談サポートセンター」を設置し、個々の相談機関では支援が困難なケースに対して包括的な支援を行っています。
- ▶地域づくりに向けた支援を行うため、地域と相談機関との橋渡しや住民目線で地域の活動を支え、地域の生活課題に取り組む人材の育成が必要です。
- ▶全国各地で発生する大規模災害を受け、国は避難行動要支援者名簿の作成を自治体に義務付け、要支援者が避難するための個別避難計画の作成が努力義務とされています。
- ▶災害が激甚化・頻発化する中、国のガイドライン等を踏まえた福祉避難所のあり方の見直しや、市民・民間企業・市内福祉サービス事業者等と連携した要支援者の受け入れ体制を強化する必要があります。
- ▶2022(令和4)年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に取り組むことや、地域とのつながりを生かした権利擁護支援の担い手確保や育成に取り組む必要があります。
- ▶2023(令和5)年に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすることや、保護司会や更生保護女性会など民間協力者の担い手確保を支援していく必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
多機関が連携して複雑化・複合化した事例に対応した人数	84人	107人
避難行動要支援者登録台帳への新規登録者数 (2026年度以降累計)	— (141人／年)	4,000人
成年後見支援センターの相談件数	557件	600件

取り組みの基本方針

1 地域福祉活動の推進

地域全体で支え合いながら、いきいきと暮らせる持続可能な地域づくりを推進するため、ボランティアなどの地域福祉の担い手となる人材の育成、地域活動の情報集約をするとともに、担い手同士のつながりを創出します。また、福祉制度の狭間や複合的な課題への対応に向けた相談支援体制、避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。

2 暮らしを支える福祉サービスの充実

高齢者、障害者などさまざまな背景を持っている人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、暮らしに必要な支援を受けることができる環境を整備するとともに、権利擁護や更生保護の担い手確保・育成に取り組めます。

また、福祉サービスの質を確保するため、社会福祉法人や施設等の指導監査を東三河広域連合と連携して実施します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶災害時なども見据え、日頃から地域の活動に参加するなど、顔の見える関係づくりを進めましょう。
- ▶地域での支え合いや協力を心がけましょう。
- ▶地域の人が気軽に集まれるような居場所づくりを進めましょう。

4 高齢者福祉・介護保険の充実

すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に自身が望む暮らしができるよう、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。

現況と課題

- ▶今後も高齢者人口の増加に合わせて要介護認定者及び認知症者も増加する見込みであり、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化が求められます。
- ▶高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けられるよう、フレイル・介護予防の取り組みや高齢者の活躍の場の提供が必要です。
- ▶2024(令和6)年に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症高齢者等が尊厳を保ちつつ社会の一員として尊重される地域づくりの拡充が必要です。
- ▶生活支援サービスを適時適切に提供するためには、地域における支援体制の整備や担い手となるボランティアの育成が必要です。
- ▶介護サービスの需要の高まりに対応するため、引き続き東三河広域連合と密に連携する必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
認知症ステップアップ講座延べ受講者数	29人	150人
介護予防の運動に取り組むグループ数	84グループ	108グループ
支え合い活動団体数	138団体	180団体

取り組みの基本方針

1 高齢者の活躍の機会拡大と介護予防の推進

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、就労や地域活動など高齢者の活躍の機会を拡げます。また、加齢に伴う虚弱状態であるフレイルへの対策やシニアスポーツの振興、介護予防のための知識の普及や自主活動への支援に取り組みます。

2 お互いさまのまちづくりの推進

高齢者が地域とのつながりを持って心豊かに暮らせるよう、地域住民などが主体となった支え合い活動の普及拡大を図ります。

3 認知症高齢者支援の推進

認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施するとともに、認知症の早期の段階から必要な支援が受けられる体制を拡充していきます。

4 高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して生活できるよう、地域ぐるみで高齢者を見守るためのネットワークを強化します。また、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、充実した生活支援サービスを提供します。

5 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、ICTを活用した医療・介護情報の共有や在宅医療サポートセンターの運営などにより、在宅医療と介護の連携強化に取り組みます。

6 介護保険サービスの充実と介護保険制度の円滑な運営

高齢者が尊厳を保ちながら日常生活を営むことができるよう、東三河広域連合と連携して、質が高く充実した介護保険サービスの提供を行い、介護保険制度を円滑に運営します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶ 普段の生活の中に健康づくりやフレイル・介護予防の活動を取り入れましょう。
- ▶ 高齢者とさまざまな世代がつながる機会を増やしましょう。
- ▶ 認知症を正しく理解し、認知症高齢者を見守り、支え合いながらともに暮らしましょう。

5 障害者(児)福祉の充実

障害にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、支え合い、ともに生きる地域社会の実現を目指します。

現況と課題

- ▶本市における障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳を除き増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は顕著に増加しています。また、障害者(児)が地域生活を営む上で欠かせない障害福祉サービス等の利用者数、利用量も増加しているため、サービス提供体制のさらなる充実が求められています。
- ▶2024(令和6)年から障害のある人への合理的配慮の提供が事業者にも義務化され、障害のある人にとってのバリアに対する理解促進のための周知・啓発活動をより一層進めていくことが求められています。
- ▶医療的ケア児(者)への支援として、保育園、学校等への看護師の配置や派遣のほか、外出時の看護師による移動介助などを行っています。
- ▶医療的ケア児の自宅へ訪問看護師を派遣して家族の介護負担を軽減する取り組みを実施していますが、医療的ケア児の成人後においては、介護する家族も高齢となるため、支援制度の充実が求められています。
- ▶乳幼児期における発達の支援が必要な子どもは年々増加しています。
- ▶発育段階における障害の早期発見とそれぞれの特性に合わせた適切な療育が求められる中、こども発達センターの療育支援体制の充実と人材確保が必要です。
- ▶障害者(児)への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っていますが、県外受診の際に一時的な窓口負担をすることなく受診できる、現物給付化への対応が全国的に求められています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
福祉施設から一般就労への移行者数	107人	140人
こども発達センター重症心身障害児(者)通園者数	826人	900人

取り組みの基本方針

1 障害者(児)の自立と社会参加の促進

障害者(児)が安心して生活することができるよう、障害福祉サービス等を提供するとともに生活や就労等に関する相談支援体制を充実させるほか、医療的ケア児(者)とその家族への支援を推進します。

また、質の高い障害福祉サービス等の提供に向けて、事業所への研修や支援などを行うとともに障害への理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

2 療育支援の推進

障害の早期発見と適切な療育を行うため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携しながら相談、診断、訓練などを行う総合的な療育支援を推進するとともに、高山学園の児童発達支援センター機能やこども発達センターの専門性を生かした療育支援体制の強化を図ります。

3 円滑な医療費の助成

障害者(児)が安心して継続的に医療を受けることができるよう、本人が負担する医療費を助成するとともに、県外医療機関を受診した際の一時的な窓口負担をなくし、経済的負担の軽減を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶日頃から障害への理解を深め、一人ひとりができることを考えてみましょう。
- ▶障害を理由とする差別をなくしましょう。
- ▶地域で暮らす障害者(児)が安全・安心に過ごせるように配慮をしましょう。
- ▶子どもの成長や発達について心配がある時は、一人で悩まず、地域の相談機関に気軽に相談しましょう。

6 生活自立の支援

生活に困っている方の状況に応じて支援を行い、経済的自立だけでなく生活面や健康面での自立を目指します。

現況と課題

- ▶2024(令和6)年度における本市の保護率は0.75%であり、中でも、生活保護世帯のうち高齢者世帯が依然として全体の過半数を占めており、今後も健康面、生活面での自立支援や年金受給の支援が重要となります。
- ▶生活保護世帯や生活困窮世帯の中には、健康上の問題を抱えているにもかかわらず、健康に対する関心が薄い方もいるため、自身の体調や健康に目を向けるきっかけを提供することが必要です。
- ▶就労支援により早期に就労を開始できても、職場環境になじめずに短期離職してしまうことがあるため、就労後のフォローアップなどによる心理的なサポートを強化していく必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
求職活動を行っている生活保護者の庁内ハローワーク窓口の利用率	42.4%	50.0%
生活困窮者の就労自立者数	78人	90人
生活保護者の健康診査受診者数	59人	60人

取り組みの基本方針

1 生活保護者への継続的な自立支援

生活保護者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送ることができるよう、就労や健康管理のための支援を行うとともに、就労後のフォローアップや適切な年金受給などによる経済的自立を支援します。

2 生活困窮者に対する包括的な自立支援

生活困窮者の自立を促すため、個々の状況に応じた自立支援計画を策定するとともに、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センターなど関係機関と連携した包括的支援に取り組めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶それぞれの状況に応じて就労や健康管理に前向きに取り組むとともに、地域社会とのつながりを大切にしましょう。
- ▶生活面、経済面での悩み事を抱えている人がいたら、相談窓口を紹介しましょう。

5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち

【文化・スポーツ・共生】

- 1 文化芸術の振興
- 2 スポーツの推進
- 3 美術の振興と歴史文化の継承
- 4 多文化共生・国際化の推進
- 5 市民協働の推進
- 6 男女共同参画・性の多様性を尊重
する社会づくり

序
論

基本
構想

1 子育
教育で、

2 産業

3 安全・安心

4 健康・医療・
福祉

基本計画
5 文化・
スポーツ・
共生

6 にぎわい

7 環境

8 都市基盤

戦
略

附
属
資
料

1 文化芸術の振興

多様な文化や芸術に誰もが触れ、また担い手となれるよう、文化芸術をごく身近なものとして感じられるまちを目指します。

現況と課題

- ▶穂の国とよはし芸術劇場「プラット」では、芸術文化の活動拠点として、本市のみならず東三河地域一体に文化芸術が波及するような取り組みが必要です。
- ▶少子化や高齢化など人口減少に伴う文化の担い手不足の中、次世代に文化芸術を継承していくため、子どもたちが文化芸術に触れる機会をさらに充実させていく必要があります。
- ▶小中学校の部活動の廃止・縮減が進む中、子どもたちの継続的な文化活動の機会の減少が課題であり、部活動の地域展開の動向を注視しながら事業展開を検討していく必要があります。
- ▶市指定無形民俗文化財である飽海人形浄瑠璃など伝統芸能を継承している団体では、会員の高齢化が進んでいるため、担い手の確保・育成が必要です。
- ▶老朽化が進んでいる文化施設も多く、計画的な修繕が必要です。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
文化事業への参加者数	65,159人	110,000人
文化施設における文化活動利用件数	1,352件	1,600件

取り組みの基本方針

1 文化芸術を支える人づくり

文化芸術を担う人や支える人を育てるため、文化芸術団体や教育機関などと連携して人材育成等の取り組みを行います。

2 文化芸術の幅広い分野への展開

文化芸術に触れる機会を創出するため、アーティスト等が学校へ出向いて行うワークショップ活動の充実やあらゆる方への体験機会の提供など、さまざまな分野と連携した文化芸術活動を展開します。

3 個性あふれる文化芸術によるまちの魅力向上

文化芸術が盛んな魅力あるまちにするため、優れた文化芸術に触れることのできる機会を充実するとともに、本市の文化芸術作品や取り組みを市内外に向けて発信し相互交流を促します。

4 豊かな文化芸術の未来への継承

この地域で育まれた文化芸術を次世代へ継承するため、豊橋交響楽団や吉田文楽保存会などの伝統ある文化芸術団体を支援します。

また、文化芸術団体の活動の場を確保するとともに、新たな利用者層を開拓していくよう文化施設の適切な維持管理と運用を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶文化芸術のイベントに足を運んでみましょう。
- ▶身近な人を誘って一緒に文化芸術の鑑賞を楽しみましょう。
- ▶文化芸術活動に積極的に参加しましょう。
- ▶伝統文化に触れてみましょう。

2 スポーツの推進

「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進し、多様なスタイルで気軽にスポーツに親しむことができるまちを目指します。

現況と課題

- ▶中学校における休日部活動の地域展開などを踏まえ、子どもが気軽にスポーツに親しむことのできる環境をつくる必要があります。
- ▶スポーツを支える担い手が不足しており、ボランティアなど「ささえる」スポーツに関わるきっかけをつくる必要があります。
- ▶障害などにかかわらず誰もがスポーツを楽しめる共生社会の実現に向け、パラスポーツの周知を図る必要があります。
- ▶市内のスポーツ施設において、施設の特性や利用状況、利用者のニーズなどを踏まえながら、複合化・集約化の検討をするとともに、機能の充実や老朽化へ対応する必要があります。
- ▶豊橋ゆかりのアスリートがこれまで培ってきた経験や技能を次世代に引き継いでいくため、交流の機会を創出する必要があります。
- ▶ブレイキンやスケートボードなどアーバンスポーツのオリンピック種目への採用のほか、eスポーツといった新たな競技形態のスポーツ人口の増加など、スポーツ環境の変化を把握する必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
週 1 回以上スポーツを行っている市民の割合	48.5%	55.0%
スポーツ環境への満足度	56.9%	65.0%
スポーツイベントの観覧者数・参加者数	153,690人	160,000人

取り組みの基本方針

1 スポーツへの参加促進

多くの市民にスポーツの魅力を知ってもらい、スポーツに親しんでもらえるよう、年齢、障害などに関係なく、それぞれの目的に応じて気軽に「する」「みる」「ささえる」スポーツに参加できる機会を創出します。

2 スポーツ環境の充実

市民が生涯にわたりスポーツに関わることができるよう、スポーツの取り組みをサポートする指導者の育成やスポーツ関連団体との連携を図るとともに、快適なスポーツ環境を提供します。

3 スポーツによるまちの魅力と活力の創出

スポーツを通じて地域を活性化できるよう、豊橋ゆかりのアスリートとの交流やプロスポーツの誘致を図るほか、マラソンをはじめとしたスポーツイベントを充実させるなど、スポーツの価値や楽しさを感じられる取り組みを進めます。

4 多目的屋内施設等の整備・運営

市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、幅広いスポーツ機能を持ち、災害時には支援物資の輸送拠点などとしても活用できる多目的屋内施設のほか、テニスコートや相撲場などを豊橋公園東側エリアへ一体的に整備・運営します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶暮らしにスポーツを取り入れましょう。
- ▶スポーツ観戦を楽しみましょう。
- ▶豊橋ゆかりのアスリートを応援しましょう。

3 美術の振興と歴史文化の継承

美術や歴史に親しむ機会を充実し、人々の生涯学習や自己実現を支援するとともに、本市の多様な文化財を適切に保存・活用し、発展的に未来へ継承していきます。

現況と課題

- ▶美術博物館では、子どもたちが美術や歴史に親しみ、感性や創造力などを育む事業を実施し、若年層の来館を促す必要があります。また、幅広い世代の地域文化への理解を深めるため、学芸員による講座や小中学校向けの鑑賞授業など、教育普及活動に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ▶美術や歴史が市民生活に身近なものとなるために、市民と協働し、博物館の存在が地域に溶け込むような活動を行うことが必要です。
- ▶本市の文化財保護の基本方針と措置を示した「豊橋市文化財保存活用地域計画」が、2025(令和7)年度に文化庁の認定を受けました。
- ▶二川宿本陣や商家「駒屋」などの文化財を後世に伝えていくため、地域住民と協働して歴史的建造物の保存と活用を継続する必要があります。
- ▶史跡瓜郷遺跡や史跡馬越長火塚古墳群の保存と活用に向けて取り組んでいます。
- ▶2021(令和3)年度に吉田城址を市史跡に指定するとともに、その価値を確実に後世に伝えるため2022(令和4年)度に保存活用計画を策定しました。
- ▶2021(令和3)年度に葦毛湿原が国指定天然記念物に指定されました。
- ▶埋蔵文化財の発掘調査、史跡・遺跡の保存整備、有形・無形文化財や天然記念物などの保存・調査を継続的に行っていく必要があります。
- ▶文化財の価値の周知や、市民の文化財保護意識の向上が必要です。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
美術博物館の入館者数	138,791人	170,000人
二川宿本陣資料館の入館者数	18,976人 ^{*1}	38,000人
指定・登録文化財の件数	152件	155件

*1) 改修工事のため、2024(令和6)年1月9日～11月2日は休館

取り組みの基本方針

1 美術や歴史に親しむ機会の充実

美術や歴史に対する理解や関心を高めるため、地域の美術・歴史研究に基づいた特色ある展覧会や企画展を開催します。

また、美術や歴史が身近なものとして親しみを感じてもらえるよう、市民と協働した活動を推進するとともに、教育普及事業に取り組みます。

2 文化財の保存活用と次世代への継承

地域の歴史文化を適切に把握し、理解を深めるための文化財の調査研究を推進するとともに、馬越長火塚古墳群や瓜郷遺跡、吉田城址の史跡整備に向けて取り組み、文化財の保存と活用を進めます。

また、市民、所有者、関連団体と協力して文化財を守り伝え、地域の文化財を次世代に継承する担い手を育てていきます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶感性を磨く絵画資料や歴史を伝える本物の資料を、自分の眼で体感しましょう。
- ▶身近な文化財に関心を持ち大切にしながら、後世に守り伝えていきましょう。
- ▶文化財を保護するための活動や文化財への理解を深める講演会・講座などに参加しましょう。

4 多文化共生・国際化の推進

お互いの国籍や文化の違いを認め合い、誰もが安心して元気に暮らせる共生のまちづくりを進め、国際交流のさらなる深化を目指します。

現況と課題

- ▶2006(平成18)年12月に行った「平和・交流・共生の都市宣言」に基づき、人や地域、世界の国々とのつながりを大切にし、平和に関する意識啓発を推進しています。
- ▶外国人市民の数は増加傾向にあり、多国籍化が進んでいます。それに伴い、外国人市民の生活は複雑化・多様化しており、共生に向けた課題の解決にはさまざまな関係機関・団体との一層の協働が必要です。
- ▶外国人市民が暮らしやすい環境づくりを目指し、多言語による情報提供に加え「やさしい日本語」を活用した情報提供に取り組んでいます。
- ▶外国人市民に日本語能力を身につけてもらえるよう、2024(令和6)年に「豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針」を策定しました。
- ▶友好・姉妹都市やパートナーシティとの継続した国際交流を進めています。友好関係と国際理解を推進するため、対面だけでなくオンライン等も活用し、さまざまな分野で交流の展開が必要です。
- ▶(公財)豊橋市国際交流協会は、emCAMPUSEASTへ事務所を移転し、まちなか図書館をはじめとする周辺施設と連携し、多くの市民が海外の文化に触れる機会を創出しています。引き続き市民が主役となった交流を促進するとともに、情報提供や支援・協力などの環境づくりが必要です。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
豊橋が住みやすいと答えた外国人市民の割合	80.7%	88.0%
外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	59.1%	62.0%
豊橋市国際交流協会事業参加者数	24,597人	27,700人

取り組みの基本方針

1 多文化共生の推進

日本人市民と外国人市民との共生社会を実現するため、言葉の壁を解消し、外国人市民の自立や活躍を支援するとともに、日本人市民への受け入れ理解を促進し、外国人市民が地域の一員として活躍できる地域づくりを推進します。

2 国際連携の推進

地域の特色を生かした国際化を進めるため、友好・姉妹都市やパートナーシティとの交流を一層深化させるとともに、(公財)豊橋市国際交流協会をはじめ民間主体による国際交流や国際協力を促進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶日本人市民も外国人市民もお互いの文化や習慣の違いを認め合い尊重しましょう。
- ▶やさしい日本語を使うことを心がけ、住みやすいまちにしましょう。

5 市民協働の推進

あらゆる主体、世代が自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組む社会を目指します。

現況と課題

- ▶地域コミュニティの中心である自治会は、加入率が減少傾向にあるほか、定年延長など社会情勢の変化により、今後、担い手不足がより顕著になるものと考えられ、自治会の活動内容や必要性を周知していくとともに、市からの依頼事項の見直し等による運営の負担を軽減する取り組みが必要です。
- ▶コロナ禍を機に地域のつながりが希薄になったことから校区市民館などを拠点にコミュニティ活動の推進を図る必要があります。
- ▶まちづくりを牽引していく人材の育成など、地域コミュニティや市民活動団体の活動への支援の強化が求められています。
- ▶人口減少や高齢化が進む中、将来を担う若者が、主体的に活躍することのできるまちづくりを進める必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	71.6%	75.0%
校区市民館の利用者数	872,310人	890,000人

取り組みの基本方針

1 地域コミュニティ活動の促進

地域課題の解決に向けて地域住民が主体となったまちづくり活動が活発に行われるよう、担い手の育成に取り組みます。また、自治会が地域活動に注力できる環境整備を進めるとともに、活動の拠点となる校区市民館の機能の充実を図ります。

2 市民活動への支援

市民による主体的なまちづくり活動を活性化するため、福祉、教育、防災、防犯、環境などのさまざまな分野において市民活動団体の公益的な活動を支援するとともに、多様な主体の連携を促進します。

3 若者活躍の支援と機会の充実

若者のまちづくり活動への主体的な参画を促すため、まちづくりを自分の事として捉え、活動していけるように支援します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶自治会に加入しましょう。
- ▶地域コミュニティ活動の場として、校区市民館を積極的に活用しましょう。
- ▶本市や地域の問題を知り、まちが良くなる方法をみんなで考え、積極的にまちづくりに参加しましょう。

6 男女共同参画・性の多様性を尊重する社会づくり

性のあり方にかかわらず、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮し、活躍できるまちを目指します。

現況と課題

- ▶2023(令和5)年4月に、性の多様性に関する理解及び尊重や差別禁止等を規定した「豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例」を施行しました。
- ▶「男は仕事、女は家庭」という固定的な捉え方は着実に解消していますが、社会全体の男女の地位が平等と感じている市民は1割弱にとどまっており、職場、学校、家庭など場面によって感じ方に差があることから、場面やライフステージに応じた男女共同参画の取り組みをさらに進める必要があります。
- ▶結婚・出産期に当たる年代で女性の労働力率が一旦低下する状況は、緩やかになりつつある一方、女性の正規雇用での就業率の割合は、依然として年齢が上がるにつれ低くなる状況です。男性の正規雇用での就業率が9割を超える中、希望する雇用形態での就業ができていない女性もいることから、女性が希望する働き方で働き続け、活躍できる環境づくりを進める必要があります。
- ▶性のあり方に起因する悩みを抱える方が、相談しやすい環境を整える必要があります。
- ▶DVや性暴力等の根絶に向けた取り組みが必要です。
- ▶市民の性の多様性の認知度は向上しているものの、内容の理解は十分には進んでいない状況です。市民の理解を深めるため、児童・生徒、保護者、事業所などへの啓発が必要です。
- ▶性のあり方にかかわらず、すべての人が安心して生活できるよう、婚姻関係にある方と同様に利用できる制度・サービス等の充実が必要です。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
社会全体でみた男女の地位において、男女平等であると感じる方の割合	—*2	18.0%
各種委員会、審議会等への女性委員の登用率	24.0%	30.0%
性の多様性に関する用語(性自認・性的指向)の理解度	—*3	50.0%

*2) 参考:2023年度の市民意識アンケート集計値=9.7%

*3) 参考:2023年度の市民意識アンケート集計値=36.7%

取り組みの基本方針

1 性別によらずに活躍できる環境の充実

誰もがいきいきと個性や能力を発揮できるよう、性別による固定的な性別役割分担意識を解消し、職場、学校、家庭などさまざまな場面で男女共同参画を進めるとともに、社会のあらゆる分野で女性の活躍を促進します。

2 性のあり方による困難を抱える人への支援の充実

性別に由来する悩み、性的指向、性自認に関わる不安や悩み、権利侵害を解消するため、相談体制を充実させて一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、市民の性の多様性についての理解促進に取り組みます。また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度により婚姻制度等を利用できない市民も安心して暮らすことができる環境を整えます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶性別によらず誰もが活躍できる環境づくりを進めましょう。
- ▶多様な性についての理解を深め、誰もが自分らしく生きられるまちをつくりましょう。

6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

【にぎわい】

1 まちなかの活性化

2 のんほいパークの魅力向上

3 シティプロモーションの推進

4 観光の振興

序
論

基本
構想

1 子育て・
教育

2 産業

3 安全・安心

4 健康・医療・
福祉

5 文化・
スポーツ・共生

6 にぎわい

7 環境

8 都市基盤

戦
略

附属
資料

基本
計画

1 まちなかの活性化

老朽街区の更新など魅力あるまちなかの整備を行うとともに、公共空間の利活用などによりにぎわいを創出し、魅力にあふれ多くの人にも選ばれるまちなかを目指します。

現況と課題

- ▶ 中心市街地の建物は老朽化が進行し、維持管理面や防災面での課題が顕在化しています。
- ▶ 豊橋駅周辺では再開発事業が、豊橋公園では多目的屋内施設等の整備が進められています。
- ▶ 豊橋駅を中心として、さらに商業・サービス業・業務機能を集積するとともに、まちなか居住を促進するよう再開発事業など民間投資の促進に取り組む必要があります。
- ▶ 通りの日常的な清掃や緑の維持管理など、周辺の店舗や企業、住民の協力を得ながら居心地が良く歩きたくなる歩行空間を形成・維持していく必要があります。
- ▶ 豊橋駅西口駅前広場は車と歩行者との交錯、送迎車等による渋滞など、安全性、利便性に課題があります。
- ▶ 2024(令和6)年に㈱豊橋まちなか活性化センター(TMO)を都市再生推進法人に指定しました。
- ▶ 中心市街地の新たな魅力づくりのため、TMOが行うインキュベーション事業や共通駐車券事業などを支援するとともに、空き物件を活用してエリアの価値を高めるリノベーションまちづくりを進め、魅力的な店舗の集積を促進する必要があります。
- ▶ 中心市街地のにぎわいを創出するため、来街のきっかけとなるイベントを開催・支援するとともに、各公共施設や商店街などと連携し、回遊性の向上を図る必要があります。
- ▶ 多様な主体とともに中心市街地の活性化に取り組むことに加え、将来のまちづくりのキーパーソンとなる人材を発掘し、育成していく必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
中心市街地の主な公共施設における年間利用者数	1,608,042人	2,097,800人
中心市街地の新規出店数	28店	37店
中心市街地の人口	12,550人	13,500人

取り組みの基本方針

1 魅力あるまちなかの整備

まちなかの魅力を高めるため、再開発事業など民間投資を促進するとともに、広場、公園等の利活用を行うほか、にぎわいの拠点と拠点とを結ぶ通りにおいて居心地が良く歩きたくなる空間形成を図ります。また、空き物件などの民間ストックを活用し新たな魅力を付加することで、その周辺エリアの価値を高めます。

2 まちなかのにぎわいの創出

まちなかに新たな魅力とにぎわいを創出するため、さまざまな団体と連携したイベントの開催や、拠点施設や地域資源を生かした回遊を促す仕掛けづくりに取り組みます。また、公共空間の民間活用を促進するとともに、将来のまちづくりのキーパーソンとなる人材を発掘・育成し、多様な主体とまちなかの活性化に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶まちなかでの過ごし方を一緒に考え、楽しみながら交流しましょう。
- ▶まちづくりに関わる人やまちなかで活躍する人を応援しましょう。
- ▶事業者や地域住民は、住む人も訪れる人も居心地の良い空間となるよう、中心市街地の清掃や植栽の手入れに協力しましょう。

2 のんほいパークの魅力向上

生物多様性の保全や動物福祉に取り組むとともに、生きものや環境について学び、関心と理解を深められる場として、市民が集い、楽しむことができる「のんほいパーク」を創ります。

現況と課題

- ▶豊橋総合動植物公園(のんほいパーク)は、園内に動物園、植物園、遊園地、自然史博物館を有する魅力ある複合施設として、市内外から多くの方に利用されています。
- ▶動物園が社会的に果たすべき役割が増えている中、世界動物園水族館協会(WAZA)への加盟やボルネオ保全プロジェクトへの参画などを通じて、世界規模での生物多様性の保全に貢献しています。希少種のアカモズやヤマトサンショウウオなど、地域の動植物の保全や研究活動を行うとともに、アジアゾウをはじめとする飼育動物の繁殖や飼育環境向上のため、獣舎整備を含むさまざまな取り組みを進めています。
- ▶国内外から新たな動物を導入し、種の保存や域外保全を実践していくためには、世界基準に則った飼育環境の整備や、生物多様性の保全などへの積極的な取り組みが必要となっています。
- ▶1992(平成4)年のオープンから30年以上が経過し、園内の公園施設(遊園地、植物園温室、動物獣舎、展望塔など)は老朽化が進行しています。来園者が安全・安心に公園施設を利用できるよう、適切な維持管理・保全改修を行う必要があります。
- ▶夏場の気温上昇により、来園者や飼育員、飼育動物への負担が大きくなっていることから、早急な暑さ対策が必要です。
- ▶2025(令和7)年に園全体が登録博物館として認定され、社会教育施設としての認知度が高まりました。今後は動物園、植物園及び自然史博物館の連携だけではなく、他の関係機関とも連携した幅広い教育の取り組みが必要です。
- ▶近年は、アニメ・ゲーム等の人気作品との連携により、既存の来園者以外の年齢層・地域の方に来園していただく機会も増加しています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
入園者数	971,290人	1,050,000人
生物多様性保全、動物福祉、生きものや環境についての教育普及に関する活動件数(2026年度以降累計)	— (302件/年)	1,300件

取り組みの基本方針

1 生物多様性の保全と動物福祉の推進

生きものを取り巻く自然環境や社会環境の変化に対応するため、生息域外、域内の双方における希少種の保全や飼育レベルの向上、生きものの生態に配慮した飼育環境の整備などさまざまな取り組みを進めます。

2 生きものや環境への理解・共感の育成

生きものやそれらを取り巻く環境を楽しみながら学べる場となるよう、講座や体験などを取り入れた教育プログラムの充実を図ります。

3 人が集まる拠点づくり

何度でも訪れたい魅力的な「のんほいパーク」であるよう、子どもから大人まで楽しむことができる多様なプログラムを開催するとともに、来園者サービスの向上につながる環境整備と施設の長寿命化に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶のんほいパークに生きる動植物を通して、その生息域や地球環境の現状を学び、私たちの生活スタイルが未来に与える影響について考えてみましょう。
- ▶地球上の生物すべてが、我々と同じ、かけがえのない命であることを理解しましょう。
- ▶のんほいパークを憩いや学びの場として積極的に活用しましょう。
- ▶さまざまな学びや発見、季節ごとのイベントなど、のんほいパークの魅力を多くの人に伝えましょう。

3 シティプロモーションの推進

「住み続けたい、また戻ってきたい」と市民一人ひとりが思えるよう、まちの魅力をさまざまなパートナーと一緒に伝えていきます。

現況と課題

- ▶近隣市への転出は20～29歳が4割近く、30～39歳が3割近くに上っています。「住み続けたい・また戻ってきたい」と思ってもらうため、ライフステージを意識した情報発信が求められています。
- ▶コロナ禍を経て、テレワーク等の普及により移住や二拠点居住など、働き方の価値観が多様化しています。
- ▶SNSの普及に伴い、市民と来訪者による能動的な情報発信を促す取り組みも求められています。
- ▶道の駅「とよはし」や豊橋総合動植物公園「のんほいパーク」、まちなかエリアなど、魅力あるコンテンツのポテンシャルを十分に生かすための戦略的な広報が求められています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
本市に愛着を感じる市民の割合	76.9%	83.0%
WEBメディアへの掲載件数	5,918件	7,000件
SNS(X)のエンゲージメント	54,388件	70,000件

取り組みの基本方針

1 まちの魅力の発信

魅力にあふれる都市としてのイメージの定着を図るため、多様化する社会の変容に応じながら、本市の仕事や暮らしの魅力を、さまざまな媒体を活用し戦略的に発信します。

2 豊橋のファンづくり

誰もが本市のことを好きになり、関わりを持ちたくなるように、まちの魅力をさまざまなパートナーとともに発信し、あわせてファンが自ら情報を発信することを促進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶「豊橋発」や「豊橋が1番」など、このまちの良いところを知り、好きなところを発信しましょう。
- ▶他の地域の人と積極的に交流して、このまちの良いところを知ってもらい、みんなに愛されるまちをつくりましょう。
- ▶このまちに暮らし、このまちに関わるみんなで、新たな魅力をつくりましょう。

4 観光の振興

地域資源(ヒト・モノ・コト)を磨き上げ、訪れた人々の満足度を高める取り組みや効果的なプロモーションにより、国内外から観光客が訪れるまちを目指します。

現況と課題

- ▶本市が有する観光資源や発信力だけでなく、東三河地域の自然、文化など多種多様な魅力と連携したプロモーション活動を行っていく必要があります。
- ▶海外へ向けたプロモーションにより手筒花火等の魅力を広く発信していますが、こうした取り組みを本市への誘客につなげることが課題となっています。
- ▶2019(令和元)年度に開駅した道の駅「とよはし」を拠点に、本市の魅力を体感する体験型観光を進めています。
- ▶受入体制充実のため、多言語対応や視認性、デザイン面など多様な観光客に対応した取り組みが必要です。
- ▶コロナ禍を経て変化した人々の行動様式に合わせた観光商品の開発・磨き上げ、プロモーションが重要となるため、デジタルマーケティングなどを活用した消費者理解や、宿泊・交通事業者などと連携した取り組みが必要です。
- ▶豊橋新城スマートIC(仮称)の整備を契機に、地域内外からの人の往来を促進する広域交流拠点などの整備に向けて取り組みを進めています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
観光入込客数	4,567,936人	5,012,000人
豊橋観光案内所の利用者数	11,912人	15,000人
市内宿泊施設への宿泊者数	735,555人	900,000人

取り組みの基本方針

1 観光資源の魅力づくり

本市への誘客を図るため、既存の観光資源の魅力を高めるとともに、新たな観光資源の発掘や創出に取り組みます。

2 観光客の受入環境の充実

国内外から訪れる観光客が簡単にわかりやすく情報を入手できるよう、案内方法の充実を図ります。また、観光情報の発信機能の向上と観光客を迎え入れるための体制の強化を図ります。

3 誘客につながるプロモーションの推進

本市の観光資源を目的として多くの方が訪れるよう、道の駅「とよはし」を拠点とした体験型観光や、宿泊や交通事業者と連携した観光商品の造成を推進するとともに、国内外で観光プロモーションを展開します。また、東三河地域の観光資源をつないで魅力を高めるとともに、地域の連携体制を強化して広域観光への取り組みにつなげます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶手筒花火や豊かな自然など、地域の大切な観光資源をみんなで守りましょう。
- ▶観光客をあたたかく親切に迎え入れましょう。
- ▶事業者は多言語対応など観光客の受け入れ環境を整えましょう。

7 自然と共生し、地球環境を大切にするまち

【環境】

- 1 気候変動対策の推進
- 2 資源循環の推進
- 3 自然環境の保全
- 4 緑の環境づくり

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

1 気候変動対策の推進

省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの利用並びに気候変動に適応する取り組みを進めることで、環境にやさしいまちを目指します。

現況と課題

- ▶わが国では、気候変動に関するパリ協定などの国際的な動向を踏まえ、2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦するという高い目標を掲げています。
- ▶本市は、2021(令和3)年11月に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティとよはし」を宣言し、省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの導入など、市民や事業者とともに地球温暖化対策に取り組んでいます。
- ▶「豊橋市地産地消エネルギー指針」を2020(令和2)年に定め、地域に必要なエネルギーを地域で生まれた電力で賄い、地域で循環することを目指しています。
- ▶国内最大規模のバイオマス利活用センターによる公共施設への電力供給をはじめ、市民や事業者に対する太陽光発電設備導入への助成など、ゼロカーボンシティに向けた取り組みを進めてきました。今後もPPA(Power Purchase Agreement:電力購入契約)などの手法を活用して、公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的に進めていく必要があります。
- ▶地球温暖化に起因する気候変動により、生活、社会、自然環境等にさまざまな影響が生じています。温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」策に加えて、熱中症予防や集中豪雨等自然災害に対する備えを行うなど、変化した環境に「適応」することの必要性を浸透させる必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
再生可能エネルギー施設の設置容量	312,420kW	657,900kW
エコファミリーの登録件数	20,390件	29,800件

取り組みの基本方針

1 脱炭素社会の促進

地球温暖化防止に貢献するため、市民や事業者の脱炭素社会に向けたさらなる理解と積極的な取り組みを促進します。また、省エネ設備や次世代自動車などの脱炭素化に寄与する機器等の普及を図るとともに、公共施設や公用車においても率先して導入を進めます。

2 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出する化石燃料の消費を抑制するため、市民や事業者への啓発や助成を通じて、太陽光など地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を進めます。

3 気候変動への適応策の推進

地球温暖化がもたらす気候変動による影響とその対応策について市民の理解を深めるため、SNSなどのツールを用いて幅広い世代へ分かりやすい周知・啓発活動を行います。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶節電など、日々の生活の中で簡単にできる省エネ活動を行いましょう。
- ▶太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に導入し、地球にやさしいエネルギーを使いましょう。
- ▶熱中症予防や災害対策など、気候変動による環境への影響に関心を持ち理解を深めましょう。

2 資源循環の推進

ごみ減量やリサイクル、また廃棄物処理の適正化を一層進め、安全・安心な排出環境を整備することで、効果的で効率的に資源が循環するまちを目指します。

現況と課題

- ▶持続可能な社会の実現に向けた人づくり・人の輪づくりを推進するため、市民や事業者、関係団体など多様な主体と協働し、それぞれが環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け主体的に行動できるよう、環境教育や協働の取り組みを促進する必要があります。
- ▶高齢化社会の進行やライフスタイルの多様化などにより、ごみ・資源の排出状況について変化が生じています。社会の変化に適したごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進する必要があります。
- ▶さまざまな廃棄物が排出されるようになり、分別や廃棄方法が複雑化しています。法改正等の内容を踏まえた正しい処理方法を周知・啓発することで、適切な廃棄物処理を推進する必要があります。
- ▶不法投棄をはじめとした廃棄物の不適正処理があとをたたないため、継続的なパトロールの実施や事業者への適切な指導を継続して実施する必要があります。
- ▶日々のごみ出しに課題を抱える世帯やごみステーションの維持管理に負担を感じる自治会が増加する中、戸別収集など社会環境の変化に対応したごみ収集体制を検討する必要があります。
- ▶本市においても大規模災害の発生リスクが高まっています。平時より災害廃棄物の分別方法や民間団体との役割分担を検討し、発災時には迅速な復旧・復興ができるよう取り組む必要があります。
- ▶廃棄物処理コストの縮減やエネルギー回収の向上等を目的に、豊橋田原地域におけるごみ処理の広域化に向けた取り組みを進めています。豊橋田原ごみ処理施設の完成に向けて、工事を安全かつ着実に進めるとともに、稼働後において運営モニタリングを適切に実施する必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	426g／人・日	400g／人・日
リサイクル率	20.5%	30.0%
環境学習で学んだ人数	29,752人	26,000人

取り組みの基本方針

1 環境にやさしいライフスタイルの促進

環境問題を理解し、環境に配慮した行動を実践することができる市民や事業者を増やすため、530運動環境協議会等の団体と連携し、環境教育や食品ロス対策などの啓発活動を進めます。

2 ごみ減量・リサイクルの推進

循環型社会の実現に向けて、市民や事業者が取り組みやすい仕組みづくりや啓発活動を通じて、プラスチックごみの削減や古紙、生ごみのリサイクルなど3Rを推進します。

3 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物による環境負荷の低減を図るため、ごみの排出者と処理業者にとって分かりやすい周知・啓発を行うとともに、継続的なパトロールや事業者への指導を行います。また、日々のごみ出しに課題を抱える世帯に対応したごみ収集体制を検討するとともに、ごみステーションを維持管理する自治会や事業者への支援を行います。

さらに、集中豪雨や南海トラフ地震など大規模災害の発生リスクが高まる中、発災後に迅速な復旧・復興ができるよう、平時においても災害廃棄物の分別方法や民間団体等との役割分担を検討します。

4 安全で安定したごみ処理施設の整備・運営

広域的かつ安定したごみ処理を行うため、豊橋田原ごみ処理施設の建設工事を着実に進めるとともに、新施設の適切な運営を実施します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶530運動を実践しましょう。
- ▶市のごみ分別ルールをしっかりと守りましょう。
- ▶マイボトルやマイバッグを使いましょう。
- ▶買い物際には、必要な時に必要な分を買うようにしましょう。
- ▶“もったいない”という気持ちを持ち、食べ物やまだ使える物を大切にしましょう。

3 自然環境の保全

自然と人と社会が共生し、健全で豊かな自然と生態系、暮らしやすい生活空間を次世代につないでいけるまちを目指します。

現況と課題

- ▶若年層における本市の自然環境に関する興味関心が低い傾向にあるため、次世代を担う子どもたちを中心に自然環境の大切さを学んでもらう必要があります。
- ▶2023(令和5)年6月1日から、アカミミガメやアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定され、アルゼンチンアリなどの特定外来生物とともに継続して防除を行う必要があります。
- ▶河川等の自然環境の保全には、市民や地域住民の協力が不可欠なため、河川等への愛着を深めるとともに、市民等の自発的な活動を促す取り組みが必要です。
- ▶水、大気環境ともにおおむね良好な状態が保たれていますが、海域におけるCODなど一部の調査項目では環境基準を達成できておらず、さらなる環境保全対策を進める必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
自然環境関連イベント等への参加者数	2,617人	3,500人
水質等環境基準の達成率	90.6%	96.0%

取り組みの基本方針

1 生物多様性の保全

生物多様性がもたらす生命の恵みを享受するため、市民と協働して自然環境の状況を継続的に把握し、生物多様性の保全に関する啓発を行うとともに、アカウミガメの保護や特定外来生物の防除に取り組みます。

2 親しまれる自然環境の保全

豊かで美しい自然を守るため、河川愛護等に対する啓発を行うとともに、美化活動に取り組む団体を支援し、市民との協働により、河川等の適切な維持管理を行います。

3 水・大気環境の保全

環境負荷を低減して健全で快適な生活環境を保全するため、環境調査や事業所への監視指導等を実施するとともに、浄化槽の適正な維持管理及び単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、市民の環境に対する意識を高めるため、生活排水対策やエコドライブなど身近なことから実践できる環境保全活動に関する啓発を行います。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶イベントに参加するなど自然環境に親しむ機会を作りましょう。
- ▶生き物を飼育する場合は、外に逃がさず、地域の生態系を守りましょう。
- ▶川や海を汚さないよう、ごみや油を流したり、洗剤を使い過ぎたりしないように注意しましょう。
- ▶浄化槽の適正な維持管理に努めましょう。
- ▶エコドライブに努めましょう。
- ▶事業者は周辺に配慮し、排水や排出ガスなどの基準を守り、環境負荷の低減に努めましょう。

4 緑の環境づくり

公園をはじめとする身近な緑を充実させていくことで、みんなに愛される彩り豊かな緑のまちを目指します。

現況と課題

- ▶市民1人当たりの都市公園面積は充足している中、人口規模や住民の年齢構成の変化、それに伴う維持管理の負担増等を踏まえた公園施設の見直しが必要です。
- ▶公園樹は老木化、大木化、過密化の進行及び成長に伴う見通しの悪化などの課題があるため、緑の環境の改善が必要です。
- ▶街路樹は老木化の進行や大木化による通行の支障など、安全上の課題があるため、適正な維持管理が必要です。
- ▶市民にとっての魅力や利便性の向上、また新たな財源確保の観点から、コストの縮減を図りながら事業者や団体と協力した公園・緑地の再生と活性化が求められています。
- ▶市民協働による公園・緑地などの維持管理や緑化活動が進んでいますが、今後はボランティアの高齢化などによる担い手不足が懸念されるため、新たな人材の掘り起こしが必要です。
- ▶年齢、障害を問わず利用可能なインクルーシブ遊具などを設置することで、誰もが楽しく一緒に遊ぶことのできる空間を提供する必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
緑の満足度	27.2%	40.0%
公園の満足度	52.2%	70.0%
緑化・美化活動への参加者数	128,557人	150,000人

取り組みの基本方針

1 地域に根差した魅力ある公園・緑地づくり

誰もが利用したいと思う公園・緑地となるよう、地域の意見を踏まえた公園整備のほか、施設の更新やインクルーシブ遊具の設置など、居心地のよい空間の整備を進めます。また、公園スポンサー制度の拡充などにより、事業者や団体の協力を得て公園の魅力向上を図ります。

2 樹木の適正管理と緑化・美化活動の推進

安全・安心な緑のある空間を確保するため、危険木・遮蔽樹木の除去や街路樹の適正管理に取り組みます。

また、市民とともに彩り豊かな緑のまちづくりを推進するため、自治会や事業者等と連携した緑化活動や美化活動を行うとともに担い手となる人材を育成します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶みんなが気持ちよく公園を利用できるよう、ルールやマナーを守りましょう。
- ▶公園や街路の花壇の管理など、緑化・美化活動へ積極的に参加しましょう。
- ▶庭やベランダなど身近な場所の緑化を行い、まちに彩りを創出しましょう。
- ▶健康増進や子育て、教育、地域交流など、色々な場面で公園を活用しましょう。

8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち

【都市基盤】

- 1 都市空間の形成
- 2 交通環境の充実
- 3 住宅環境の整備
- 4 水道水の安定供給
- 5 下水の適正処理

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

1 都市空間の形成

まとまりがあり快適で住み心地がよく、市民一人ひとりが誇りと愛着を持つことができるまちの形成を進めます。

現況と課題

- ▶これまで立地した都市機能の維持が難しくなることが予想されるため、人口減少を見据え、利便性の高い区域を中心に中長期的な居住の誘導が必要です。
- ▶公共交通幹線軸の沿線等への居住を誘導するため、居住誘導区域内に「歩いて暮らせるまち区域」を設定し補助金を交付するなど、快適に暮らせるまちづくりを進めています。
- ▶牛川西部、柳生川南部地区で進めている土地区画整理事業が終盤を迎えています。事業の完了に向け、計画的に都市基盤施設を整備するとともに、暮らしたいと思ってもらえるよう地区の魅力を向上させる取り組みが必要です。
- ▶本市には、豊かな自然環境や歴史文化など、さまざまな景観資源が数多くあり、これらを生かした調和のとれた景観の形成が必要です。
- ▶バリアを克服するためには、ハード面の整備や困った人へ周りにいる人が手を差しのべるソフト面の取り組みが重要であり、継続的に啓発していく必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
歩いて暮らせるまち区域内の人口	162, 977人	164, 200人
良好な景観形成の助言件数(2026年度以降累計)	— (145件／年)	600件
土地区画整理事業進捗率	89.1%	96.5%

取り組みの基本方針

1 まとまりのあるまちの形成

安全で快適なまち空間を形成するため、自家用車に過度に頼らなくても、拠点や生活圏に応じた過ごし方、暮らし方のできるまちづくりを進めます。また、土地区画整理を進めている地区の早期完了に向けて取り組みます。

2 地域らしくこちよい景観の形成

誇りと愛着をもてる美しいまちをつくるため、地域の成り立ちや景観資源を大切にしながら市民とともに良好な景観を形成します。

3 人にやさしいまちづくりの推進

誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるまちをつくるため、バリアフリー化などのハード面を促進するとともに、思いやりの意識啓発や人にやさしいまちづくりを広める人材育成などソフト面の取り組みを推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶公共交通によるアクセス利便性の高い場所を住まい選びの選択肢に含めましょう。
- ▶周辺の景観と調和した建物の建築や花の飾りつけなどにより、潤いと安らぎを感じる美しいまち並みをつくりましょう。
- ▶さまざまな人が利用する施設のバリアフリー化に努めましょう。
- ▶日々の暮らしの中で思いやりを持った行動をしましょう。

2 交通環境の充実

多様な交通環境を地域と行政が協力して整え、安全で快適に移動できるまちを目指します。

現況と課題

- ▶コロナ禍によって減少した公共交通の利用者は、生活様式の変化によりコロナ前の水準まで戻っていない状況です。
- ▶快適で利用しやすい公共交通を維持・確保するため、施設老朽化や慢性的な運転士不足に対応する必要があります。
- ▶ICTやAI等を活用した新しい技術の導入を選択肢として考えていくことが重要です。
- ▶2024(令和6)年度に本市初となる東名高速道路の豊橋新城スマートIC(仮称)の工事に着手しました。
- ▶国道23号名豊道路は、2025(令和7)年3月に全線開通しました。今後も暫定2車線区間における4車線化に向けた取り組みが必要です。また、浜松湖西豊橋道路は、国による計画段階評価が完了し、県による都市計画及び環境影響評価の手続きが進められています。
- ▶交通渋滞や沿道環境を改善するには、幹線市道のさらなる整備を進める必要があります。
- ▶本市には幅員が4mに満たない「狭あい道路」が多く存在し、緊急車両の通行や災害時における迅速な避難の妨げになるなど多くの問題を抱えています。
- ▶災害時における人や物資の移動を確保するため、重要路線を計画的に維持管理する必要があります。
- ▶道路の舗装や橋りょう、駅周辺の公共駐車場など都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、予防保全をより一層進めることにより、ライフサイクルコストの縮減と安全性・健全性の確保を図る必要があります。
- ▶地元の理解と協力を得ながら、通学路の歩道設置や交差点改良を実施する必要があります。
- ▶環境負荷の軽減や健康意識の高まりなどから、過度に自家用車に頼ることなく、公共交通や自転車などでの移動を中心とするようなライフスタイルの転換が求められています。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
地域公共交通の1日当たりの利用者数	44千人	44千人
都市計画道路(幹線市道)の整備率	77.1%	80.3%
市街化区域内の自転車利用者の割合	4.1%	6.0%

取り組みの基本方針

1 公共交通の維持と活性化

誰もが利用しやすい公共交通を維持・確保するため、交通事業者による施設等の改修や運転士確保、路線バスやコミュニティバスの運行を支援するとともに、新しい移動手段の導入に取り組めます。

また、公共交通の利用を促進するため、ICTなど新技術の活用による利便性の向上を図ります。

2 幹線道路の整備

地域相互交流、物流の円滑化、交通渋滞の緩和及び緊急輸送道路の確保等のため、広域幹線道路の整備を促進します。

また、広域幹線道路機能の補完や安全・安心な道路環境の確保のため、幹線市道の整備を進めます。

3 交通施設の老朽化対策

快適で災害に強い交通環境を確保するため、老朽化した道路の舗装や橋りょうなど道路施設の適切な維持管理を行うとともに、狭あい道路の改善を図ります。

また、駅周辺施設の安全性を確保するため、公共駐車場などの適切な維持管理を行うとともに、利便性の向上を図ります。

4 交通安全施設の整備

通学路などの安全が保たれるよう、歩道や防護柵の設置、交差点の改良に取り組むとともに、自転車通行空間などの交通安全施設を整備します。また、自動車の走行データを活用した効果的で効率的な交通安全対策を進めます。

5 自転車活用の推進

快適で安全に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備や駐輪環境の向上に取り組めます。また、生活の中に自転車での移動を取り入れる意識啓発を行うとともに、観光やスポーツなどと連携してさらなる自転車の活用を進めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶大切な公共交通を利用して、みんなで支えましょう。
- ▶自動車を運転する際は交通安全に心がけ、なるべく幹線道路を利用しましょう。
- ▶駅周辺の自転車駐輪場を積極的に利用しましょう。
- ▶道路の異常箇所を発見したら、大事故になる前に連絡しましょう。
- ▶身近な移動には、手軽に乗れる自転車を利用しましょう。

3 住宅環境の整備

大地震に備えた住宅の防災・減災対策を講じていくとともに、多様化する居住ニーズに対応することで、誰もが安心して暮らせる住環境が整備されたまちを目指します。

現況と課題

- ▶2025(令和7)年の市内住宅の耐震化率は92.1%です。大規模地震発生時の被害を軽減するため、旧耐震基準の住宅など建築物の耐震化や減災化、倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去が必要です。
- ▶高齢者や障害者、低所得者などの住まいの確保が困難な方が増加しています。こうした方々が円滑に入居できる住まいの供給促進が必要です。
- ▶市営住宅では、入居者の高齢化や施設の老朽化が進んでいます。人口や世帯の動向を踏まえ、多様化する入居者ニーズへの対応と、より効果的な施設の維持管理が必要です。
- ▶2023(令和5)年10月1日時点の市内の住宅の空家率は13.5%で、増加傾向にあり、不適切な管理により、周辺の住環境に悪影響を及ぼす空家への対策が必要です。
- ▶空家所有者が抱える問題を解決に導くため、2025(令和7)年1月に空家対策専門アドバイザーがオンライン等に対応する相談窓口を新たに開設しました。
- ▶築40年を超え、高経年化が進むマンションが増えています。こうしたマンションが適切に管理されずに放置されると、周辺の住環境に悪影響が生じる恐れがあります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
市の支援により耐震化を実施した住宅の棟数 (2026年度以降累計)	— (101棟／年)	500棟
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給戸数 (過去5年累計)	738戸	950戸
管理が不適切な空家等の件数	95件	40件

取り組みの基本方針

1 建物の耐震化・減災化の促進

南海トラフ地震などの大規模地震災害から市民の生命や財産を守るため、旧耐震基準の住宅など建築物の耐震化や減災化、さらに倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去を促進します。

2 安心して暮らせる住まいの確保

多様化する居住ニーズや住まいの確保が困難な方々に対応するため、官民が連携して住まいを安定的に供給できる環境整備に取り組みます。また、市営住宅の長寿命化やバリアフリー化などを計画的に進めるほか、将来需要を見据えた管理戸数の適正化を推進します。

さらに、マンションの適切な管理を促進するため、マンション管理制度の普及啓発を行い、所有者等による計画的な施設管理を支援します。

3 空家対策の推進

周辺の住環境に悪影響を与える空家を減らすため、所有者へ適切な管理の指導や解体支援などを行うとともに、専門事業者等と連携して空家の相談対応の充実を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶住まいなどの建築物の耐震化を進め、安全性の確保に努めましょう。
- ▶賃貸住宅の所有者は事業者などと連携し、多様化する居住ニーズに応じた住まいを、誰もが安心して確保できる環境づくりに努めましょう。
- ▶マンションの所有者等は、周辺の住環境に悪影響を及ぼさないよう、施設を良好な状態に保ち、計画的な維持管理に努めましょう。
- ▶空家の所有者は、周辺に迷惑とならないように処分や適切な管理に努めましょう。

4 水道水の安定供給

水の大切さを市民一人ひとりが認識するとともに、老朽化した水道施設の更新及び耐震化により、災害時においても水道水を安定的に供給します。

現況と課題

- ▶2024(令和6)年度末時点の水道普及率は、人口比で99.9%です。
- ▶本市の水道事業における有形固定資産償却率は、2023(令和5)年度末時点において55.43%と全国の類似団体平均52.74%を上回っており、水道施設の老朽化が進んでいることなどから、安定給水の確保のため計画的な改良・更新が必要です。
- ▶2026(令和8)年度から新たに水質基準項目となる有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)への対応など、信頼性の高い検査体制に基づく水質管理を維持する必要があります。
- ▶2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震を踏まえて国が示した方針に基づき、上下水道一体での耐震化を推進する必要があります。また被災地支援の経験を生かし、ソフト対策についてもより一層進めていく必要があります。
- ▶本市の給水人口や水需要、料金収入は減少傾向にある一方で、物価上昇に伴い経常費用が増加しています。老朽化した水道施設の改良・更新や耐震化のさらなる推進により、今後も事業運営に係る費用は増加することが予想されるため、より一層の経営の効率化や財政状況を踏まえた水道料金の見直しを行う必要があります。
- ▶安全・安心な水道水の安定供給に必要な人材の確保や育成、水道事業への市民の理解と協力を得るための効果的な広報やサービスの向上、広域的な水道技術支援をはじめとした広域連携など、さまざまな視点から安定的な事業運営に取り組む必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
有収率	91.7%	91.8%以上
重要施設管路の耐震適合率	54.9%	70.0%
料金回収率	100.8%	100%以上

取り組みの基本方針

1 安全・安心な水道水の安定供給

安全で安心な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の計画的な改良・更新や適切な維持管理、信頼性の高い検査体制に基づく水質管理を実施するとともに、自己水源の保全や愛知県営水道の活用により、効率的な水運用を行います。

2 災害対策の推進

災害時においても水道水を安定的に供給するため、避難所等の重要施設に繋がる水道管などを優先した上下水道一体での計画的な耐震化を進めるとともに、災害対応力の強化を図ります。

3 経営の効率化と安定的な事業運営

安定的な事業運営を行うため、水道料金の確実な徴収に加えて、デジタル技術を活用した業務効率化など一層の経営基盤の強化を図るとともに、事業運営に必要な人材の確保や水道事業への市民の理解と協力を得るための広報活動を行います。また、周辺自治体への水道技術支援など広域連携を推進し、地域全体の安定的な事業運営に貢献します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶水はみんなの貴重な資源であることを意識して、大切に使いましょう。
- ▶災害に備えて、飲用水や生活用水を準備しておきましょう。
- ▶普段使用する水道水はどこからきているのでしょうか？豊川の水源地を見に行ってみましょう。

5 下水の適正処理

下水道事業の安定的な運営を行うとともに、老朽化した施設の更新及び耐震化により、災害時においても適正に下水を処理します。

現況と課題

- ▶2024(令和6)年度末時点の汚水処理人口普及率は、92.5%です。全国では93.7%、愛知県では93.6%であり、本市はわずかに低い状況です。未普及地区の整備を進め、市民生活環境の向上や三河湾の水質保全に努めていく必要があります。
- ▶2025(令和7)年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、全国特別重点調査が実施されるなど、老朽化対策が課題となっています。
- ▶2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震を踏まえて国が示した方針に基づき、上下水道一体での耐震化を推進する必要があります。また被災地応援の経験を生かし、ソフト対策についてもより一層進めていく必要があります。
- ▶近年、気候変動による局地的な豪雨が全国各地で発生しており、本市における浸水対策に対する考え方を整理し、気候変動による影響を踏まえた計画的な浸水対策を行う必要があります。
- ▶本市の排水人口や使用料収入は減少傾向にある一方で、物価上昇に伴い経常費用が増加しています。老朽化した下水道施設の改築・更新や耐震化のさらなる推進により、今後も事業運営に係る費用は増加することが予想されるため、より一層の経営の効率化や財政状況を踏まえた下水道使用料の見直しを行う必要があります。
- ▶適正な下水処理に必要な人材の確保や育成、下水道事業への市民の理解と協力を得るための効果的な広報やサービスの向上など、さまざまな視点から安定的な事業運営に取り組む必要があります。

指 標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
全国特別重点調査対象管きよの健全化率	—*4	100%
施設耐震化率	61.6%	67.8%
経費回収率	104.3%	100%以上

*4) 参考：2025年度実施の調査結果に基づく指標のため、現況値なし

取り組みの基本方針

1 下水道の維持・整備

生活環境の向上や三河湾などの水質を保全するため、老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新や適切な維持管理、処理水質の管理に取り組むとともに、下水道未普及地区の整備を推進します。

2 災害対策の推進

災害時においても下水を適正に処理するため、上下水道一体での計画的な下水道の管路施設や処理場等の耐震化を進めます。

また、浸水被害を軽減するため、雨水排除能力や施設の耐水性能の向上に取り組めます。

3 経営の効率化と安定的な事業運営

安定的な事業運営を行うため、下水道使用料や受益者負担金の確実な徴収に加えて、デジタル技術を活用した業務効率化など一層の経営基盤の強化を図るとともに、事業運営に必要な人材の確保や下水道事業への市民の理解と協力を得るための広報活動を行います。また、事務の共同化など広域連携を推進し、地域全体の安定的な事業運営に貢献します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶下水道が使えるようになったら、速やかに接続しましょう。
- ▶油脂類やごみ類など下水道管が詰まるものや、薬品類など処理場で処理できないものを、下水道に流さないようにしましょう。
- ▶大雨により浸水が発生しやすい区域を、事前に内水ハザードマップで確認しておきましょう。

IV. まちづくり戦略(第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

まちづくり戦略は、本市の最重要課題ともいえる人口減少対策を分野横断的に取り組むため、4つの「個別戦略」を掲げ、個別戦略ごとに重点的かつ戦略的に推進する「数値目標」や「施策の基本方針」を明らかにするものです。

第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2025(令和7)年度をもって計画期間が終了しますが、未来を見据え、急速な人口減少に真正面から向き合い、そして適応していくため、第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

○まちづくり戦略の力点と共通認識

本市ではこれまで、人口減少対策のさまざまな取り組みを推進してきました。子育てや仕事の分野などで一定の成果を得られた一方で、市全体で見たときに人口減少に歯止めをかけるには至っておらず、依然として厳しい状況にあります。また、生産年齢人口が減少する中で、それを前提とした担い手の確保・育成、人々の生活に必要な社会インフラやサービスの維持・確保、さらには労働生産性の向上に向けた戦略的な取り組みが必要です。

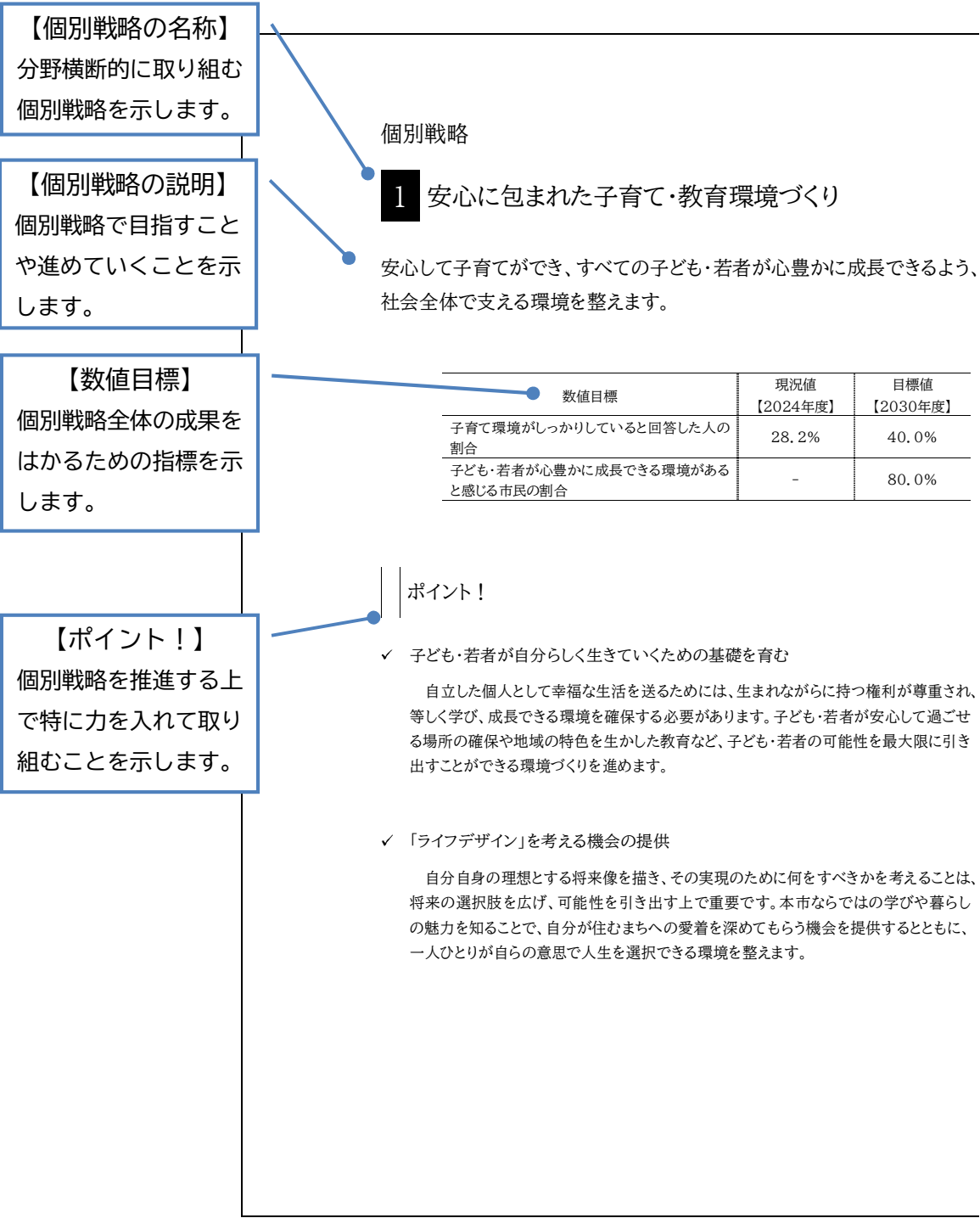
次期戦略では、これまで進めてきた人口減少を緩和する施策を継続しつつ、人口規模に見合ったまとまりのあるまちづくりを進める適応策に軸足を置きながら、市民一人ひとりが暮らしやすさを感じられるよう施策を実施します。施策の実施にあたっては、本市の豊かな自然や交通の利便性、多様性に富んだ産業構造などの強みを生かし、豊かな生活環境と経済をさらに発展させながら、未来を担う子どもをはじめ、本市に住む一人ひとりがわがまちに愛着を持ち「住み続けたい、また戻ってきたい」と思えるまちづくりを進めていきます。加えて、まちづくりを進めるにあたってはデジタル・先進技術を積極的に活用していきます。

まちづくり戦略を推進することで、人口減少が進む中であっても、本市が楽しく、そして安全で安心して暮らせる持続可能なまちとして活力を維持し、多様な価値観を持つ一人ひとりが、互いに尊重し合い、自己実現できる魅力あふれるまちを目指します。

市民一人ひとりの“暮らしやすさ”

1 安心に包まれた子育て・教育環境づくり <ポイント！> ✓子ども・若者が自分らしく生きていくための基礎を育む ✓「ライフデザイン」を考える機会の提供 (施策の基本方針) 1. 子ども・若者の成長を支える環境づくり 2. 未来を創る教育の推進 3. 妊娠、出産、子育てへの包括的支援 4. 地域で子育てを応援する環境づくり	2 希望に満ちた仕事づくり <ポイント！> ✓豊橋で“働きたくなる”環境づくり (施策の基本方針) 1. 産業インフラの整備 2. 経営基盤の強化と新たな地域産業の創出 3. 多様な働き方の推進と人材確保・育成	3 定住につながるまちの魅力づくり <ポイント！> ✓暮らしの満足度を高める ✓戦略的な情報発信 (施策の基本方針) 1. 定住の推進 2. 多様な活動の拠点を生かしたまちの活力創出 3. 地域資源の磨き上げと情報発信
4 暮らしを支える都市空間づくり <ポイント！> ✓共助意識のさらなる向上 ✓多様な交通手段による人とまちのつながりの創出 (施策の基本方針) 1. 安全で安心できる暮らしやすいまちの強靱化 2. 便利で快適な住みよいまちの形成 3. 環境に配慮した社会づくり		
〈共通認識〉デジタル・先進技術の力を積極的に活用する		

まちづくり戦略(個別戦略)の見方



序論

基本構想

1 子育て・教育

2 産業

3 安全・安心

4 健康・医療・福祉

5 文化・スポーツ・共生

6 にぎわい

7 環境

8 都市基盤

戦略

附属資料

基本計画

【施策の基本方針】
個別戦略を推進するための施策の基本方針とその説明を示します。

【重要業績評価指標】
施策の進捗や成果をはかるための指標を示します。

施策の基本方針

1. 子ども・若者の成長を支える環境づくり
子ども・若者が生まれながらに持つ権利と多様な価値観を尊重し、子どもたちの意見を取り入れながら、安心して過ごせる居場所の確保や自立した個人として成長していくための支援を行います。

2. 未来を創る教育の推進
地域や外部人材との連携により、多様な体験や専門性を生かした教育を提供し、子どもの可能性を最大限に引き出すことで、自ら考え、行動し、自分らしく生き抜いていく力を育成します。

3. 妊娠、出産、子育てへの包括的支援
結婚や出産を希望する方への支援を行うとともに、ライフステージに応じた心身のケアや経済的負担の軽減を行い、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えます。

4. 地域で子育てを応援する環境づくり
企業や関係機関と協力し、性別にかかわらず育児休業の取得やフレックスタイム・テレワークの導入など、子育て世帯の希望に沿った働き方を推進するとともに、子育ての不安や負担の軽減につながる地域の子育て支援機能を充実することで、地域が一体となって子育て家庭を支える意識づくりに取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)

	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思うと回答した児童生徒の割合	77.3%	80.0%
子育て家庭の心身の健康を保つための各種ケア事業や預かりサービスの利用者数	11,214人	16,770人

※数値目標及び重要業績評価指標（KPI）については分野別計画の指標と同じものを用いている場合があります。

個別戦略一覧

- 1 安心に包まれた子育て・教育環境づくり
- 2 希望に満ちた仕事づくり
- 3 定住につながるまちの魅力づくり
- 4 暮らしを支える都市空間づくり

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

個別戦略

1 安心に包まれた子育て・教育環境づくり

安心して子育てができ、すべての子ども・若者が心豊かに成長できるよう、社会全体で支える環境を整えます。

数値目標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
子育て環境がしっかりと回答した人の割合	28.2%	40.0%
子ども・若者が心豊かに成長できる環境があると感じる市民の割合	—	80.0%

ポイント！

✓ 子ども・若者が自分らしく生きていくための基礎を育む

自立した個人として幸福な生活を送るためには、生まれながらに持つ権利が尊重され、等しく学び、成長できる環境を確保する必要があります。子ども・若者が安心して過ごせる場所の確保や地域の特色を生かした教育など、子ども・若者の可能性を最大限に引き出すことができる環境づくりを進めます。

✓ 「ライフデザイン」を考える機会の提供

自分自身の理想とする将来像を描き、その実現のために何をすべきかを考えることは、将来の選択肢を広げ、可能性を引き出す上で重要です。本市ならではの学びや暮らしの魅力を知ること、自分が住むまちへの愛着を深めてもらう機会を提供するとともに、一人ひとりが自らの意思で人生を選択できる環境を整えます。

施策の基本方針

1. 子ども・若者の成長を支える環境づくり

子ども・若者が生まれながらに持つ権利と多様な価値観を尊重し、子どもたちの意見を取り入れながら、安心して過ごせる居場所の確保や自立した個人として成長していくための支援を行います。

2. 未来を創る教育の推進

地域や外部人材との連携により、多様な体験や専門性を生かした教育を提供し、子どもの可能性を最大限に引き出すことで、自ら考え、行動し、自分らしく生き抜いていく力を育成します。

3. 妊娠、出産、子育てへの包括的支援

結婚や出産を希望する方への支援を行うとともに、ライフステージに応じた心身のケアや経済的負担の軽減を行い、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えます。

4. 地域で子育てを応援する環境づくり

企業や関係機関と協力し、性別にかかわらず育児休業の取得やフレックスタイム・テレワークの導入など、子育て世帯の希望に沿った働き方を推進するとともに、子育ての不安や負担の軽減につながる地域の子育て支援機能を充実することで、地域が一体となって子育て家庭を支える意識づくりに取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思うと回答した児童生徒の割合	77.3%	80.0%
子育て家庭の心身の健康を保つための各種ケア事業や預かりサービスの利用者数	11,214人	16,770人

序
論

基本
構
想

1
教育
子育て

2
産業

3
安全・安心

4
健康・医療・福祉

5
文化・スポーツ・共生

6
にぎわい

7
環境

8
都市基盤

戦
略

附
属
資
料

2 希望に満ちた仕事づくり

魅力的な仕事の創出と多様な人々のワークライフバランスを実現し地域経済の成長を促進することで、豊かに暮らせるまちを目指します。

数値目標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
新規創業者数(2026年度以降累計)	— (434人／年)	1,850人
ワークライフバランスが実現できていると感じる 市民の割合	—	70.0%

ポイント！

✓ 豊橋で“働きたくなる”環境づくり

人が豊かに暮らすためには、生活の基盤となる仕事が必要であり、事業者が事業活動を進めやすい環境や、すべての働く人にとって快適に仕事ができる環境が整っていることは、本市が選ばれるための重要な要素です。

そこで、事業者に選ばれるよう産業用地の確保やほ場・道路整備など産業基盤の強化を図るとともに、働く人にとって魅力的な働く場の創出や多様な働き方の推進に、官民で一体となり取り組むことで、誰もが働きたくなる環境づくりを進めます。

施策の基本方針

1. 産業インフラの整備

産業用地の確保や道路整備、港湾の機能強化を進めることにより、事業者等の立地を促進し雇用機会の拡大を図ります。また、ほ場を整備することで、農地の大区画化や集積・集約を進め、効率的な営農を図ります。

2. 経営基盤の強化と新たな地域産業の創出

事業継続への支援や生産性向上につながる取り組みを進めることにより、事業活動の継続・成長を支えるための基盤強化を図ります。また、地域経済の活性化につながる新規事業の創出、創業・起業の支援や、イノベーションが持続的に起こる仕組みづくりなどにより、新たな地域産業の創出を図ります。

3. 多様な働き方の推進と人材確保・育成

働く人同士の相互理解や働きやすい環境づくりをはじめ、人材の市内定着に向けた取り組みやデジタル技術などの活用に向けた一層のスキル習得を進めることにより、多様な働き方の推進と人材確保・育成を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
企業立地奨励金の指定件数 (2026年度以降累計)	— (8件／年)	25件
スタートアップ等新規事業支援数 (2026年度以降累計)	— (37件／年)	140件
子育て応援企業の認定事業所数	430事業所	490事業所

序
論

基本
構
想

1 子育て・
教育

2 産業

3 安全・安心

4 健康・医療・
福祉

5 文化・
スポーツ・共生

6 にぎわい

7 環境

8 都市基盤

基本
計
画

戦
略

附
属
資
料

3 定住につながるまちの魅力づくり

まちへの誇りと愛着を高めるとともに、地域の魅力を磨き上げ、戦略的に発信することで本市に住み続ける人や関わる人が増える好循環を生み出します。

数値目標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
本市に愛着を感じる市民の割合	76.9%	83.0%
本市が住みたい・また戻ってきたいまちであると感じる市民の割合	—	100%

ポイント！

✓ 暮らしの満足度を高める

特に若い世代の市外への流出防止は喫緊の課題です。住みたい、また戻ってきたいと思えるよう、暮らしの中でまちの魅力や活力を体感し、本市への誇りと愛着を高められる機会を継続して提供します。

✓ 戦略的な情報発信

さまざまな媒体を活用し、誇りと愛着に根差した地域の魅力を戦略的に届けることで、本市に関わる人が増える好循環を生み出します。

施策の基本方針

1. 定住の推進
- 多様な人々がそれぞれの価値観で暮らしやすい環境を整え、暮らしの中で本市の良さを実感し、誇りと愛着を高めることができる機会を継続して提供します。
2. 多様な活動の拠点を生かしたまちの活力創出
- 有意義な時間を過ごすことのできる拠点を整備充実させることで、本市の魅力を高めます。また、それぞれの拠点を生かして人を呼び込むとともに、地域内外の多様な人たちの交流による新たな価値の創出を促進します。
3. 地域資源の磨き上げと情報発信
- のんほいパークやプロスポーツ、アーティストとの連携による動員力の高いコンテンツなど、多彩な地域資源の充実を図ります。また、効果的なプロモーションにより、本市の認知度向上及び市民・来訪者による能動的な情報発信などのアクションにつながる取り組みを進めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
公共施設における年間利用者数	2, 579, 332人	3, 147, 800人
SNS(X)のエンゲージメント	54, 388件	70, 000件

4 暮らしを支える都市空間づくり

強靱な社会基盤の整備とともに、持続可能でまとまりのある環境に配慮した住みよいまちを形成します。

数値目標	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
居住誘導区域内人口の割合	70.2%	71.6%
公共交通を利用しやすいと感じる市民の割合	42.2%	50.0%

ポイント！

✓ 共助意識のさらなる向上

私たちの暮らしの安全・安心を確保するためには、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という自助意識を常に持つことはもとより、いざという時には互いに助け合うことが必要です。共助意識のさらなる向上を図ることで、消防団や防災リーダーなどを中心に、市民・自治会・企業等の地域が一体となった災害に強いまちづくりを進めます。

✓ 多様な交通手段による人とまちのつながりの創出

持続可能でまとまりのあるまちづくりには、都市構造に応じた公共交通ネットワークの形成が必要です。多様な交通手段により都市拠点や地域拠点へのアクセス性を向上させることで、人とまちがつながり、安全で快適に利用できる移動環境を整えます。

施策の基本方針

1. 安全で安心できる暮らしやすいまちの強靱化
- 医療・介護・福祉サービス、防犯・交通安全対策など、あらゆる分野においてデジタル・先進技術を活用することで市民の暮らしの安全・安心を実現します。また、老朽化する社会インフラの更新や災害時に迅速かつ的確な対応を可能とする機能の整備などを行いながら、地域防災力のさらなる向上による、持続可能なまちの強靱化を図ります。
2. 便利で快適な住みよいまちの形成
- 都市機能の集積並びに居住誘導と、持続可能な公共交通ネットワークの形成による、まとまりのあるまちづくりを進めるとともに、美しい景観や居心地が良く歩きたくなる空間をつくれます。
3. 環境に配慮した社会づくり
- 再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消など、地域資源の有効活用を図ることで、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

重要業績評価指標(KPI)	現況値 【2024年度】	目標値 【2030年度】
防災リーダー養成講座修了者数 (2026年度以降累計)	— (117人／年)	650人
地域公共交通の1日あたりの利用者数	44千人	44千人
再生可能エネルギー施設の設置容量	312,420kW	657, 900kW

V. 基本計画推進のために

基本計画に掲げる政策を総合的かつ計画的に推進するため、『私たちがつくる 未来をつくる』という基本理念のもと、SDGsの目標を踏まえ、率先して事業を展開します。また、これを支える行財政運営等の方針を以下に示します。

1. 時代の要請に応える『行政運営』

本市を取り巻く環境は刻々と変化を続け、行政課題もまた多様化し、複雑かつ高度なものとなっています。このような中、質の高い市政運営の実現につなげるため、社会ニーズや時代の変化を的確にとらえ、先駆的な取り組みにも果敢に挑戦することのできる職員の育成を進めるとともに、多彩な経験を持つ人材の確保を図ります。あわせて、こうしたさまざまな職員が能力を最大限発揮し、いきいきと活躍することができる風通しのよい組織風土と、新たな行政課題に迅速で機動的に対応できる組織体制をつくります。

また、人口減少の局面にあって財源や人員が限られる中、サービス水準を維持し、市民に寄り添った行政サービスを提供するため、生産性の向上が期待されるデジタル技術の導入や組織全体の働き方改革を積極的に進めます。

さらに、市民のまちづくりに対する意識が高まる中、市民ニーズをよりの確にまちづくりに反映させるため、未来を担う子どもの声をはじめ、市民の声に積極的に耳を傾けるとともに、さまざまな媒体を活用し、分かりやすい情報を発信します。

2. 規律ある持続可能な『財政運営』

物価高騰や高齢化社会の進行など社会情勢を背景とした財政需要の増加に加え、世界経済の不透明感から景気の後退リスクを伴うなど、引き続き厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。行政評価による既存事業の見直しを行い、事業の選択と重点化を図るとともに、市税やふるさと寄附金等の自主財源のほか、国県補助金の積極的な獲得や市債の適切な活用など、さまざまな財源確保に努めます。

また、既存の公共施設等の多くが老朽化しており、更新や維持管理等に係る経費は今後、大幅に増加することが予測されます。将来にわたる維持・更新費用の縮減かつ平準化に向け、公共施設等の計画的な保全による長寿命化を進めるとともに、施設需要の変化を的確にとらえ必要性和有効性を勘案する中で、公共施設等の複合化や集約化などにより最適化を図ります。

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

3. 多彩な主体と築く『パートナーシップ』

ライフスタイルや価値観の多様化に加え、グローバル化の進展を背景に、年齢、性別、国籍、文化、習慣、障害などにかかわらず、個人として尊重され、持てる力を発揮できる環境が求められています。このため、人権の意義やその尊重と共存の重要性について、誰もが理解を深めながら安心して活躍することのできるまちづくりを進めていきます。

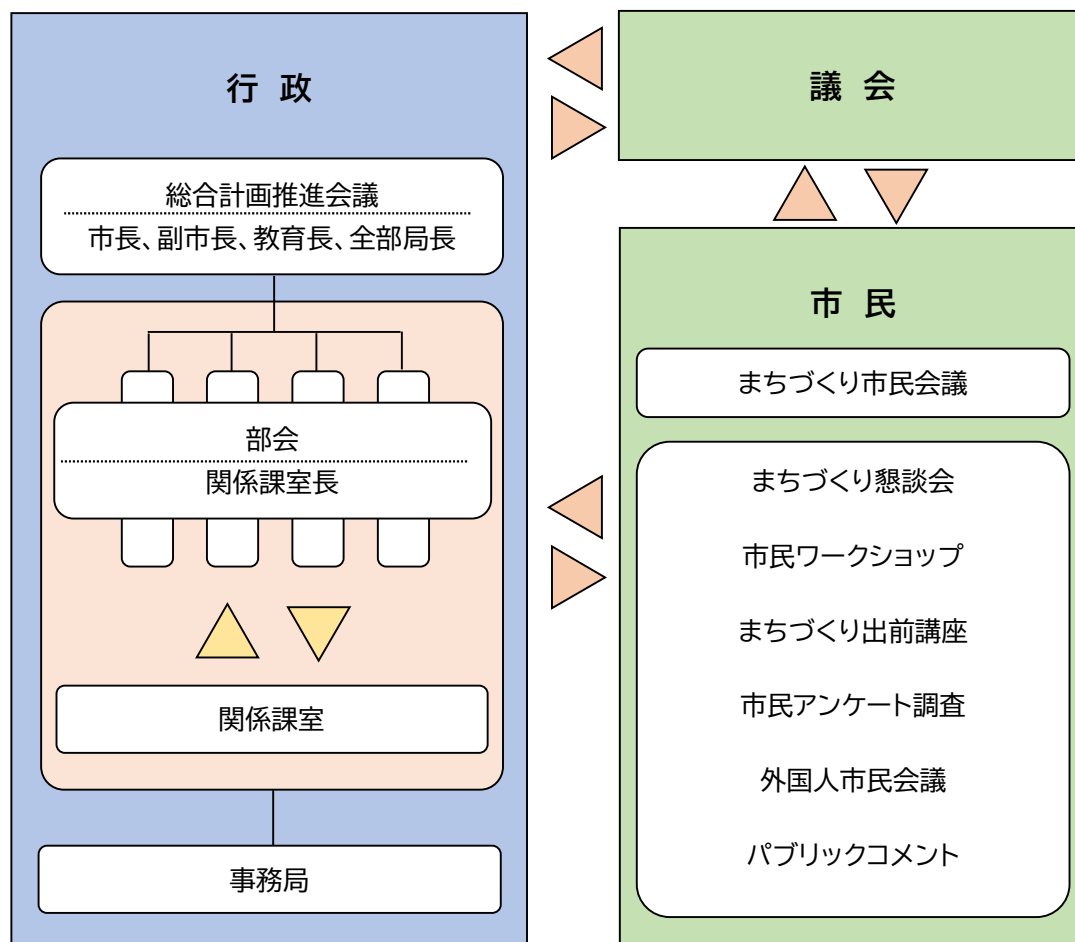
また、急速に変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応しながら、持続可能なまちづくりを進めるためには、これまで以上にさまざまなパートナーと協働しまちづくりに取り組む必要があります。さらに、単体の自治体だけでなく近隣市町村との連携や行政区域にとらわれない住民の生活区域を意識した取り組みも重要となります。今後も地域コミュニティや市民活動団体、近隣市町村との連携をさらに強固なものとし、あらゆる市民が活躍できる機会を創出するとともに、民間企業の柔軟な発想や優れた技術力、地元大学や金融機関の持つ専門性・知見などを生かし、産学官金民が一体となって、地方創生を推進します。

本市を含む東三河地域や三遠南信地域では、歴史的、社会的、経済的なつながりを背景とした強固な連携体制を構築してきました。県内でも人口減少が進んでいる東三河地域において、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、東三河県庁や東三河広域経済連合会等との連携をさらに深めるとともに、東三河広域連合を通じて行う取り組みを推進するほか、三遠南信地域といった県境をまたぐ広範囲の連携も含めて、さまざまな分野で魅力と活力を高めるための取り組みを積極的に推進します。

附属資料

序論	
基本構想	
1 子育て・教育	基本計画
2 産業	
3 安全・安心	
4 健康・医療・福祉	
5 文化・スポーツ・共生	
6 にぎわい	
7 環境	
8 都市基盤	
戦略	
附属資料	

I. 策定体制



序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
基本計画
附属資料

①豊橋市総合計画推進会議

市長を会長とし、副市長、教育長、全ての部局長で構成しています。総合計画の策定に向けた立案や調整は、この会議を中心に進めました。

豊橋市総合計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 第6次豊橋市総合計画(以下「総合計画」という。)の推進に当たり、豊橋市総合計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1)総合計画推進及び重要事項の調整に関すること。
- (2)まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること。
- (3)行政評価に関すること。
- (4)その他総合計画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長のうちから会長が指定した者がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じ推進会議を招集し、会議の議長となる。

(部会)

第5条 推進会議に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会の構成その他必要な事項は会長が定める。
- 3 部会長は、会長が指定したものとし、部会の会務を総理する。
- 4 部会長は、会長の指示するところにより部会を招集し、第2条に掲げる事項について調査検討を行い、その結果を推進会議に報告する。
- 5 部会長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局は、企画部政策企画課の職員をもって組織する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

役 職	職 名
会長	市長
副会長	稲田副市長
副会長	島村副市長
委員	教育長
//	危機管理統括部長
//	総務部長
//	財務部長
//	企画部長
//	市民協創部長
//	文化・スポーツ部長
//	福祉部長
//	こども未来部長
//	健康部長
//	環境部長
//	産業部長
//	建設部長
//	都市計画部長
//	総合動植物公園長
//	会計管理者
//	監査委員事務局長
//	議会局長
//	市民病院事務局長
//	上下水道局長
//	消防長
//	教育部長

附屬資料

②豊橋市まちづくり市民会議

多方面からの市民意見を集約するために、学識経験者や各種団体の構成員など21名の委員のみなさんで、豊橋のまちづくりについての意見交換を行いました。(行政職員並びに団体の役職交代に伴う委員交代を含みます。)

豊橋市まちづくり市民会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市総合計画の推進に当たり、広く市民の意見を反映させるため、豊橋市まちづくり市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次の事務を所掌する。

- (1)総合計画に関する助言や提案に関すること。
- (2)まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する助言や提案に関すること。
- (3)人口ビジョンに関する助言や提案に関すること。
- (4)総合計画の効果検証に関すること。
- (5)その他まちづくり全般に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体及びその他市長が認める者であって市長が委嘱した者並びに政策企画課職員をもって組織する。

2 会長は、委員とは別に政策企画課長をもって充てる。

3 委員は、別表のとおりとする。

4 任期は、市長が委嘱した日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

2 会議の議長は、政策企画課職員より選任した者をもって充てる。

3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。

4 会長が必要と認めた時は、委員以外の者の会議への出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 市民会議の事務局は企画部政策企画課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	区 分	団体名等
1	産業	豊橋商工会議所
2	産業	豊橋農業協同組合
3	学識経験者	豊橋技術科学大学
4	学識経験者	愛知大学
5	学識経験者	豊橋創造大学
6	金融	豊橋信用金庫
7	労働	連合愛知豊橋地域協議会
8	メディア	豊橋ケーブルネットワーク(株)
9	観光	ほの国東三河観光ビューロー
10	協働	豊橋市自治連合会
11	まちづくり	豊橋青年会議所
12	子育て	豊橋保育協会
13	教育	豊橋市小中学校PTA連絡協議会
14	福祉	社会福祉協議会
15	医療	豊橋市医師会
16	多文化共生	国際交流協会
17	交通	豊橋鉄道(株)
18	環境	朝倉川育水フォーラム
19	情報技術	豊橋市デジタル化推進アドバイザー
20	行政	愛知県
21	行政	豊橋市(政策企画課)

序 論	
基本 構 想	
基 本 計 画	1 子育て・ 教育
	2 産業
	3 安全・安心
	4 健康・医療・ 福祉
	5 文化・ スポーツ・共生
	6 にぎわい
	7 環境
	8 都市基盤
	戦 略
附属資料	

③豊橋市まちづくり懇談会

産業界、大学、行政機関の代表者に「まちづくりにおける重要な視点」をテーマに意見を伺いました。

開催日	2025年2月6日
テーマ	まちづくりにあたっての重要な視点について
参加者	6人

④市民まちづくりワークショップ

豊橋市の魅力を再認識してもらうとともに、未来の豊橋市での豊かな暮らしを描きながらまちづくりへの関心を高めるため、さまざまな年齢層の方が参加する市民ワークショップを開催しました。

■第1回

開催日	2024年11月30日
テーマ	イマの戦略を知って、ミライへの資源・課題を語り合う
参加者	19人
プログラム	ガイダンス(イマの戦略を知る) グループワーク(5年での変化、ミライへの資源・課題) 成果発表・意見交換・まとめ

■第2回

開催日	2024年1月18日
テーマ	まちなか発想ゲームをしながらミライへのアイデアを生み出す
参加者	18人
プログラム	グループワーク① ゲームのカードづくり グループワーク② まちなか発想ゲーム“メイキット”のプレイ 全体共有・意見交換

■第3回

開催日	2025年2月15日
テーマ	なりたいミライを語り合う
参加者	17人
プログラム	グループワーク① 「なりたいミライ」を考える グループワーク② ①を実現するために必要な取り組みを考える 全体共有・意見交換

⑤まちづくり出前講座

出前講座を通じて、「どのような豊橋にしたいか(中学生)」「豊橋で守りたい、風景、人、もの、ことは何(小学生)」「それは何故か」「実現するために自分に何ができるか」について意見をいただきました。

開催状況	全8回(2024・2025年度)
参加者数	小学生 300人 中学生 53人

⑥子どもワークショップ

総合計画の策定にあたり、子どもや子育て世代の意見を取り入れるため、こども未来館ここにこにてイベントを開催しました。

■子ども向けワークショップ

開催日	2024年12月14日
プログラム	①とよはし まちクイズ ②とよはしのまち 私の好きなところ ③こんなまちが好き！こんなまちになってほしい ④みんなのアイデアください！

■保護者向け「子どもの居場所」に係るアンケート

開催日	2024年12月14日
回答者	115人
プログラム	①地域コミュニティの変化について ②複雑かつ複合化した喫緊の課題について ③価値観の多様化について ④こどもの居場所について ⑤あなたの周りのこどもについて

■保護者への豊橋の子育て環境に関するインタビュー

開催日	2024年12月14日
協力者	19人
プログラム	豊橋の子育て環境について

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

⑦外国人市民会議

総合計画の策定にあたり、豊橋市に住む外国人の意見を取り入れるため、意見交換を行いました。

開催日	2024年11月17日
テーマ	「ヤングケアラー支援」について
参加者	6人
プログラム	ヤングケアラー支援について 意見交換(豊橋市の住みやすさ など)

⑧中学生政策提言

中学生のまちづくりへの意見を聴取するため、市内中学校(1校)の協力のもと、まちづくりに関する政策提言をいただきました。

実施日	2024年12月10日
内容	「牛川の渡し」を活用したまちづくりの提案書
対象	市内中学校(1校)の3年生 35人
主な提言	1 Watasiの願いをかなえてもらおう！ 2 美しい自然を眺められる市民の憩いの場 3 渡しトンネル 4 川とサイクリングと渡し 5 自然と渡し周辺散策コース

⑨「豊橋の好きなところ」ヒアリング

豊橋まつりの会場にて「クラストコ(豊橋)祭り」イベントを開催し、あなたの「豊橋の好きなところ」について意見をいただきました。

実施日	2022年10月15日～16日
内容	あなたの「豊橋の好きなところ」教えてください
対象	約400人

⑩市民アンケート調査

総合計画の策定にあたり、暮らしやすさや豊橋市のイメージなどを把握するため、市民5,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	2024年9月12日～同年9月30日
調査名	豊橋市のまちづくりに関する市民アンケート調査
調査項目	回答者自身の属性や暮らし、豊橋市のイメージなど全31問
調査対象	18歳以上の市民5,000人
抽出方法	住民基本台帳より年齢階層別に無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収 ※インターネット上での回答可
回収結果	1,169件(回収率23.3%) ※うち、インターネット回答数276件

⑪パブリックコメント(第6次豊橋市総合計画後期基本計画(素案))

第6次豊橋市総合計画後期基本計画(素案)に対する意見を募集するため、パブリックコメント制度による意見募集を実施しました。

募集期間	202●年●月●日～202●年●月●日
提出方法	持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページ
提出件数	●件(●人)

序 論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

II. 会議等の開催経緯

☆：豊橋市議会 ○：市民会議 □：庁内会議

年月日		主な内容
2024年 (令和6年)	4月16日	□第1回豊橋市総合計画推進会議 第6次総合計画後期基本計画の策定について
	6月4日	□第2回豊橋市総合計画推進会議 第6次総合計画後期基本計画の策定について
	7月25日	○第1回豊橋市まちづくり市民会議 後期基本計画の策定におけるまちづくり市民会議の役割について
	8月20日	□第3回豊橋市総合計画推進会議 (1)第6次豊橋市総合計画前期基本計画の総括について (2)第6次豊橋市総合計画後期基本計画 分野別基本方針の立案について
	9月4日	○第2回豊橋市まちづくり市民会議 (1)「しごと」に関し、社会潮流、取り巻く環境の変化について (2)各班から出た意見の共有
	10月31日	○第3回豊橋市まちづくり市民会議 (1)「ひとの流れ」に関し、社会潮流、取り巻く環境の変化について (2)各班から出た意見の共有
	11月26日	○第4回豊橋市まちづくり市民会議 (1)「子育て・教育環境」に関し、社会潮流、取り巻く環境の変化について (2)各班から出た意見の共有
	12月16日	○第5回豊橋市まちづくり市民会議 (1)「都市空間」に関し、社会潮流、取り巻く環境の変化について (2)各班から出た意見の共有
	2月10日	□第4回豊橋市総合計画推進会議 (1)第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定スケジュールについて (2)取組状況報告について (3)分野別・戦略計画(案)及び前期総括の作成作業について
	3月10日	○第6回豊橋市まちづくり市民会議 (1)これまでの取組について (2)次期まちづくり戦略の考え方について (3)未来をつくる みんなのアクションについて
2025年 (令和7年)	4月15日	□第1回豊橋市総合計画推進会議 第6次総合計画後期基本計画策定について
	5月27日	□第2回豊橋市総合計画推進会議 (1)第6次総合計画後期基本計画骨子案について (2)当面のスケジュールについて
	6月24日	□第3回豊橋市総合計画推進会議 (1)第6次豊橋市総合計画前期基本計画総括について (2)第6次豊橋市総合計画後期基本計画骨子(案)について
	7月3日	○第1回豊橋市まちづくり市民会議 未来をつくる みんなのアクションについて
	7月23日	○第2回豊橋市まちづくり市民会議 第6次豊橋市総合計画に係る評価分析について

☆：豊橋市議会 ○：市民会議 □：庁内会議

年月日		主な内容
	7月31日	☆第6次豊橋市総合計画・後期基本計画策定調査特別委員会 (1)第6次豊橋市総合計画前期基本計画総括報告書について (2)第6次豊橋市総合計画後期基本計画骨子(案)について
	8月6日	○第3回豊橋市まちづくり市民会議 未来をつくる みんなのアクションについて
	8月18日	□第4回豊橋市総合計画推進会議 第6次豊橋市総合計画後期基本計画(素案)について
	10月1日	□第5回豊橋市総合計画推進会議 第6次豊橋市総合計画後期基本計画(素案)について
	11月12日	☆第6次豊橋市総合計画・後期基本計画策定調査特別委員会 第6次豊橋市総合計画後期基本計画(素案)について

序 論
基本 構 想
1 教 育 ・ 子 育 て
2 産 業
3 安 全 ・ 安 心
4 福 祉 ・ 健 康 ・ 医 療
5 ス ポ ー ツ ・ 文 化 ・ 共 生
6 に ぎ わ い
7 環 境
8 都 市 基 盤
戦 略
基本計画
附属資料

III. 用語説明

あ

IoT

Internet of Thingsの略。建物、電化製品、自動車、医療機器など、多種多様な「モノ」がインターネットに接続することによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

ICT

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術の総称。これまで使われてきた「IT(Information Technology)」にコミュニケーションが具体的に表現されている。

空家対策専門アドバイザー

不動産会社でも建設会社でもない中立な立場の、「空家の相談に特化」した専門相談員。空家所有者等の問題を整理し、状況に合わせた解決策や活用方法の方向性を提案し、事業者との契約まで伴走支援する。

新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するため、感染症対策に通じる所作を日常生活に織り込んだ、新しい生活の仕方のこと。

歩いて暮らせるまち区域

都市機能誘導区域または各拠点へのアクセス性に優れた公共交通幹線軸沿線の居住誘導区域内において、居住を積極的に誘導する区域。豊橋市立地適正化計画で定められている。

い

eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

一般会計

行政を運営するための基本的な経費を計上した予算の中心となる会計。

イノベーション

革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化を起こすこと。

イマージョン教育

教科内容を母国語ではない外国語で学ぶことで、言語力を習得させる外国語教育法。

医療DX

保健・医療・介護の各段階において発生する情報やデータを国が整備する基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。

インキュベーション事業

中心市街地の空き店舗への出店者に対して家賃等の補助を行う豊橋市の助成制度のこと。

感震ブレーカー

地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置。分電盤タイプ(内蔵型)、分電盤タイプ(後付型)、コンセントタイプ及び簡易タイプがある。

幹線市道

市域の広域的な交通機能や市街地の空間形成の機能などを有する都市計画道路に準ずる市道。

GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for All スクール構想の略。すべての児童生徒が情報化社会で必要な力を身につけられるようにすること。

企業会計

上下水道局や市民病院のように独立採算制を原則として水道料金や下水道使用料、診療収入などにより運営している会計。

義務的経費

人件費、扶助費、公債費のように支出が法令などで義務付けられ任意に縮減できない性質の経費。

キャリア教育

社会の変化に対応していく能力や、主体的に自己の進路を選択して決定できる能力を養い、社会人や職業人として自立するための生き方教育。

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

救命率

救急車で搬送した心肺停止者のうち、1か月後に生存している人の割合。

狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

居住誘導区域

人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域。豊橋市立地適正化計画で定められている。

経費回収率

汚水処理にかかる費用に対する使用料収入の割合を示す指標。100%を上回ると汚水処理にかかる費用を使用料収入で賄えていることを示す。

健康格差

地域や社会経済状況の違いによって生じる集団間における健康状態の不公平な差。

健康教育

学校保健、学校安全及び学校給食や食に関する指導を包括したものであり、心身の健康を自ら保持増進するために必要な能力・態度を育成するための教育。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

公園スポンサー制度

住民参画型の公園づくりと公園利用の促進を図ることを目的とし、個人または企業が豊橋市の管理する公園等への維持管理費に対する費用や遊具等の施設への寄附を行う制度のこと。

国際紛争

経済問題、宗教や文化の違い、民族間の対立などにより発生する国家間や地域間の争いのこと。

こども食堂

地域住民などが主体となって無料または低料金で子どもや保護者たちに食事を提供するコミュニティの場。

530運動

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉として、1975(昭和50)年に豊橋から始まり、全国に広まった環境美化の市民運動。

コミュニティ・スクール

保護者代表や地域住民等から構成される学校運営協議会を学校に設置し、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む仕組み。

5類感染症

季節性インフルエンザなど、国が調査を行い、必要な情報を提供・公開していくことによって発生・まん延を防止すべき感染症。

コンテナターミナル

コンテナ船と陸上輸送との間でコンテナの積み下ろし・保管・受け渡しをする港の施設。

災害関連死

災害による負傷の悪化や避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。

災害拠点病院

災害対策基本法に基づいて都道府県知事が指定する病院で、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を提供することが困難な場合に、都道府県知事の要請により、傷病者の受け入れや医療救護班の派遣を行う病院。

サイバー攻撃

インターネットなどを利用して、コンピューターやシステムに対して情報の窃取、改ざん、破壊やサービス妨害などを行う不正な行為の総称。

サプライチェーン

商品や製品が消費者に届くまでの、原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。

三遠南信地域

愛知県東三河地域を「三」、静岡県遠州地域を「遠」、長野県南信州地域を「南信」とした3県の県境にまたがる地域のこと。

三遠南信地域連携ビジョン推進会議(SENA)

2008(平成20)年3月に三遠南信地域の行政や経済界が共同して策定した「三遠南信地域連携ビジョン」を推進するため、同年11月に発足した会議体。三遠南信地域の一体的発展を目指した取り組みを進めている。

三師会

医師会、歯科医師会、薬剤師会のこと。

COD

Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)の略。主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、この値が大きいほど汚濁が進んでいる。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

事業承継

現在の経営者が会社の経営権や経営資源を後継者に引き継ぎ、事業の存続・発展を図ること。承継先として親族内承継、従業員承継、第三者承継(M&A)の3つに分類される。

自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神に基づき、地域住民が自発的に防災活動に取り組むための組織。

施設耐震化率

下水処理場やポンプ場などにおける耐震性能を有する構造物の割合。高いほど、耐震化が進んでいることを示す。

自然動態

出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

社会動態

転入・転出に伴う人口の動きのこと。

社会保障経費

安心して生活していくために必要な年金、医療、介護、子ども・子育て等の公的サービスに係る経費。

重層的支援体制整備事業

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業。

重要施設管路

医療機関や避難所など、災害時に上下水道機能の確保が特に必要な施設（重要施設）に接続する水道管路。

条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、規制の一部を当分の間、適用除外とする生物の通称。現時点で「条件付特定外来生物」に指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種。

小中一貫教育

小学校と中学校が、めざす子ども像等を共有し、9年間を通じた系統的な教育を行うもの。

小中高特連携教育

豊橋市内の小・中学校及び高等学校、特別支援学校における教育活動の連携と系統化を図り、子どもたちの生きる力を育成する取り組み。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、ごみとして廃棄される食品。

新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症。2020年1月30日にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態として宣言されたが、2023年5月4日に解除された。日本では2023年5月8日に5類感染症へ移行した。

人生100年時代

100歳まで人生が続くことが当たり前となる時代のこと。

水源涵養

雨水を吸収して水源の渇水を防ぎ、また、水流が一時的に河川に集注して洪水を起こすことを防ぐこと。

スケールメリット

同種のものを多く集めることによって、単体よりも大きな結果が出せること。「規模のメリット」とも呼ばれる。

スタートアップ

AI、IoTなどの最先端の技術を活用し、革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す企業。

序論	
基本構想	
1 子育て・教育	基本計画
2 産業	
3 安全・安心	
4 健康・医療・福祉	
5 文化・スポーツ・共生	
6 にぎわい	
7 環境	
8 都市基盤	
戦略	
附属資料	

STATION Ai

名古屋市にあり、スタートアップ企業の創出育成及び企業の共創促進を目指し、さまざまな支援サービスを展開する国内最大級の愛知県の拠点施設。

ストック

ある時点において蓄積されている資産のこと。

スマートIC

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両(料金の支払方法)は、ETCを搭載した車両に限定される。

スマート農業

ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業。

3R

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字Rを取って造った用語。リデュースは物を大切に使うこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することを意味する。

性自認

自分の性別についての認識(男性、女性、どちらでもない、わからない、決められないなど)。

性的指向

恋愛や性愛の対象となる性別のこと。

世界動物園水族館協会(WAZA)

世界各国の300以上の動物園、水族館並びに日本動物園水族館協会などの協会で構成される国際組織。生物多様性の保全や動物福祉に関する高い基準や方針を示し、その達成のための国際的な連携を推進している。

耐震適合率

管路の布設された地盤条件を考慮した、地震時に管の接合部が抜けたり管が破損したりするなどの影響が少ない管路の割合。高いほど、耐震化が進んでいることを示す。

たん水被害

排水能力の不足等により、農地に不要な水がたまり、農作物等が被害を受けること。

地域猫活動

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、地域の理解と協力を得て、地域のルールに基づいて適切に飼養管理する活動。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

知と交流の創造拠点

図書の収集・提供を図る役割に加え、図書館という空間を通して図書と人、知識と人、情報と人、人と人などを直接結びつけ、まちづくりを創造する拠点。

津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、津波が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

DX

ICT等が社会や組織、業務に浸透することによってもたらされる変革のこと。デジタルトランスフォーメーション(digital transformation)の略。

DV

Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振られる暴力。身体に対する暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動や行動も含まれる。

デジタルアーカイブ

価値ある資料を電子データとして記録し、長期保存・体系的管理を行うとともに、インターネット上に公開すること。時間や場所に制約されず閲覧・活用することができる。

デジタルマーケティング

インターネットやIT技術を用いたマーケティング手法。

テレワーク

「tele＝離れた所」と「work＝働く」からなる言葉で、ICTの活用による場所や時間に捕らわれない柔軟な働き方のこと。

投資的経費

道路の整備や施設建設等に伴う、将来にわたる資産の形成のための工事費や用地取得費などのこと。

動物福祉

動物の精神的・肉体的負担をできる限り減らし、動物が生き生きとした暮らしができるようにすること。

登録博物館

博物館法に規定される機関で、歴史・芸術・自然科学などの資料を収集・保管・展示し、教育・研究・レクリエーションに資するための事業を行う博物館のこと。

特定健康診査

40歳から74歳までの医療保険加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した、生活習慣病予防のための健診。本計画では豊橋市国民健康保険加入者を対象とする。

特別会計

競輪や動植物公園などのように使用料などの特定の収入で特定の事業を運営する会計。

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

都市機能

都市において生活を営む上で必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」等のほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。

都市公園

都市公園法に定められる公園または緑地のこと。多様な世代の人々が集い日々の生活を潤す憩いの場となるよう、国または地方公共団体が設置する。

都市再生推進法人

都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として市町村が指定するもの。まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体。

と畜

食用に供する目的で牛や豚などをとさつし、解体すること。

豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の人口減少対策を総合的に推進するために策定するもの。

内水ハザードマップ

雨の量が下水道管などの排水能力を超えた時や、河川などの排水先の水位が高くなった時に雨水を排水できなくなり浸水する内水氾濫において、想定される浸水範囲、最大浸水深、避難所や避難にあたっての危険箇所などの情報を記載したマップ。

南海トラフ地震

フィリピン海プレートとユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する「南海トラフ」及びその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。

農業生産基盤整備面積

田畑の区画整理や用水路・排水路・農道の整備などにより、農業を効率的に行えるよう改良された農地の面積。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度

お互いを人生のパートナーとし、日常生活でお互いに協力し合うことやパートナーであることを誓う2人の関係や、その2人の一方または双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を市が証明する制度。

パートナーシティ

特定分野に限定した交流を目的として都市提携を結んだ都市のこと。

バイオマス利活用センター

下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみの複合バイオマスを活用してエネルギー化する施設。

排水人口

下水道を使用できる人口。

HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品の製造工程ごとに微生物汚染や異物混入などの危害を予測し、その防止において特に重要な工程を継続的に監視、記録することで、製造した全製品の安全性を確保する衛生管理手法。

パンデミック

感染症の世界的大流行。感染症の流行する地域や集団が国境を越えて広範囲になった状況。

BCP

Business Continuity Planの略。災害や事故などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

PPA

Power Purchase Agreementの略。発電事業者が利用者の敷地や屋根に太陽光発電設備を無料で設置し、発電した電気を利用者が購入する契約のこと。

東三河県庁

東三河担当副知事のもと、東三河地域内の県の機関が一体となって東三河振興に取り組むための愛知県の組織。

東三河広域経済連合会

東三河の一体的な産業振興・地域活性化のため、東三河地域の商工会議所及び商工会で構成される組織。

東三河広域連合

東三河地域の8市町村によって設立された広域連合の名称。

避難行動要支援者

地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方。

フレイル

要介護状態の前段階で、加齢による心身および社会的衰えから様々な問題を抱えることより、健康障害を招きやすい状態。早期に発見し対応することにより、生活機能の維持・向上を図ることができると考えられている。

プレコンセプションケア

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。

へ

返還墓所

以前利用されていた墓所区画を、墓石等を撤去して原状復帰した区画のこと。

ほ

貿易摩擦

貿易相手国との間に著しい貿易収支の不均衡が生じ、それが国内経済にも悪影響を及ぼし、そのため両国間で政治的・経済的利害の対立が激しくなること。

ほ場

田、畑、果樹園等、農作物を栽培するための農地。

ボルネオ保全プロジェクト

旭川市旭山動物園、那須どうぶつ王国、神戸どうぶつ王国、福岡市動物園、鹿児島市平川動物公園、豊橋総合動植物公園の6つの動物園と特定非営利活動法人ボルネオ保全トラスト・ジャパン(BCTJ)が連携し、マレーシアのボルネオ島サバ州で自然環境保護・生物多様性保全事業を推進するプロジェクト。

や

ヤングケアラー

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”のこと。その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ゆ

UIJターン

Uターン、Iターン、Jターンを合わせた言葉で、大都市圏から地方に移住する人の動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。

有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)

フッ素樹脂の助剤や撥水・撥油剤、泡消火剤の製造等で幅広く使用されている物質で、環境中で分解されにくく、蓄積性の高い物質。人体の健康へのさまざまなリスクが指摘されており、現在、国内外において製造、使用等が制限されている。

有形固定資産償却率

保有する施設の当初の価値に対する、経年劣化により減少した価値の割合。高いほど施設の老朽化が進んでいることを示す。

友好・姉妹都市

親善や文化交流、経済交流など包括的な交流を目的として都市提携を結んだ都市のこと。

有収率

造られた水道水のうち、各家庭に届き、水道料金の対象となった水道水の割合。高いほど漏水等なく水道水を利用者に届けられていることを示す。

よ

幼保小連携教育

幼稚園・保育園・認定こども園などの幼児教育と小学校教育とを円滑につなぎ、子どもたちの学びや発達の連続性を実現する教育の取り組み。

ライフサイクルコスト

施設や設備などを整備してから、維持管理を行い、処分するまでの全期間にかかる総費用のこと。

離岸堤

海岸の沖合に、海岸線にほぼ平行に設置される堤防状の構造物。沖合からの波の力を弱める機能と、砂浜の砂が波で沖に取られることを防ぎ、砂浜に砂を溜める効果がある。

リノベーションまちづくり

遊休不動産を再生させるとともに、そこを起点として新しいコンテンツを集積させ、エリアの価値を高める取り組みのこと。

流域治水

河川管理者が主体となって行う河川整備等の治水対策に加え、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる河川の流域全体のあらゆる関係者（国・県・市・企業・住民等）が協働し、ハード・ソフト対策一体で水害を軽減する治水対策の考え方のこと。

料金回収率

給水にかかる費用に対する料金収入の割合。100％を上回ると給水にかかる費用を料金収入で賄えていることを示す。

6次産業

加工（2次産業）や販売（3次産業）などにも取り組む農業（1次産業）の多角的経営。

ワークライフバランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

序論
基本構想
1 子育て・教育
2 産業
3 安全・安心
4 健康・医療・福祉
5 文化・スポーツ・共生
6 にぎわい
7 環境
8 都市基盤
戦略
附属資料

